

第百五十五回国
参議院財政金融委員会會議録第十号

平成十四年十二月五日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

十二月四日

辞任

辻 泰弘君

山本 保君

十二月五日

辞任

大塚 耕平君

補欠選任

大塚 耕平君

福本 潤一君

補欠選任

松井 孝治君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

柳田 稔君

入澤 肇君

尾辻 秀久君

林 芳正君

峰崎 直樹君

浜田卓二郎君

委員

佐藤 泰三君

清水 達雄君

田村耕太郎君

中島 啓雄君

溝手 顕正君

森山 裕君

若林 正俊君

大塚 耕平君

勝木 健司君

櫻井 充君

松井 孝治君

円より子君

福本 潤一君

池田 幹幸君

国務大臣

財務大臣

国務大臣

(金融担当大臣)

(経済財政政策担当大臣)

副大臣

内閣府副大臣

財務副大臣

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

内閣法制局第三部長

内閣府産業再生機構(仮称)設立準備室次長

金融庁総務企画局長

金融庁検査局長

金融庁監督局長

郵政事業庁次長

財務省主計局次長

財務省理財局長

農林水産大臣官房審議官

経済産業大臣官房審議官

日本銀行総裁

参考人

大門実紀史君

平野 達男君

大淵 絹子君

椎名 素夫君

塩川正十郎君

竹中 平蔵君

伊藤 達也君

小林 興起君

石田 祐幸君

梶田信一郎君

小手川大助君

藤原 隆君

佐藤 隆文君

五味 廣文君

有富寛一郎君

勝 栄二郎君

寺澤 辰磨君

林 建之君

中嶋 誠君

速水 優君

○政府参考人の出席要求に関する件
本日の会議に付した案件
政府参考人の出席要求に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(柳田稔君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
昨四日、辻泰弘君及び山本保君が委員を辞任され、その補欠として大塚耕平君及び福本潤一君が選任されました。

○委員長(柳田稔君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法案の審査のため、本日の委員会に内閣法制局第三部長梶田信一郎君、内閣府産業再生機構(仮称)設立準備室次長小手川大助君、金融庁総務企画局長藤原隆君、金融庁検査局長佐藤隆文君、金融庁監督局長五味廣文君、郵政事業庁次長有富寛一郎君、財務省理財局長寺澤辰磨君、農林水産大臣官房審議官林建之君及び経済産業大臣官房審議官中嶋誠君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(柳田稔君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(柳田稔君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等

に関する法律の一部を改正する法律案及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法案の審査のため、本日の委員会に参考人として日本銀行総裁速水優君の出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(柳田稔君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(柳田稔君) 預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法案の両案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○入澤肇君 法律の審査でありますので、制度論に絡めて御質問申し上げます。

今回、まず金融の組織再編特別措置法が提案されましたけれども、この金融機関の組織再編につきましては、従来、昭和四十三年に制定されました金融機関の合併及び転換に関する法律、いわゆる合併転換法でございます。それから去年ですか、制定されました産業活力再生特別措置法、これに基づいても組織再編がなされています。このように既存の法律が二つもあるのかかわらず、なぜ改めて新しい法律を作ることにしたのか、その背景なり理由をまず御説明願いたいと思っております。

○政府参考人(藤原隆君) 御説明申し上げます。

まず、合併転換法と今回の法律の関係でございますが、いわゆる合併転換法は、銀行法などの各業法に規定されていない異種の金融機関間、金融機関の間の合併を可能にするための手続を規定しております。法令上の手続の簡素化や資本増強あるいはその支援といったことについては、円滑

化の方策については盛り込まれておらないところ
でございます。

それに対して、今般の特措法案につきまして
は、同種、異種を問わず、金融機関間の合併等
の組織再編等について自主的な経営判断がなされ
た場合に、法令上の手続の簡素化を図るととも
に、資本増強支援等の支援策を五年間の期限措置
として講じようとするものでございます。

また、産業活力再生法との関係で申し上げます
と、産業活力再生特別措置法は、生産性の相当程
度の向上を図るために事業再構築計画を提出しま
して、認定を受けた事業者に対して税制上の
措置等の支援措置を講ずるものでございます。産
業活力再生法は全産業を対象とした施策でござい
まして、組織再編を伴わないような施設の廃棄等
様々な形態の事業再構築も念頭に置いておるもの
でございます。

それに対して、今般の法案につきまして
は、金融機関等の合併等の組織再編成に際して障
壁となり得る金融機関の固有の事情、こういうこ
とに着目いたしまして各種の政策支援を講ずるも
のである、こういう点でより金融機関の実情に即
した内容となったものでございます。

○入澤肇君 今、与党の方でも、行財政協議会
で、政府の持っている法律、これ今、大体千七百
五、六十本あるんですけども、これを整理統合
しようということが提案されて、林先生が事
務局長で進めようとしているんです。これは佐藤
内閣のときに昔二回にわたって各省庁一割法律削
減ということをやったんですけども、それに次
ぐ第二回目の法律の大整理統合なんです。

このように、似たものが幾つも幾つも並んで
いて、そしてこのケースにはこの法律とか、適用
関係をそれぞれ選ばなくちゃいけないと。これ
は、国民の目から見れば、あるいは法案を援用し
ようという側から見れば非常に不都合。今のよう
な話であれば、手続の簡素化とか資本増強なんて
いうのは、これは臨時特例的な措置じゃなくて恒
久的な措置ですよ。正に規制緩和の流れの中で

手続の簡素化というのは当たり前のことだし、そ
れから、このような金融状況の下で資本増強とい
うのは、増強支援、これは恒久的な措置として入
れておいていい話。とすれば、合併転換法の一部
改正で対応すべきものだし、あるいは金融機関と
いっても銀行だけじゃなくて、証券会社とか保険
会社等、これは今回の組織再編成特別措置法の対
象になっていないわけでしょう。相変わらず産業
再生特別措置法の対象になるわけですね。

あれこれまたがって適用されなくちゃいけない
ということなので、今の答弁で一応納得しておき
ますけれども、できるだけ一本の法律、少ない法
律で、その一部改正で対応したいんじゃないかと
思うんですね。今後、是非そのように、その
ようなことを念頭に置いて行政を進めていただ
きたいと思うんです。それが一つ。

二つ目は、預金保険法です。
これは本当は大臣に聞きたいんですけども、
事務局で結構です。新しく決済債務について保護
の対象にするという凍結をして、未来永劫にわ
たつてとにかくペイオフ解禁の対象にしないとい
うことがこの法律で決められるわけですから、
も、この法律読んで、非常に分かりにくい。

まず、六十九条の二、決済債務の保護、「為替
取引その他の金融機関が行う資金決済に係る取引
として政令で定める取引に金融機関が負担す
る債務であつて、かつ、支払対象決済用預金の払
戻しを行う場合に消滅するもの以外のもの」と。
この以外のものというのは特定決済債務と。一
体、決済債務と特定決済債務とはどう違うのか、
これ、局長、ちょっと説明してください。

○政府参考人(藤原隆君) 決済債務と申しますの
は、今回のこの法律によりまして金額保護とされ
る決済債務でございまして、特定決済債務とい
うのは、その中で支払対象となる部分でございま
す。

○入澤肇君 いやいや、あなたの方の要するに説明
によれば、まず、政令規定見込み事項も出して
ないから分からないんですよ、何が書いてある

か。

この特定決済債務のところは何か問題になつた
かという、いわゆる別段預金金問題になつた
というわけですね、別段預金。この別段預金は非常
に中身が複雑でして、金融機関に帰属するもの、
それから利用者に帰属するものとか、いろんな判
定をなくなくちゃいけない。そういうことから、
その経理勘定が、勘定区分が、別段預金でも特定
決済債務以外のものとして経理されるものと、そ
れから仮受金等で特定決済債務として経理される
ものと。しかも、その法律の条文を、これ読んで
もよく分からないんですが、皆さん方の説明によ
れば、特定決済債務以外のものは決済用預金とし
て金額保護する、それから特定決済債務について
は決済用預金とみなして金額保護すると。

要するに、言っていることは、別段預金全額を
預金として保護するんだと言っているわけだ
ね。だけれども、なぜこういうふうに分けて書か
なくちゃいけないかというと、これも説明によれ
ば、金融機関の預金は本来預保の対象にしていな
いんで、保険料率が違ってくるというふうな説明
なんです。だから、法律としては別段預金につ
いては保護の対象にするとはっきり書いて、そし
て別に政令で定めるかどうか分かりませんけれど
も、その内容について、保険料については別に定
めると書けば簡単なんですけれども、六十九条の二
のような書き方をすると、幾ら読んだってパズル
を解くような気持ちで、読めないんですよ。どう
ですか。

○政府参考人(藤原隆君) ちょっと先ほど説明が
あれでございしましたが、特定決済債務と申しま
すのは、今、先生おっしゃいましたように、別段預
金等とは別に仮受金勘定として保護されるべきも
のとして考えておるものでございまして、そうい
うわけで、先ほどの説明はちょっと訂正させてい
ただきたいと思っております。

なぜ六十九条の二のように複雑な書き方になっ
ておるかということですが、私どももな
べく法律というのは正確性を確保しつつ、かつ

簡素で分かりやすいということを心掛けてやつて
おるわけでございますが、先生御指摘の六十九条
の二と申しますのは、別段預金とか、今申し上げ
ました仮受金勘定、ここに経理されております仕
掛かり途中の決済資金を決済債務として保護し
て、決済を円滑に完了させるための措置を規定し
たものでございます。

ところが、銀行の実務におきましては、別段預
金の中に決済用預金として保護されるものや、あ
るいは預金として保護されないもの、様々なもの
が含まれているという実態がございまして、これ
を今回の決済債務あるいは決済用預金の概念に合
わせて保護するために銀行実務を変更するという
ことになりまして、これはまた大変な作業とかコ
スト、手間暇になりますので、実際、その銀行
実務をなるべく変更しなくて済むように、かつ正
確性を期すということになりますと、非常に分か
りにくい今回の条文の書き方になっているわけ
でございますけれども、そういう別段預金に関しま
す銀行実務の実態を前提としまして、保険料の重
複徴収でありますとか保護の重複、こういうもの
を避けるというふうなことで、今回こういう複雑
な書き方になっているわけでございます。

したがしまして、我々としても、こういうこと
は本意ではございませんで、今後、法律作成に当
たりましては、もう少し分かりやすく、かつ実務
との調和が図れるようにということに努力してい
きたいと思っております。

○入澤肇君 一つのことを法律にどう表すかとい
うことで、全く発想を変えて規定すれば、例えば
今のような話であれば、別段預金は全額保護の対
象にするんですよ、しかし別段預金の中でも種類
はいろいろある、それについては預金保険制度
の中で保険料率等について違った扱いをしますよ
と云えばいいだけの話で、こんなに複雑に裏から
裏から書くようなことをしなくたっていいんじや
ないかと。

そこで、これは本質論が一つあると思うんです
けれども、実は与党のペイオフの検討プロジェクト

トチーム等でさんざん議論したところなんですけれども、決済用預金について全額保護措置を設けるということが突然浮上してきたわけですね。それまでは一切そういうことないんだと言っていたんだけれども、いろんな要求を踏まえて、普通預金の中から決済用預金、別段預金等も含みますけれども、そういう中から決済用預金という新しいジャンルを設けて全額保護措置をする。そのようなのが入りますと、預金保険制度の性格そのものが基本的に変わるんじゃないかというふうなことが指摘されているわけです。現に私はそう思うんです。

決済用預金制度は、これは郵便貯金と同じようになるわけですね。要するに、未来永劫にわたって全額保護するんであれば、これは保険料率を取ってやるんじゃないかと、その部分は政府の国家意思として公的資金で面倒見るべきであって、保険料率を積み立てて面倒見る話じゃないんじゃないか。少なくとも、決済用預金の全額保護制度を設けることによって預金保険制度の性格が変わるという考え方に對してどのような認識を持っているか、お聞きしたい。

○国務大臣(竹中平蔵君) 入澤委員の御指摘は、預保の性格がこれによって基本的に変わるのではないかと、恐らく、それに関連して、そもそもこういうことをすると保険になじむのかという、その二点の御指摘ではないかと思えます。

まず、預保の制度でありますけれども、申すまでもありませんけれども、その財源を金融機関から徴収する保険料に求めて、その保険料水準は預金保険機構の財政が長期的に均衡するように定められると、これが原則になっております。信用秩序の維持に、したがって重大な支障が生ずるような場合に限って時限的かつ例外的に公的負担を求める、そういう仕組みになっていると。

そもそも預保が果たしてきた役割、そもそも論になるわけでありまして、これまで預金保険制度が少額預金者保護を目的とするものであると同時に、もう一つ、決済用の資金を一定水準ま

で保護することを通じて決済機能の安定確保にもそれなりの役割を果たしてきたという点があるのだと思います。そうした点を踏まえながら、更に決済機能の安定確保のために必要な措置を講ずるというのが今回の措置でありまして、したがって預金保険制度の性格や役割に基本的な変更を生ずるものではないというふうに我々は考えるわけでございます。

もう一つ、二番目のそもそも保険になじむのかという御指摘であります。この預金保険制度というのは多数者にリスクを分散するという意味において保険の制度を取り入れている。危険の発生率を、しかし金融機関の破綻というのはなかなか危険の発生率を算定することが困難という意味で、これはリスク分散という意味では保険ではあるわけですが、いわゆる典型的な、いわゆる厳密な意味での保険数理の考え方に沿ったものにはなりにくいと、そういう性格のものではあるかと思えます。

その意味で、冒頭に申し上げましたように、保険料に財源を求める、その上で、その水準は預金保険料の財政が長期的に均衡するように定められることを原則とする、そうした枠組みの中でこれまでもやってきたわけでございます。今後、今回の措置の後にもこのような考え方の下に運営されるべきであろうかというふうに思っております。

○入澤肇君 決済用預金だけ別にして、それ以外のペイオフの解禁の対象となる預金だけを中心にして預保制度を作り直すという考え方は、じゃ一切ないですね、これから。

○国務大臣(竹中平蔵君) 先ほども申し上げましたように、今の預保というのは、少額預金者の保護であると同時に、決済用の資金を一定水準まで保護することを通じて決済機能の安定確保にも役割を果たすという、そのトータルの役割を担うものであるというふうに認識しておりますので、今想定しているような制度を継続するべきであるというふうに考えております。

○入澤肇君 そうしますと、いろんな資料に出てくるんですけども、全金融機関の総預金の五〇%近くが、例の定期性預金がペイオフ解禁の対象になっちゃったものですから、流動性預金にシフトした。この今ある流動性預金のうち決済性預金にシフトする預金はどのくらいというふうに見込んでおられますか。このことによつて、どのくらいシフトするかによつてまた保険料率は変わってきますよね。今のようには、私は本当は、未来永劫に凍結するんであれば、それは外に出して公的資金で面倒を見る、郵便貯金と同じような扱いをするということがいいんだと思うんですけれども、それが無いとすれば逆に決済性預金については保険料率をうんと高くしなくちゃいかぬですね。

機構財政の均衡という預金保険法の要請を踏まえましたならば、現行の預金保険料、これ十四年度で約五千億でございますが、と同程度の水準は確保できるような料率設定が行われることが基本であると考えております。

○入澤肇君 じゃ、保険料率が変わってくる、そのレベルについてはまだこれからだということ、一応納得しておきます。

それから、決済性預金の定義なんですけれども、三つあります。要求払いであること、それから通常必要な決済サービスを提供できること、通常必要な決済サービスを提供できることという条件が入っていることによつて、個人とか自営業者、中小企業者とか金額が異なってくるのか。要するに、決済性預金を各人が申告して、銀行が認定して、そしてそれに應じて保険料が定まるのか。あるいは、金額が異ならないことによつて保険料の代わりに口座維持費として、これはその預金者に転嫁させることになるのか。これについてはいかがでしょうか。

○政府参考人(藤原隆君) お答え申し上げます。流動性預金のうちの全預金残高の五%に相当する当座預金、これは当然すべて決済用預金に当たることとなると思っておりますが、普通預金のうちの程度が決済用預金にシフトするかにつきましては、預金者の行動が様々な要因で決まるものでございまして、今ここで確たることを申し上げることができないことをお許しいただきたいと思っております。

○政府参考人(藤原隆君) 決済性預金につきましては、先生御指摘のとおり、法律上三つの要件がございまして、一つは決済サービスを提供できること、それから要求払いであること、それから利息が付されていないことこの三点でございまして、こういう三点を満たしますものが預金商品であることが要件とされておまして、預金口座の具体的な用途が何であるかということについては要件とはいたしておりません。

決済用預金の保険料につきましては、預金保険機構が運営委員会の議決を受けて定められるため、現時点で具体的な水準を申し上げることは困難でございますが、決済用預金が全額保護であることを踏まえて、その他の預金に係る保険料率と格差を設けるということが適当であるというところは考えております。

また、一般勘定の累積欠損金の状況、十三年度末で約三兆六百億でございますが、こういう状況や金融機関の負担に配慮いたしまして、長期的な

かないもののみが決済用預金に該当するため、金融機関がこのような普通預金商品を提供すれば、預金者は必要に応じてそうした利息の付かない普通預金口座の新規開設や口座切替の手続を行うこととなると思います。

ただ、先ほど先生も一つ御指摘がありました口座管理料、これにつきましては、正しく預金者との関係を勘案しながら銀行経営者が経営判断として判断していくべきものと思っております。

○入澤肇君 要するに、個人だ自営業者だ中小企業者だとかいうことで金額の区別はないということとよろしいんですね。だけれども、口座維持費は別途変わるかもしれないということですか。

○政府参考人(藤原隆君) これは金融審議会の中でもいろいろ御議論ございまして、決済用預金というのは、やはり決済サービスを提供するということから極めて金利としては低い、あるいは場合によっては口座管理手数料というのの考え得るというような議論もあったところでございまして、ただ、現下の状況にかんがみるとなかなかそういうことは難しいのではないかと意見が多かったわけでございます。ただ、最終的にはこれは経営者の判断ではなからうかということになっております。

○入澤肇君 私は、そもそも、非常に知恵を絞って決済用預金ということを導入して、そしてペイオフの全面廃止とそれから二年延長の中に一つの目玉を入れたということで、評価はしないわけじゃないんだけれども、そもそもそんな工夫が、特別な工夫を凝らすことがよかつたのかという疑問を持っているんです。

この決済用預金制度を導入するに当たって、預金者の口座というのは約九億口座あるらしいですね。一人一人に通知するわけでしょう。切手を張って通知すると、一回だけでも七百二十億ですか、八十円だから。往復でまた掛かりますからね。前回のこの委員会の質問でも出ていましたけれども、コンピュータソフトを変えるのにどのくらい金がかかるかというのを参考人の先生方に

質問しましたよね。そういうことのほかにこの決済用預金制度を導入する直接経費として相当な金がかかると思います。そのコストはどう見えていますか。

○政府参考人(藤原隆君) 今回の決済用預金、当座預金はそのままなわけでございますけれども、金利の付かない普通預金というのを新たに提供する場合は、それに伴うシステム変更、あるいは場合によってはその通知というような様々なコストが掛かるわけでございます。これにつきましては、その各業態のやり方あるいは経営方針によって様々ばらつきがあると思っております。

例えば、今御指摘ありました預金者への通知ということ一つ取ってみても、これにつきましては、新しい預金商品を提供するということが同じでございますので、告知義務はないわけでございますが、私も各業態からいろいろ聞いておりますと、対応は区々でございまして、すべての預金者に通知するということから原則としてしないというようなところでございまして、店頭での表示にとどめるというところもございまして、そういうことを総合的に勘案いたしますと、かなりばらつきがあるものだと思っております。

○入澤肇君 それはおかしいんじゃないですか。やっぱり決済用預金で、今金利が非常に低いから、ゼロに限りなく近いから問題は起きないかもしれないけれども、もし金利が高くなつてきて、普通預金とそれから決済用預金との間に相当差が出てくるということになったら、どちらを選ばかというのには各預金者全員に通知しなくちゃいけない。相当なコストが掛かるんですよ。それを各銀行の裁量に任せるとするのは行政指導としてはおかしいんじゃないかと思うんですね。どうですか。

○政府参考人(藤原隆君) 先ほど申し上げましたが、新たな預金商品の提供と同じことでございますので、その辺につきましては私も強制的にこうせよと言うことはできないわけでございますが、この法律が成立いたしました暁には、政

府といたしましても十分な広報を心掛けていきたいというふうに思っております。

○入澤肇君 是非きちんとした行政指導をやつていただきたいと思うんです。

これはまあ念のためなんですけれども、こんなに複雑な制度を導入する前に、いつそのこと定期預金も入れて全預金を二年間のペイオフの解禁を延長するというような選択は取れなかったんだらうか。いかがでしょうか。

○副大臣(伊藤達也君) お答えをさせていただきます。

定期預金の全額保護措置については、本年の四月に終了して以来、預金者による金融機関の選別とそれを意識した金融機関の経営基盤の強化に向けた努力が進んでいるところであります。全額保護に戻すことは、金融機関の緊張感ある経営姿勢を確立するという流れに逆行するものになるんじゃないかというふうに思っております。

また、本年三月までのすべての預金の全額保護措置の際は、ペイオフコストを超える部分の保護財源は特別保険料収入に加え国民負担にもよってあるところでございますので、こうした負担を再び求めることがいいのかどうかという問題が出てくるわけであります。

以上のことから、定期預金も含めた全預金の全額保護措置を取らなかつたものでございます。

○入澤肇君 次に、先ごろ発表されました金融工程表の中で二、三問題があると思っておりますので、御質問申し上げたいと思います。

早期は正措置の厳格化ということで、従来の三年を一年に短縮した。これは、短縮されて実際に作業をする金融機関の側にとつてみると非常に厳しいんじゃないかなという感じがするんですね。なぜかという、早期は正措置というのは、不良債権の償却だけでなく、公的資金を入れないと頑張っている金融機関にとっては、増資をもつて対応しようというところがあるわけですね。現に今、一部の金融機関では増資で対応するというふうなことを言っていますね。しかし、増

資というのは、増資にはいろんな実務的な手続が必要ですから、非常に時間が掛かるわけですね。一年以内を強行するとなると、私は、極端な資産の圧縮が進んで、実体経済に極端な信用収縮が発生するんじゃないかということを恐れるわけですね。

なぜ三年というのを一年に短縮してやるのか。何か追い立てるように追い立てるようになっていくんですね。しかも、金融工程表のあの一連の説明を見ますと、絞って絞って絞って絞ってという感じがするんですね。非常に実務者、実際の適用を受ける金融機関にとっては私は厳しいんじゃないかと思うんです。この三年を一年に短縮するというのは、行政上の、あるいは政府の意思として、もう一回三年に戻すというふうなことは考えられないでしょうか。

○副大臣(伊藤達也君) 先生御指摘のように、今回、公表させていただきました作業工程表において、「早期は正措置に係る命令を受けた金融機関の自己資本比率改善までの期間を三年から一年へ短縮等」とすることとしたと、事務ガイドラインを年内に改正することとしたとされており、作業工程表に従い年内に着実に実施をしていきたいと私どもは考えております。

お尋ねの点でございますが、やはり早期は正措置に係る命令を受けた金融機関は、その預金者等の信託を早期に回復する、そして維持をしていく、そういう観点から非常に重要であり求められているところでございまして、今回の金融機関の自己資本比率改善までの期間の短縮は、私どもとしては必要なものであり、また事実上も適切なものではないかというふうに考えております。

現行の事務ガイドラインにおいても、事務ガイドラインに定められた自己資本比率の改善期間は目途でありまして、その中でも大幅に縮減する必要がある旨規定されているところでございまして、そうした考えからこうした形を取らせていただきたいというふうに考えております。

○入澤肇君 生きて健全な経営をやつていこうと

いう金融機関が、公的資金は要らないよ、増資でもって対応するよ、しかし増資には時間が掛かるよと。仮に一年をちょっと超えてもそれは容認するというふうに理解してよろしゅうございますか。

○副大臣(伊藤達也君) 今、検討中でございますので、その中でしっかり検討を進めていきたいというふうな思っております。

○入澤肇君 ほかにもたくさんありますけれども、時間が来ましたので終わります。

○大塚耕平君 民主党・新緑風会の大家でございます。

今日は法律について質問をさせていただきたいと思いますが、衆議院での議事録等々は拝読しておりますので、なるべく重複のないように質問をさせていただきたいと思っております。

まず、先に金融機関組織再編特措法の方からお伺いしたいんですが、これは手続の簡素化とか資本増強等の特例措置を講じるということなわけですが、こういう法律が必要になったということは、今まで何が問題だったということなんでしょうか。まずそこから伺いたいんですが、どうも、答弁者はどなたでも結構です。

○国務大臣(竹中蔵君) 日本の金融システムが抱えている解決を要する問題というのはある意味で多方面にわたっているのだと思います。しかし、その根底にあるのは、個々の金融機関の経営基盤の問題、やはり経営基盤を強化する必要があるというのがいろいろ問題を考える上での重要な出発点なのではないかというふうに思っているわけでございます。

それから、経営基盤を強化するためにはどうしたらいいか、これは難しい問題だと思います。幾つかのことを重ねてやらなければいけない問題だと思えます。しかしながら、その中で組織の再編成というのは、やはりまず高い優先順位といえますか、プライオリティーを持って考えられるべき政策であるというふうに思います。現実にはアンケート調査等々によってそういうことを希望して

いる金融機関がある、しかしそれに対して障壁を感じている、やりたいんだけどできないと思っている幾つかの障壁があると。

そういう意味での経営基盤の強化という目的と、そういうニーズがあるという実態と、それを阻む障壁があるという現実、そうした中で我々は金融機関の組織再編の特措法のような枠組みを準備しようというふうな考えでござります。

○大塚耕平君 こういう金融環境ですからニーズがあるというのは分かるんですが、今、大臣がおっしゃったように、障壁を感じているというお答えだったわけですが、アンケートの結果という点であったんですが、具体的にどういいう点が障壁だというふうに金融機関側は言っているんでしょうか。

○政府参考人(藤原隆君) 今、先生御指摘のように、私も昨年から各業態に、仮に合併を希望したときにどういいうことがネックになっておるか、どういいうことを希望するかというのを、財務局を通じたりいろいろなところを通じて照会いたしました。

その結果上がってきたのが、全部ではありませんが、今回御提案させていただいております手続の、例のあの事業譲渡の際の登録免許税の話とか、これは法律には入っていませんが、そういう話とか、公告の話、催告の話、こういうもの、あるいは、合併に際しまして、ここで合併した際に、例えば信用金庫とか信用組合なんかですね、もう脱退したいといったときに、出資の控除の問題、出資をほかの人になかなか譲り渡すわけにいかない、そこを何とか個別にできないかといううな話とか、様々な今回出ている話はすべてそういうアンケート、ヒアリング、そういうことから、アンケートといえますかヒアリングなんですけれども、そういうことからすべて出てきたことと

ござります。

○大塚耕平君 そのアンケートとかヒアリングといふのは何か公開されているんですか、結果は。

○政府参考人(藤原隆君) これは、私どもが全国

の財務局を通じてお願いしました、あるいは私も直接やったわけですが、それは別に、記録とか内部のメモみたいなものはあるかもしれないけれども、そこは残っておりません。残っておりませんというか、公開しておりません。

○大塚耕平君 最近の行政の流れとして、もしそういうプロセスで今回のこの法律が出てきたんだとすれば、いろいろアンケートを取った結果、登録免許税が高いと言っておられるとか、あるいは協同組織に対するおっしゃるような出資権の移転が難しいとか、そういう声があった、だからこういう点を見直すというふうな、何か途中のプロセスがあってもよさそうな気がするんですが、金融庁さんも最近随分パブリックコメントとかいろいろなことをやっておられるわけですから、これ、いつごろからこのヒアリングとかアンケートされたんですか。

○政府参考人(藤原隆君) これを実施いたしましたのは本年の春でございます。

○大塚耕平君 本年の春ということは、まだ柳澤大臣がおられたところで、柳澤大臣は金融機関は大丈夫だとずっと言っておられたわけですが、なぜそんなアンケートやヒアリングをする必要があったんですか。

○政府参考人(藤原隆君) 金融機関が健全であることは委員御指摘のとおりでございますが、ただ、中長期的に見ましてだんだん、現下の経済状況から見まして必ずしも中長期的に今の状態を維持できるかということに対してはかなり不安を持っている金融機関もあると。これはまたヒアリングから聞いた話でございますけれども、我々もそう思っております。したがって、そういう状況の下で金融機関の財務体質を中長期的に強化していくということは、金融機関の側にとっても必要だと思えますし、我々としてもそういうことが望ましいというふうに考えております。

○大塚耕平君 今のこの一連の質問は通告はして

いないわけですが、別にいじめているわけではなくて、素朴な疑問として聞かせていただいているんですが。

もし春先からそういう調査なりをしていたというならば、その結果出てきたのが登録免許税だ、出資権の移転だとかいうんだとすれば、例えば、先ほど入澤委員が御質問になられたように、個別のいろいろな法律がある中で、例えば登録免許税を下げるとか、そういう幾つか出てきたニーズに対する局地的な対応で十分でなかったんじゃないか。今、局長が幾つか例示された障壁だけであれば、何かもうこんな大きな法律を作る必要は全然ないような気がするんですが。

柳澤大臣が大丈夫だと言っておられた金融環境並びに、そこでの矛盾はあるけれども、しかし、春先からいろいろ調査をされた結果出てきた局地的な再編に絡む障壁、しかし、さらに結果として出てきたこの大きな法律との間には随分大きな断絶を感じざるを得ないんですが、どういいう意図で今回のこの再編特措法を提案されたのか、もう一度お伺いできますか。

○政府参考人(藤原隆君) 金融機関の中長期的な財務の健全性を図るということは先ほど述べたとおりでございますが、もう少し具体的にこの経緯を申し上げますと、本年の四月の十二日に「より強固な金融システムの構築に向けた施策」というのを金融庁として発表させていただいております。

その中で、金融機関の合併促進というところも一つ項目がございまして、「今後の我が国金融システムをより強固なものとするため、その担い手である金融機関について、収益性の改善等により経営基盤を一層強化するとともに中小企業金融の円滑化を図るため、主として地域金融機関を念頭において、合併促進を中心とした施策を早急に検討する。」というのが発表されたわけでございます。

それから、六月の二十五日でございますが、これは、「経済財政運営と構造改革に関する基本方

針二〇〇二、この中でも、金融機関の競争力・収益力の向上等を促す観点から地域金融機関の合併の促進等を図るとともに、本年四月のペイオフ解禁を踏まえ、引き続き、適切な監督等を行うことを通じ、預金者に信頼される金融システムの安定の確保に万全を期すというところでございまして、こういうことを踏まえまして、七月十日に金融庁といたしまして、「地域金融機関を中心とした合併等を促進する施策について」というのを公表させていただいております。それから、八月二十九日にはそれより具体化したしました金融機関等の合併促進策についてというのを公表させていただいております。こういう経緯をたどっております。

○大塚耕平君 分かりました。そういう経緯であつたということなんですが、今、局長の御答弁の中に中小企業金融の円滑化とか地域金融がいかにあるべきかということ念頭に置いてというくだりが何か所かございましたけれども、そこでお伺いしたいんですが、金融機関がこうやって再編されていくと、当然数が減っていくわけでありまして、これは金融庁と、それから今日は農水省、総務省にもおいでいただいておりますので、それぞれにお伺いしたいんですが、五年後、十年後に日本の金融産業を今政府はどういうふうにしたいとお考えなのか。

特にそれは金融機関の数、店舗数について、ちょっとお伺いしたいんですが、例えば人口比、一店舗当たり単純平均で取りあえず結構なんですけれども、一店舗当たり何人ぐらいの単位に金融機関の店舗があるのか、あるいは人口何人に対して一店舗と言ってもいいかもしれません、それがそれぞれ所管の範囲で、日本は今どうであつて、海外と比べて多いのか少ないのかというような観点でも何か参考になる数字があれば、金融機関について、それから農協、信用事業をやっている農協の店舗について、それから郵便局について、それぞれ数字を教えてくださいませんか。

○政府参考人(五味廣文君) お尋ねの数字についてのお答えを申し上げます。

平成十四年三月末で申し上げますと、全国の銀行、この機関数は百三十三、信用金庫が三百四十三、信用組合が二百四となつております。この数字は、既に破綻が公表されておつてまだ破綻処理が終了していないというような金融機関ございまして、これは除いた数字でございまして、対応する店舗数でございまして、銀行は全国で一萬四千八百四十四、信用金庫が八千三百一、信用組合が九百三十一。一店舗当たりの人口でございまして、銀行の一店舗当たりは八千六百一人、同じく信用金庫一萬五千三百人、同じく信用組合六萬五千九百人、少し丸めてありますが、こういう数字です。

なお、御参考これ業態別でなくて金融機関合計でございます、合計六百八十の金融機関、店舗数が二萬五千七十六、一店舗当たりの人口が約五千五百人ということになります。

諸外国との比較ですが、店舗数のデータが取れるのがアメリカだけなので、これで御紹介をいたしますと、先ほど申しましたように、金融機関数、日本が六百八十に対してアメリカは九千六百十三、店舗数は先ほどの日本が二萬五千七十六に対して米国が七萬七千四百五十二ということになります。一店舗当たりの人口数は、日本が約五千五百人、米国が約三千六百人ということになっております。米国と日本では国土の広さもあり人口密度、随分違いますので単純比較はできないと思いますが、数字だけで申しますとこういうようなことになっております。

○政府参考人(林建之君) お答えいたします。

信用事業を行っております農協の店舗数でございまして、平成十三年度末の数字で申し上げますと、信用事業を行っております農協数は千八百八十一ございまして、店舗数で申しますと一萬三千八百三十六ございまして、一店舗当たりの人口数でございまして、一応その店舗数で、日本の人口を店舗数で割った数字ということで申し上げます。

すと、一店舗当たりおおむね九千人程度ということに数字上なります。

なお、外国の例との比較でございまして、十分な資料がなくて恐縮でございまして、フランスとドイツについて若干の資料がございましたので、その数字を申し上げます。

二〇〇〇年末の数字でございまして、フランスの系統組織、クレディアグリコルと申しますけれども、組織の数が四十八ございまして、店舗数が七千七百二十七ございまして、一店舗当たりの人口数は八千人程度と承知しております。それからドイツの系統組織、これは協同組合銀行グループというふうに申しておりますけれども、千七百九十四が組織の数でございまして、店舗数で二萬九千三百六十五ございまして、一店舗当たりの人口数は四千人程度ということで、日本の農協の方が一店舗当たりの人口数は若干多くなつておるところでございまして。

以上でございまして。

○政府参考人(有富寛一郎君) 郵便局数の関係でございまして。平成十四年の三月末現在で、簡易局を含めての郵便局数でございまして、二萬四千七百七十三局になつております。そのうち郵便貯金を取り扱つておる郵便局数は二萬四千七百七十六でございまして、単純に計算しますと一局当たりの人口およそ五千三百ということになります。

それから、諸外国の状況でございまして、同じように郵便貯金を取り扱つておる郵便局、この数についてイギリス、フランス、ドイツ、イタリアについて見ました。イギリスは二〇〇一年三月末の数字でございまして、郵便局数が一萬八千四百で、一局当たり三千二百人程度、それからフランスは二〇〇〇年末の数字でございまして、一萬七千四百局で、およそ三千四百人程度、ドイツがこれも二〇〇〇年末でございまして、一萬三千五百で、一局当たり約六千六百程度、イタリアは一萬三千八百局で、約四千二百人程度ということでございますので、イギリス、フランス、イタリアに比べれば日本の方が人数が多い、逆に言います

と、ヨーロッパの方が若干きめが細かいというようなことかと思ひます。

○大塚耕平君 ありがとうございます。

今お伺いした限りでは、金融庁さんは諸外国との比較では米國を挙げられ、農水省さんと総務省さんはヨーロッパを挙げられたわけでありまして、やはりこれからの金融業界、金融産業をどうしていくかという議論を今しているわけですから、もちろん固定的に幾つということとは言えないですけれども、大体、日本は、農協や郵便局も含めて、住民に対して、国民に対してどのぐらいの金融インフラを提供していけばいいのかわからない。これは、郵貯の民営化の問題とか、果たして農協に信用事業が必要とか、そういういろいろな問題に波及しますので、もちろん金融庁さんの所管だけではないわけですが、そういう横断的な議論がされていないところに何か大変、また余り先行きに明るい展望を感じられないですね、私は。

だから、是非、これは政府系金融機関も入ってくるかもしれないんですが、一体、日本として五年後ぐらいにどういう金融産業の構造を作ろうとしているのかということとをきちつと整理していただくために、一度、金融庁さん、それから農水省さん、総務省さんには、どういうデータで比較するのがいいかということも含めて御検討いただいで、当委員会に諸外国との比較をした資料を御提出いただきたいなど。とりわけ霞が関の皆さんは、何か事あるごとにこれまで諸外国ではと云つてそれを根拠にやつてこられたわけですが、今回の日本の金融構造を大きく変えるという大作業をするに当たつては、意外にそういうことがきちつと行われていないという気がいたしますので、海外における、郵政事業における信用事業、あるいは農協的な組織における信用事業の分析も含めてきちつとした資料を御提出いただくことをお願いしたいと思います、委員長、よろしくお取り計らいください。

○委員長(柳田稔君) 聞かなくてもいいですか。
では、後刻、理事会で諮らせていただきます。

○大塚耕平君 あと、金融機関組織再編特措法に
関して若干技術的に気になる点をお伺いしたいん
ですが、根抵当権の譲渡に係る特例として、異議
ある根抵当権設定者が異議を申し述べる旨を公告
又は催告することができるといふふうに書いてあ
りますが、これはどのようなケースを具体的に想
定しておられるのでしょうか。

○政府参考人(藤原隆君) お答え申し上げます。
金融機関が営業譲渡を行う場合には貸出し債権
が移転されるわけでございますが、これを担保す
る根抵当権につきましては、当該債権の元本確定
前においては債権とともに当然に移転するわけ
でございます。債権の譲渡とは別に根抵当権設
定者の承諾を得て根抵当権の譲渡をすることが必
要でございます。金融機関が有します債権及び根
抵当権が膨大な数に上ることからいたしますと、
こういった手続に多大なコストを要することにな
りまして、合併等の組織再編を行う際の一つの障
壁になり得るといふふうに承知いたしております。

この点を踏まえまして、本法による経営基盤強
化計画の認定を受けて組織再編成を行う金融機関
等につきましては、個別の承諾取付けに代えまし
て公告又は催告を行いまして、これに対して根抵
当権設定者の異議がなければ、根抵当権の譲渡に
ついて根抵当権設定者の承諾があったものとみな
す、こういう特例措置を認めることとしたもので
ございます。

○大塚耕平君 総務省さんと農水省さん、もう結
構でございますので。

今の局長のお話は枠組みとしては分かるんです
けれども、具体的にちよっとお伺いしたいんです
けれども、例えば、ある貸出し担保に金融機関五
行が根抵当権を設定していて、抵当順位がありま
すわね、一番目と三番目のところが合併をしまし
たと、仮に合併をしましたと。ところが、地価の
下落等があったって抵当順位の二番目までしか実際は

カバーされていないというときに、一番目と三番
目が合併したときに、この三番目の根抵当権とい
うのは一番目に繰り上がるんですか。

○政府参考人(藤原隆君) この根抵当権の件に関
しましては、合併の場合は、合併による債権の移
転に応じまして根抵当権が移転する随伴性が民法
上認められておりますので、特段の手当てを行う
必要はございません。これはあくまでも事業譲渡
の場合でございます。

○大塚耕平君 済みません、ちよっと頭が悪いの
でよく分からないんですが。

特段の手当てを行わないのは分かるんですが、
一番目と三番目が合併したときに、二番目のところ
までしか今の地価ではカバーできていないとき
に、合併によって三番目の抵当順位の人の優先順
位は一番に上がるんですか。

○政府参考人(藤原隆君) そのようなことはござ
いません。あくまでも別個の問題でございます。

○大塚耕平君 そう断言できるなら、これは大変
重要な話で、いいですね、それで。これはすごく
気になるんですよ。合併しない金融機関側から見
たら、よそが、競争相手が合併したら、今までは
自分のところは担保でカバーされていると思っ
ていたのが、何か優先順位が変わって持っていけ
なかったらいきなり不良債権になっちゃうわけ
ですよ、その貸出しが。局長が今ここで御答弁さ
れたことに間違いがなければ、これは全国の金融機
関の人に対して、もうこれは一つこの委員会を決
まったということになりますので、よろしいで
すか。

○政府参考人(藤原隆君) 突然の御質問であれ
ばつたんですが、名義人は同じですが、別の根抵
当権だといふふうに認識しておりますが、ちよっ
とのおもう一回精査させていただきたいと思っ
ております。

○大塚耕平君 こんな重要な話がこれから精査す
るといふのはちよっと大問題ですね、これは。大
問題。これ、金融機関、困っちゃいますよ、こ
れ。これ、明日の新聞にも報道されますよ、きつ

と。ちゃんと答弁してください。

○政府参考人(藤原隆君) お答え申し上げます。
順位は変わりません。

○大塚耕平君 ありがとうございます。

今日はメディアの方でもいらつしやるかもしれま
せんが、是非これを報道してください。その順位
が変わらないといふことのメッセージが伝われば
みんな安心しますけれども、これが、いや順位が
変わるかもしれないといふことになったら、担保
順位をもうみんな総ざらいでこれからチェックを
し始めて、どういう組合せで合併が起きたら自分
たちの担保がバアになるかといふことを至急精査
をしなくてはいけなくなりますので、今の局長の
御答弁は非常に重大な御答弁をこでしていただ
いたということ、感謝申し上げます。

それでは、金融機関組織再編特措法については
このぐらいにさせていただきます。今度は預金
保険法及び金融機関等更生手続特例法の方に移ら
せていただきますが、そもそも、このペイオフ再
延期等に絡んで、平成十六年度には不良債権問題
を終結させるといふふうに公式の文書にも何度も
出ていますし、大臣も答弁をしておられるんです
が、この終結させるといふことの定義を是非お伺
いしたいんですが。

○国務大臣(竹中平蔵君) 問題を終結させるとい
う、その問題であります。

これまで不良債権の償却に向けて銀行自身非常
に努力をしてきたと思ひますし、それに対する法
的行政の枠組みも政府は提供をしてきた。にもか
かわらず、何か期末ごとに何月危機が来るのでは
ないかといふようなことがさやかれ、やはり金
融システム全体に対する一種の懸念といふのが
ずっと継続してきたといふ、そういう経緯があっ
たのだと思ひます。

こで言う政策的な観点から見た不良債権問題
の終結といふのは、正にそういう意味での市場
に対する、金融システムに対するそういう不安が
起こらないような、信頼できるような状況を作り

出すということにその意味では尽きているのだと
思ひます。政策問題としての不良債権問題が終結
する。これは決して不良債権そのものがゼロにな
るといふ意味では、これはもう言うまでもなくご
ざいませぬ。しかし、そういう解決を要する政策
的な問題といふのがなくなる、その意味では、か
ねてから申し上げておりますけれども、やはり信
頼が回復できるような状況にするといふのが基本
的に我々が目指すところでございます。

しかし、その議論の過程で、これは委員会にお
いてもいろいろ御指摘をいただきましたけれども
も、しかし政策である以上何らかのメルクマール
が必要なのではないだろうか。そのメルクマール
としてこで掲げたのが不良債権比率を半減さ
せるという考えであります。

これについてもいろいろ、決してこれは一つ
の指標だけで達成できるものではありませんか
ら、あくまでも一つのメルクマールということ
でございますけれども、これは、これまでの諸外国
での経験等々を踏まえて、さらには、日本が今ま
でいろんな問題を経験してきた中で、余り不良債
権比率そのものを出した経験といふのが、新しい
ものですからそんなにたくさんサンプルはあり
ませんですけれども、例えば九八年とか、あのこ
ろは六%とか七%とかぐらいであったというよ
うなことも考えますと、やはり四%を目指すとい
うのはそれなりにリーズナブルな目標なのではな
いかと。半減といふことを目指すといふことをメ
ルクマールにして、不良債権問題の終結を進める一
つのめどにしたわけでございます。

○大塚耕平君 不良債権比率が四%と、大体四%
といふふうにおっしゃったわけですね。もちろ
ん、私もその不良債権比率だけで判断できるもの
ではないといふのは分かりますので、そこは非常
に明確に御定義をいただいたと思ひます。

そうすると、じゃ、あとは不良債権をいかにき
ちんと抽出できるかといふことに懸かってくるわ
けですから、それはまさしく今、大臣が熱心に
やってくださっていることを進めていただければ

と思うんですが、そうすると、一つ積み残している問題として、以前のこの委員会でも取り上げた問題なんですが、実は邦銀の海外の支店における貸出し資産の査定というのは自己査定をしたものと海外の現地の金融監督当局が査定をしたものと随分乖離があるというふうに言われているんですけども、その辺についての御認識をまずお伺いしたいんですが、これは大臣か副大臣にお願いします。

○国務大臣(竹中平蔵君) 邦銀の海外支店、現地当局による検査における引き当て基準はどうかという御質問だと思います。

国際業務を営む金融機関においては、これは基本的に国の中、外、国内外ともに共通の自己査定基準を用いているというふうに承知をしております。このような自己査定に対して海外当局の検査が行われている、その場合に、海外当局の引き当て基準について詳しく我々は承知しているわけではございません。ただ、いずれにしても自己査定そのものは国内外を問わず同一の基準で邦銀は行っているというふうには認識をしております。

○大塚耕平君 ただ、大臣が今お進めになっている方向というのは、その自己査定の基準というのが海外から見ると日本は自己査定の仕方が甘いんじゃないかというふうには言われないように今一生懸命ルールを見直されておられるわけですね。私はその方向は正しいと思うんですが。

そういう観点でちょっと見てみますと、例えば延滞三か月未満の貸出し資産というのは、日本の場合、自己査定だと恐らく一%ぐらいの引当金を積みめばいいということになっているように思うんですが、アメリカの例えば監督当局なんかですと、三か月未満であってもそれは企業の格付に合わせてかなり高い引き当て率で引当金を積みさせるはずなんですが、そこについての御認識なり情報があれば教えていただきたいんですが。

○国務大臣(竹中平蔵君) 委員の今の御指摘は、日本では例えば三か月未満の延滞債権であれば引き当て率は低く済むけれども、アメリカはもっと

厳しいのではないのかという御指摘だと思います。

日本の場合でも、元金の支払が遅延していない、あるいは延滞が三か月未満という支払、そういった支払状況だけで債務者区分を決めているというところではこれは決してございません。これは、金融検査マニュアルに定められていますように、債務者の財務状況や事業の継続性、収益の見通し、キャッシュフロー等々による債務償還能力等、極めてこれは総合的に正に勘案して債務者区分を行うことになっていると。したがって、例えばその債務者が実質債務超過の状態に陥っている、業況が著しく低調で、合理的な再建計画もなく、融資の回収に重大な懸念があつて、今後、経営破綻に陥るような可能性が大きいと認められる場合には、破綻懸念先に区分されることになる。その意味で、単純に、何かその他要注意先とか、そういうふうになっているということではございません。

委員の恐らく問題意識は、いわゆる横ぐしという言葉がありますが、ある債務者に対して国内の銀行でちょっと違った評価をしている場合、横ぐしを通すと、こういうことは金融再生プログラムで我々は考えている。それと同じような考え方が実は、監督当局同士で横ぐしといいますか、そういうことができないだろうかというふうな御指摘につながっているのかなというふうに拝聴をしております。しかし、これは現実、実務の問題としてはなかなか困難であろうかというふうに思います。

まず、我々が目指すべきは、マーク・ツー・マーケットという言葉がありますけれども、とにかく市場の評価に近づけていく、そういう努力を他国の当局もしているのだと思います。そうすることによって、結果的にそういった大きな開きがなくならないというふうには予想されるわけです。正にマーク・ツー・マーケットでありますから、市場の裁定が国を越えて行われるということになりますと、そういうことが結果としてメカニ

ズムとして働いてくるのではないかと。我々は、その意味で、国内の銀行に対して市場の評価に堪えるようなきちつとした資産査定を求める、それがまず我々がなすべきことではないかというふうに思っております。

○大塚耕平君 竹中大臣の話を聞いてみると、何となくいつも丸め込まれちゃうんですけれども、マーク・ツー・マーケットというのはそれはそれとおりなんですけれども、アメリカと何でも一緒になるとは私も思いませんけれども、しかし今やっておられることは、確かに貸出し企業ごとの横ぐしももちろんありますけれども、海外から見るとグローバルスタンダード的な金融監督行政、金融機関の資産査定の基準に照らして余り日本がアブノーマルな姿じゃないものを作ろうとしておられるわけですから、監督機関同士の横ぐしも目指しておられるんです。

だから、監督機関同士の横ぐしを目指しているわけではないというふうな今の御答弁をされると、そうすると繰延税金資産の話でも大手銀行の皆さんが言っておられることの方に利が出てきますので、そこは私、ちょっと大臣の御答弁、今のはやや論理矛盾があるなという気がするんですが。

もう一つ、ついでに今の問題に絡めてお伺いしたいんですが、これは政府参考人の方でも結構ですが、要注意資産の中に入る企業というのは、例えば日本では貸付けがシングルBクラスの企業でも要注意資産に入りますよね。それは資産の、まさしく貸出し資産の内容によってはシングルBでも要注意資産になるわけですよね。そこはいかがでしょうか。事実関係をちょっと聞かせていただきたいと思います。

○国務大臣(竹中平蔵君) 先ほど申し上げたことと同じなんですけれども、外部の格付と内部の評価というのはこれは当然に違うわけでありまして、その内部の査定に当たっては、金融検査マニュアル等々に定められていますように、これは先ほど申し上げましたように、総合的に勘案するという

ことでありますから、そういった意味での委員懸念のような問題は私はないというふうに思っております。

それで、前半御指摘になった横ぐし論、私は決して横ぐしを否定したということではなくて、何か統一の基準を見付けて、お互いの情報、内部情報を交換して、当局同士が、それで査定ないしは、何といいますが、検査当局の査定を統一させるといふのは、これは実務的に少し無理があるだろうというのを申し上げたわけで、しかしマーク・ツー・マーケットの努力をしていくと結果的にそれは横ぐしになる、当局同士の横ぐしになるはずである、その努力をしていると、そういうことを申し上げたつもりでございます。

○大塚耕平君 最後の御答弁が非常に重要で、結果的に監督当局同士も横ぐしになるわけですから、したがって、これは資料請求なんということはいまいませんので、金融庁に是非一度レクをしていただきたいと思います。延滞三か月未満の資産についての評価の仕方が今の日本のやり方とアメリカとかどのぐらい違うのかということ、それから私の知り得る限りでは、アメリカの場合ですと、ダブルBより下になるとそんなに先行きに、業績に問題がなくても、そもそも企業の信用としてグレートが低くなるわけですから引き当て率は相当高くなるはずなんですけれども、日本の場合は、シングルBぐらいであっても要注意資産の中で先行き一定の見通しが持てれば大した引き当て率にならないような査定が行われているように思いますので、今の一点について一度きつちりレクチャーをしていただきたいと思います。お願い申し上げます。

それで、そもそも今回の預金保険法改正ですけれども、この法案の目的なんですけれども、これはだから金融機関の行う資金決済が果たす役割の重要性にかんがみて、資金決済の確保を図ると、こういうことをうたっておられるわけですが、この法案の目的というのは、これ金融機関を守るこ

とですか、それとも決済を守ることですか。どちらでしようか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 非常に直接のお答えから言う、金融機関を守ることではございせん。これは、やはり金融システムを守って、結果的にそれによってそこに参加している国民一人一人、預金者、健全な借り手、投資家を守ると、そういうことを目的にしているわけでありま

す。

○大塚耕平君 今、健全な借り手というお話が出てきました。今、この決済性預金の話のところだけ見ていると、何か一般の個人の預金者、公共料金なんかは少ないですから、どちらにしろ一千万の範囲内で収まりますので定期預金でもカバーされるわけですが、そういう方々を中心についてイメージしちゃうんですけれども、これは企業の決済です。ね、一番重要なのは。

企業の決済として、大臣どこかで答弁しておられましたけれども、三百万円の決済が三回か四回来たたらもう一千万円を超えちゃうから、だからそこそういうものが必要だと。私も全くそのとおりだと思ふんですけれども、企業の決済というのは、そういう普通預金なところで行われているものよりは、統計を見たわけではないですが、手形とかの決済が非常にウェイトが高いと思うんですけれども、手形の決済について今後の金融情勢の中でどうやって守っていくかということについて何か御意見はございますでしょうか。

○政府参考人(藤原隆君) 手形、小切手等の決済につきましましては、今回の決済用預金の中で、当座預金、これが決済用預金の中に当たるということになっておりますので、そちらの方で保護されることになっております。

○大塚耕平君 手形の決済資金が当座預金に入っているけれども、私がお伺いしたいのは、仕掛かり中の決済を守ることと法律でうたつておられるわけですから、例えばまだ当座預金には移していない、例えば手形の振出し先が自分の預金、定期預金から、あるいは何かほか

かの銀行内のアセット、自分のアセットから当座預金に移していない状態で金融機関が破綻したとします。そうすると、手形の受取手としてはこれは仕掛かり中の決済なわけですから。その場合、発行企業が、当座預金に資金はまだ置いていないけれども発行企業の定期預金とかにお金はあるというときに、その手形は決済できるんですか。

○政府参考人(藤原隆君) 相手方もその当座預金の中に資金を入れておればそれは保護されるわけですが、そうではなくて、定期預金の方に一千万を超えてその資金を置いておいてその直前に当座預金に入れるという形であれば、そこは保護されないことになります。

○大塚耕平君 そのところなんですけれども、だから今回のこの法律というのが、これから金融再編が行われていく、あるいは金融機関が破綻するかもしれないというときに、企業の皆さんが自分たちの決済がどうなるんだということを懸念しておられて、それが結果として、金融機関の経営について風評が立つと、いやもう決済資金がパアになったら大変だといって資金が右往左往するわけですね。

そう考えると、今回の皆さんのお考えになった政策の目的に照らして言えば、例えば破綻前に発行されて流通している仕掛かり中の手形に関しては、その発行企業が破綻した金融機関に定期預金としてある一定の金額を持っていけばその決済の優先順位を上げるとか、そういう何か手当てをされるということも一案ではないかなとは思ふんですけれども、そこについてのお考えをお伺いしたいんですけれども。

○政府参考人(藤原隆君) 今回の法案の趣旨は、現金以外に確実な決済手段をセーフティネットとして最低限提供するというところでございまして、やはり決済ということに重きを置く事業をやっておられる方であれば、当座預金とか決済性預金のごとくに、そこにしかるべき額を入れていただくというようにことを想定してやっております。定期預金の方にずっと積んでおいて、それ

でまた決済保護ということも兼ねるといふのはなかなか両立し難いところがございます。今回はそういう意味で、決済機能のセーフティネットを提供するという観点からこういう仕組みを取らせていただいたところでございます。

○大塚耕平君 今の枠組みとしてそういう御答弁になるのはよく分かります。

ただ、アメリカの連邦預金保険法の千八百二十一条には、例えば破綻した金融機関の清算における資産の優先順位として、管財人の管理費用の次に当該金融機関の預金債務ということで、実は預金は全額保護する、そういう管財人の判断によってそれができるといふところがあるわけです。

だから、私が申し上げたいのは、本当に決済を守りたいということであるならば、例えば米国における預金優先制度のように、管財人の裁量という判断の範囲で管財人の管理費用の次には預金債務があつて、その次には、例えば仕掛かり中の手形については、その手形金額をカバーできるだけの資産をその発行企業が破綻金融機関の中に有していればそれを優先するとか、そういう措置をされるということが決済を守るための今回の御提案ということであつて、何かその辺が穴が空いちゃっている、やっぱこれは金融機関を守るためにやっているのかなというふうに思っちゃうんです。

だから、いや、御答弁はいいです。だから、急いで作られているのはよく分かるんですけれども、先ほどの根拠当権の話にしても、あれはよくよく考えてみれば、一個一個別の順位だということに思えば順位は変わるはずはないわけであつて、ただ、そういう重要なポイントとか今の手形をどうするんだとか、何というんですかね、破綻金融機関以外の皆さんに対する配慮がどうも足りない、思いが足りない御提案をされているような気がするんです。

だから、是非もう一回きちんと中身を見ていただいて、これは反対しても、こんなことを言っちゃなんですけれども、反対しても通るわけでは

から、その後の運用についてきちっともう一度精査をしていただきたいということをお願いしておきますが、もし何か御答弁があれば。

○政府参考人(藤原隆君) お答え申し上げます。今、委員のお話のございました米国におきましての預金者の優先権ということについてでございますが、預金債権につきましては優先権を付与するといふのも一つのお考えかと思ひますが、そうしますと、預金以外の債権が預金債権に対して劣後する結果をもたらすことになるわけでございます。

こうした預金以外の債権者がより多くの負担を被る、こういうことを回避するためにリスクプレミアムとして高い金利を要求したり、あるいは破綻前の早い時期に回収を確保する等の行動に出る、こういう可能性が指摘されております。このため、御指摘のような預金債権の優先権を付与しているアメリカでも破綻処理に要する費用がかえって増加しているのではないかとというような指摘もあるところでございます。

他方、我が国におきまして、こういう優先権を法律上認めるかどうかに関しましては、優先弁済権を付与する債権について、破綻時にその債権の確実な履行が可能となるように保護することに伴う公益、それと、他方、その他の債権が劣後することによってその他の債権者が不利益を被ることに伴う社会的損失、こういうことを総合的に勘案した上で慎重に判断することが必要だと思っております。

現在、ちなみに先取特権としては、我が国で認められておりますのは、労働債権でありますとか国税債権等、相当限られたものに限られておるわけでございます。

○大塚耕平君 ありがとうございます。それで、ペイオフを再延期したり決済性預金を作るといふことは取りも直さず信用秩序の維持ということなわけですが、金融機関といった場合に、いわゆる銀行だけではなくて生損保とか証券とかいろいろあるわけなんです、恐らく、これから景気が回復して金融機関の信用問題がな

くねばいいですけれども、もしなくならない場合には生保にかなり大きな影響が及ぶと思うんですが、銀行と生保の間の資産と負債のブッキングの状況について、もし数字が分かれば教えていただきたいんですが。それと、資料の方、お配りいただけますでしょうか。

○政府参考人(五味廣文君) 大手生命保険会社十社におきまして、先般の平成十四年度上半期報告で銀行からの資本などの拠出、それから銀行への資本などの拠出状況を公表しております。この公表内容を集計したもので御説明をさせていただきます。

十四年九月末、大手生命保険会社十社が銀行から調達している基金及び劣後ローンなど、この額は基金においては八千二百八十億円、劣後ローンなどにおいては一兆百十億円となっております。他方、大手生命保険会社十社が保有をしている銀行株式の額及び銀行に対する劣後ローンの額、これはそれぞれ銀行株式が二兆六千四百六十六億円、銀行に対する劣後ローンは五兆六千九百九十三億円。銀行の定義が生命保険会社によって多少違うようでございますが、公表されているものを集計いたしますと、九月末でこうした状況でございます。

○大塚耕平君 ありがとうございます。

いずれにしても、大変大きな金額で、金融機関、大手銀行が仮に不測の事態があれば生保さんにも影響が及ぶということかと思うんですが、生保の経営状況を判断するためには、そうするとどのような経営指標をこれから見ておけばよろしいでしょうか。これは大臣か副大臣にお願いいたします。

○副大臣(伊藤達也君) 保険事業が今後とも保険契約者の信頼を確保し我が国の国民経済の中で重要な役割を果たしていくためには、保険会社の財務状況に関するディスクロージャーの充実というのは極めて重要であるというふうに思っております。

こうした観点から、金融庁としては、保険業法に基づき、収益状況、資産、負債の状況、ソルベ

ンシーマージン比率及びその内訳、契約の状況等について保険会社に対してディスクロージャーを求めているところでございます。

さらに、十四年一月二十五日には金融審議会第二部会に行政当局から報告された生命保険をめぐる対応策を受けて、十四年三学期決算により各社のディスクロージャー誌の冒頭で代表的な経営指標等を分かりやすく解説するよう統一を図るなど、保険業界においてディスクロージャー充実の取組がなされているものと承知をいたしております。

私どもとしましては、このようにして開示された各種の経営指標を保険契約者が総合的に活用していただくことを期待をいたしております。

○大塚耕平君 おっしゃるように、総合的に活用と、今、副大臣お話しくださったんですが、生保についてはどの経営指標を見たらみんなが共通の認識を持てるかというきちとした指標がまだないんですかね。

そういう中で、基礎利益というものがこの三ヶ月から公表されるようになったわけですが、これも、この基礎利益というものを公表している先は今のぐらいありますでしょうか。

○政府参考人(五味廣文君) 基礎利益のディスクロージャー、平成十二年度決算時に創設されました。現在、生命保険会社すべての会社、四十二社でございますが、それが公表しております。

○大塚耕平君 ありがとうございます。

この基礎利益がちゃんと上がっているうちはいいんですけども、この基礎利益が少なくなってくると、また保険業法を改正して生保の経営安定のために予定利率引下げをしようというような話も出てくるかもしれないなと思っております。金融環境いかによってはということですが、金融あり得ると考えてよろしいでしょうか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 現状のような超低金利の中でいわゆる生保の逆さや問題がある、非常に大きな問題であるということは十分に我々も承知

しております。今、金融庁としては生保をめぐる諸問題について最初から項目を絞ることなく幅広く勉強しているところでもあります。

お尋ねの予定利率の問題については、まだ我々として何らかの具体的な方向性を決めたというわけではございませんが、今申し上げましたような問題意識の下で幅広く勉強したいというふうに思っております。

○大塚耕平君 よく勉強したいということでは、是非勉強していただきたいポイントの一つは、本当にこれやることになった場合に憲法上の国民の財産権の侵害になるんじゃないかという気がするわけですが、これについては憲法解釈として法制局にお伺いをしたいんですが。

○政府参考人(梶田信一郎君) 御質問にございますが、現時点におきましてはどのような法案が具体的に検討されているか、その内容を承知しておりませんので、お尋ねの点につきまして具体的にコメントをすることは差し控えていただきたいと思います。

○大塚耕平君 じゃ、ちょっと質問の組立てを変えますけれども、仮に生保の予定利率が引き下げられるという事態になった場合に、それは憲法上の財産権にかかわる問題だと思われませんか、全くかわらない問題だと思われませんか。

○政府参考人(梶田信一郎君) ただいまお答え申し上げましたとおり、予定利率の引下げの問題につきましては具体的に申し上げることは差し控えてさせていただきますと思いますが、一般論として憲法と財産権の内容を変更する法律との関係について申し上げますと、財産権につきましては御承知のとおり憲法二十九条に規定がございます。その第一項では、「財産権は、これを侵してはならない。」というふうに規定されておりますが、その第二項では、「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。」というふうに規定されております。

出されておりますが、例えば昭和五十三年七月十二日の最高裁の判決がございます。この判決におきましては、法律でいったん定められた財産権の内容を事後の法律で変更しても、それが公共の福祉に適合するやうにされたものである限り、これをもって違憲の立法ということができないというふうにされております。

また、この場合、その財産権の変更が許容されるかどうかという点につきましては、この判決では、いったん定められた法律に基づく財産権の性質、それからその内容を変更する程度、その変更によって保護される公益の性質などを総合的に勘案し、その変更が当該財産権に対する合理的な制約として容認されるべきものであるかどうかによって判断すべきものであるというふうにされております。

それで、仮に既存の生命保険契約の予定利率の引下げにつきまして何らかの法案を政府が提出することになる場合には、法制局といたしまして、こうした点などを踏まえまして慎重に検討してまいりたいと考えております。

○大塚耕平君 ありがとうございます。

非常に明快な御答弁だったと思います。憲法上の規定にあるやうな公共の福祉に適合するかどうか、そして今、後段でおっしゃったやうに公益の性質による、守られるべき公益の性質によるというこのわけですが、そこで、今お手元にお配りした一枚の紙をごらんいただきたいんですが。

先ほど、生保の基礎利益については全四十二社、私の資料では四十三社になっておりますが、公表されているということになっております。公表されているという点については、低金利でロスが出ている利益差益と言われるものと、それから実際に営業活動をやるに当たってどのぐらいの経費が掛かったかという経費の見通しと実績の差である費差益というものと、それから特に生命保険から予定死亡率と実際に死亡された方、発生の確率によって出る死差益というものの、この三つで構成されているわけなんですが、再三出てくる予定

ただやはり信用秩序維持のためには、本当に生保の多くがぐらぐらし始めたならそれはひよつとしたら憲法上の守るべき公益に値するかもしれないので、私は現時点でそれが、予定利率引下げは絶対間違っているというふうに言うつもりはないんですけれども、仮にそういう事態になった場合には、少なくともこの基礎利益の中身である、ほかに費差益とか死差益というもので相当カバーできているではないかという議論をきちつとした上でなければその判断はできないわけでありまして、この利差益の部分だけに引つ掛けて予定利率の引下げの議論をするべきではないと私は思っています。

そういう観点で申し上げると、J-A共済とか簡保がこの間初めてこの生保の三利源と言われるものを公表したわけですが、彼らはどちらかというのと、利差益はマイナスなんだけれども、この費差益、死差益はこんなにプラスだから、我々の経営は安泰なんですよということを主張したかったわけですね。同様に、大手の生保さんも、これは、そういうことを数字をお示しいただければ、生保の経営はまだこの部分でカバーできるから安泰なんだという国民に対するメッセージにもなりますし、仮に、本当に予定利率引下げという話になった場合に、つまり保険業法改正になった場合には、なる場合と言った方がいかもしれませんが、当然、それが公共の福祉に適合するかどうか、守るべき公益に値するかどうかを判断するトでは、この三利源が全部公表されていなければいけないと思いますので、生保の業界の皆さんの御意見としては、これは車の製造コストのようなものだといふうに時々おっしゃるわけですけど、今も、しかし費差益というのは、言ってみれば、今も金融業界、銀行業界でいえば経費削減に当たるところです、それから死差益の部分は、言ってみ

○副大臣(伊藤達也君) 今、様々なことについて勉強させていただいている段階でございますので、更に私どもとしては検討を深めていきたいというふうに考えておりますが、今御指摘のその三利源の問題であります。これはやっぱり各社の競争戦略にもかかわる内部管理指標であるということがございます。そういう意味から各社は公表しておりませんので、当局としては、この公表については現在大変慎重な考え方を持っております。

○大塚耕平君 現時点での御答弁はそれでいいと思います。

だから、私が申し上げたいのは、仮に、そんなことは私は望んでいないですけれども、万が一、予定利率の引下げという議論になってきた場合には、そのための保険業法改正を議論する前提条件としてこの三利源を個別に公表するというのとは、今、銀行業界が様々な経営データを公表していることと全く同じでございますので、そういう事態になった場合にはそうするということをお約束いただけるかどうかということを知っているわけです。

○副大臣(伊藤達也君) 今、ある前提の下に明言をするということは、私どもの立場では今できないところでごいまして、先ほど大臣がお話をさせていただいたように、幅広く、ある前提を設けずに検討をさせていただいているところでございますので、その点について御理解をいただきたいと思います。

○大塚耕平君 御理解はできませんが、今後引き続き議論をさせていただきたいと思います。

いただいたときに、同僚の櫻井議員の方から、仮に日銀に株を売った場合、その株の発行企業に対する貸出しをその後金融機関が回収するようなことがあり得るのかという質問をしましたところ、みずほの前田社長はそのようなことをするつもりは全くございませんと、それから、東京三菱の三木さんもそのような考えは全くございませんと回答えになられて、寺西さんはお答えしますと冒頭おっしゃりながら一切中身はお答えにならなかった。そして、西川さんははつきりと、株式を売却するということが融資ということとは全く切り離して考えるべきものでございまして、これを混同するということとはございません。ということとは、これはあり得るということをおっしゃったということだと私は理解しています。

ある銀行が、この企業はもう財務指標を見る限り先々ちよつと難しいと判断していて、それで日銀にその株を売却したとします。その後、しかるべき後に、すぐやると余りにも露骨なので、一年

後とか二年後に、そこから言ってみれば融資を徐々に引き揚げていつて、もう支援体制を緩めていくというような事態も私は想定できると思うんですけども、そういうことに対するチェックと

いうのは、これは、日銀が株を買うことに關しては財務省、そして金融機關がそういう行動を取ることに關しては金融庁、それぞれやはりきちっとモニターするべきだと思われませんか。

○政府参考人(澤澤辰麿君) 突然の御質問でお答えする自信がありませんが、今回の株式買取りス

キームにおきましては、日銀が個別企業に対する影響力を行使しないように信託を通じて業務を行っておりま。したがって、信託がそういった取引について個別株式の管理者として物を見てい

くのではないかなというふうに私は今思つておられます。

○大塚耕平君 竹中大臣、どうですか。

○国務大臣（竹中平蔵君） 今の寺澤局長の答弁のとおりであらうと思います。

これは基本的には、今回、信用秩序維持のためにこういう措置を取ったということ、それと銀行は銀行で様々な情報に基づいて融資の判断を行っていただくわけですから、それを直接結び付けるということにはならないのだと思います。基本的には今の局長の答弁のとおりだと思っております。

○大塚耕平君 日銀は年度末に決算をするわけですが、そうすると、個別の銘柄を公表しないということは、個別の銘柄ごとの含み損をきちっと処理したかどうかというのはだれが確認するんですか。

○政府参考人(寺澤辰磨君) お答えいたします。先ほど御答弁いたしましたように、半期決算ごとに発表いたします財務諸表におきまして含み損の状況を公表するということにしているところでございます。

○大塚耕平君 いや、私がお伺いしているのは、含み損のグロスの金額が分かっても、個別の銘柄が分からなければ、きちっとそれが処理されているかどうか、だれがそれを管理するんですかというのを聞いています。財務省としては銘柄を報告させる気はあるんですかね、外に公表するかどうかは別にして。

○政府参考人(寺澤辰磨君) 買い取った株式の管理は信託銀行が行うわけですが、日銀におきましては、恐らく監事がそれをきちっと監督をするということになると存じます。

○大塚耕平君 堂々巡りですから、問題点を整理して申し上げさせていただきますけれども。

まず、これは、信託銀行の現場の皆さんは、業務管理部門というのはこれ銘柄知っちゃうわけですね、仕事柄。それから、日銀の現場の方々も知つてしまうと。それから、一番問題なのは、発行企業側は分かるわけですよ、日銀が株主になったというのが分かるわけですね。そうすると、知らないのは、日銀の経営陣は、私たちは銘柄見ないことにしていますから知りませんという構図になっているわけですが、その一部の

方々にしてみたら、日銀に株がかなり長い期間ホールドされると思えば、市場への株の供給量が減るという、そういうインサイダー情報にもなりますし、どのぐらいの量が売られるかによるので、そんなに価格に影響を与えないとは思いませんけれども、私は、むしろ銘柄を公開することによって、そういうことに関して、何といえますか、牽制効果が働くとも思いますし、それから、きちっと決算のときに含み損が処理されているかどうかということについてのチェックも働く。更に申し上げると、こういうふうな申し上げると、金融庁の方は、それは株式取得機構の銘柄も公開しろということになるから嫌だと思われるかも知れませんが、株式取得機構の場合は、最後の機構の損益は金融機関がある程度かぶりますから、例えば、先ほど申し上げましたように、発行企業の融資を回収してもその発行企業がかぶれちゃったりしても、その結果の損益というのは機構を通じてある程度自分たちがかぶりますから、自己責任なんです。

ところが、日銀に売った株というのは、売り放しで、仮にその発行企業がかぶれても一切痛くもかゆくもないですし、この間の日銀の理事の答弁にありますように、買取りのときの基準であるトリプルBよりランクが下になってもずっと持ち続けると言っているわけですから、やはり私は、これは、機構の銘柄は公開しなくても日銀の持った銘柄は公開させるべきだという、組織の性質上の違いがあると思います。

もう一度、銘柄を監督当局として、公開するかどうかは別問題として、監督当局としては銘柄を報告させるおつもりはありますか。

○政府参考人(寺澤辰磨君) 監督当局においてそれを個別にチェックをするということではなくて、日銀の監事がきちっとチェックをするというシステムの中で適正に行われる必要があると考えております。

○大塚耕平君 今、緊急事態、異常事態なわけですから、しからば日銀の監事は日銀のプロパーで

はない人たを充てるということではよろしいですか。日銀のOBばかりですよ、監事は。いや、いいです。OBじゃない人もいるというふうにおっしゃると思うので、もういいですけれども。

もう最後、時間がないので、私が申し上げたいのは、やはりいろいろ議論がありました。機構も議員立法で改正されました。日銀の株保有については、ある一定の役割を果たしたというならば、これは正常な姿にどこかの段階で戻すべきではないかと。戻さないならば、少なくともおかしなことが起きないように銘柄ぐらゐ公表した方がいいのではないかと。これを申し上げているわけですが、ここで別に結論が出ると思いませんから、引き続き通常国会に向けて御議論いただきたいですが、それをやりますと、私はインフラゲティングには反対なんですけれども、現時点では、今日は恐らく浜田先生がこの後、鋭い御議論をされると思うんですが。

日銀が株、しかも個別銘柄を取得しましたということになると、もうこれは、例えばREITとかETFを取得することを拒否する理由が相対的にすごく低下してきていますし、それから、インフラゲティングについて拒否している理由として、過去にやったことのないことはできないと言っていたわけですが、もうその論理も崩壊しちゃっていますし、過去にやったことないことを今やっているわけですから、それに加えて、あとは、最後のハードルは個別の土地ぐらゐですね。個別の土地を日銀が買うのはいかなものかというところですけれども、でもこれも、日銀が買って国庫にどんどんどんどん、国有地にするというのであれば、別に特に問題がないような議論にもなっていくかもしれません。

私が申し上げたいのは、どんどんそういうふうにしていくと、この間の議論ですけれども、日銀が財政ファイナンスをするということにどんどんどんどん近づいていってしまつて、ただ、この状況下では政府、日銀が一体となって財政運営をしていくということが必要だと思うんですが、その

場合に財政ファイナンスを日銀がしても、財政の歳入の部分できちっと正しい使い方がされていればいいんですけれども、その部分にメスが入らない状態で日銀がどんどんどんどん財政ファイナンスをしていくことになる、結果として中央銀行を作り直すような、そういう重大な事態にもなる可能性がある。そういう可能性を極小化しておくためには、もうある一定の役割を果たした以上は、なるべくノーマルな姿に戻しておくか、少なくとも銘柄をチェックできるぐらいの体制にしておくべきではないかということを私の意見として申し上げているわけでございます。

最後に、塩川大臣に、私、何度も何度もこの問題言っていることなと思われかもしれませんが、塩川大臣と、できれば竹中大臣の御意見もお伺いして、最後にしたいと思っております。この問題についての所感で結構です。

○国務大臣(塩川正二郎君) 日銀が今回株を買い取る行為に出ましたことは、要するに金融機関の言わば信用補完を十分にしたいという趣旨でございいますので、決して財政ファイナンス、そういうものと結び付いたものではないということだけは御認識していただきたい。

それから、公開の問題でございしますけれども、これは非常に複雑な問題を含んでおると思っていますので、私は日銀の判断を尊重したいと思っております。

○国務大臣(竹中平蔵君) 恐らく、日本のみならず中央銀行が世界的なデフレの中でどのような役割を果たしていくかと。従来とは違う役割を担わなければいけないというふうな側面も出てくるだろうし、しかし中央銀行としての正に独立性と健全性をいかに担保するかというぎりぎりの議論がなされ始めているのだというふうに思っております。そうした少し長いスパンの議論を私自身はさせていたがたいと思っております。

○大塚耕平君 終わります。

○櫻井充君 この委員会でも随分金融システムが安定しているのかどうかということについて議論

してきたんですが、考えてみると、客観的な指標というものを取り上げないで、割と、何というか、漠然と議論をしてくれている。ですから、感覚的なものがすごく多かったんじゃないだろうかという気がします。

そこで、金融システムが今、危機的状況ではないけれども、一応は安定とも言えないけれども、いろいろな竹中大臣の前に御答弁いただいたんですが、不安定でないとする客観的な評価というのは、どのことをもって評価されているんでしょうか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 委員の御指摘は恐らく、非常に多様な指標等々でしっかりと客観的に金融システムの現状を把握する必要があるだろうと、それがちゃんとできているのかという御指摘であるかと思えます。

非常に、何といいますが、異常とは言わないまでも、尋常ならざる事態ではないかという御指摘は確かにございます。そういう方々の御意見の中心になっているのは、例えば、ベースマネーが増えているのにマネーサプライが増えない、つまり信用乗数が著しく低下している、これは非常にやばい危機と呼んでもよいのではないだろうか。これは、民主党の先生方の中にもそういう御意見の方がいらつしやるということは承知をしております。

しかしながら、危機と言う場合には、やはり、これは言わば未曾有の状況でアンコントロールなことが起こっている。パニックのような状況、アンコントロールな状況になっているというの、これがやはり危機の一つのとりえ方なのだと私は理解をしております。

そういう状況というならば、例えば一つの例で言いますと、金融システムにとつて最も、ある意味で致命的といえますが、最も深刻な問題というのは、言わば預金の流出等々が起こって、取付け騒ぎ等々が起こって、一種の連鎖的反応、チェーンドリアクションで金融システムが崩壊していくというような状況。これは、今申し上げたのは非常に極端な状況ではありますが、預金の流

出等々は、株価が下落している中においても幸いにしてそういった流出、顕著な流出は見られていない。これはやはり私は危機とは言ふべきではないという大変大きな根拠になるかと思っております。

もう一つ言うならば、やはり金融だけが危機で、経済が健全で金融が危機だということは実はあり得ないわけで、金融というのは経済の非常に重要な一部を成しますから、経済全体がどうであるかという点もやはり考慮すべき重要なポイントであるかと思えます。

その点でいいますと、これは実感は違ふという御指摘は常に受けるかもしれませんが、今年の第二・四半期が年率で四％の成長、今年の第三・四半期が年率で三％の成長、潜在成長力を上回るような経済の成長が少なくともこの半年間には見られているわけでございまして、そういう点を総合的に勘案しても、やはり金融システムについては解決すべき多くの問題はありますが、しかしやはり危機ではないというような認識を持っているわけであります。

○櫻井充君 ベイオフを解禁する解禁しないというまず前提は、金融システムを安定させる、安定させた上でベイオフを解禁するという話だったんじゃないだろうか、そう思います。ですから、どういう指標をもつて金融システムが安定したと判断するのかというのは極めて重要なことな

です。ですから、どの指標をもつて金融システムが安定したと大臣は御判断されるんですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) これは先ほど大塚委員からの冒頭の御質問と少し関連している部分があるかというふうに思いますが、基本的にはどの指標でこうだということを上上げるのは大変難しいというふうに思っております。正にそれは市場の、国民の金融システム全体に対する信頼を回復して、もって解決を要する政策問題、深刻な政策問題がそこにはもうないというふうに安心してもらえる状況ということではないかと思つて

おります。

その一つのメルクマールとして不良債権比率を半減させるということを上上げておりますが、想定されますのは、そういう状況下では信用乗数もそれなりに回復して、日本銀行の政策を反映する形でマネーサプライが健全に増加して経済全体が安定的に推移している、そういう状況を想定しているわけですね。

○櫻井充君 先ほど預金の流出というお話がございました。四月から定期預金のベイオフが解禁されました。その際に相当額、定期預金から預金は流出しているんじゃないですか。そのことを考えてくると、決して安定しているとは思えないんじゃないでしょうか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 私はしたがって、安定しているとか健全であるとか、そういうふうにももちろん考えてはおりません。繰り返し申し上げていきますように、解決を要する多くの問題があるというふうにも思っております。しかし、銀行システム全体から大幅な預金流出したというふうには必ずしも認識しておりませんし、ポートフォリオの組替えというのは確かにあったわけでござい

ますけれども、特に直近に關してそのような問題は起こっていないというふうに認識をしております。

○櫻井充君 大臣は、目標としているのはそうすると、不良債権比率の話は今されました。その不良債権比率だけが、だけがといいますが、あとはどこを目標にされているんですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) これはまず、金融行政の中でどういう目標を立てるか。今回、特に主要行を想定しているわけでありまして、主要行に対して、これは不良債権をなくす当事者はあくまで銀行でありますから、当局と銀行でこういう問題意識、メルクマールをシェアしてほしいという意味でこれは不良債権比率というのを掲げているわけでございます。

進むことによって結果的に金融システム全体に対して安心感が出て、それがマネーサプライの増加、信用乗数の上昇等々、全体的な形に現われてくる。それをトータルの意味では目標にしているわけでございます。

したがって、政策が目標として掲げている究極的な姿と、それと一つのめど、メルクマールとしての不良債権比率の低下、そのそれぞれの役割分担についていいますか、位置付けについて御認識を賜りたいと思います。

○櫻井充君 銀行の不良債権の整理というのは、進んでいるんですか、進んでいないんですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 銀行の不良債権の整理と云う場合には、まず不良債権を洗い出す、資産査定をしつかりと強化するというのが出発点になるかと思えます。その上で、再生させるものは再生させる、そうでないものも含めてそのオフバランス化をしつかりと進めていく、そういう手続になると。その過程で、自らの収益力を高めて、自己資本も増強していてもらいたい。しっかりと金融仲介機能を果たしてもらいたい。これが全体として求めていることでございます。

今、その意味では、昨年来の特別検査によって不良債権の洗い出しというのはかなりの程度進みつつあるというふうに思っております。今回、それに加えて、資産査定を更に厳格化することによって、そういうものが来年の三ヶ月までには徹底的に洗い出されるということを期待をしております。

オフバランス化等々もその意味では進んでおりまして、今年の三ヶ月から今年の九ヶ月にかけましては、結果的に不良債権比率はわずかでありましたが減少した。八・四から八・一％になったと、そういう結果が得られております。

○櫻井充君 もう一度端的にお伺いしたいんですが、進んでいるんですか、進んでいないという認識なんですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 進んでいると認識をしております。進んでいるものと認識をしております。

す。更にそれを加速させたいというふうに思っております。

○櫻井充君 塩川大臣にお伺いしたいんですが、十一月二十一日の財政金融委員会の中で、大臣は、金融機関の不良債権の整理は進んでいないと御発言されております。これは閣内不一致ではないですか。

○国務大臣(塩川正十郎君) 私は、直接所管事項じゃございませんけれども、進んでいないということは国会の議論でも非常に強く主張されておりますので、私はそうだと思うっております。

○櫻井充君 というふうに塩川大臣はおっしゃっています。これは大事なことなんですが、この間は運が悪かったとかいろいろな発言がございました。この委員会の中の御発言というのは、省庁を代表してなのか、若しくは国務大臣として内閣を構成される立場で御発言されているものと思います。つまり、ここは主管外である今塩川大臣がおっしゃるのであれば、これは国務大臣として内閣を構成される方としての御発言だと私は思います。

もう一度、今度は竹中大臣にお伺いしますが、塩川大臣は不良債権の整理は進んでいないとこの委員会でも述べられておられます。竹中大臣の御認識はいかがですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 進んでいるかいないかというのは、何を基準にしているかということだと思います。私が申し上げましたのは、不良債権比率が今年の三月期から六月期に低下しているという意味で、三月期に比べたら今日の方がオフバランス化は明らかに進んだと。その意味で進んでいるというふうに申し上げました。

しかしながら、一方で、当初期待していた、例えば我々が一年ぐらい前に期待していた一種のめどというのがあります。それに比べて進捗しているかというふうに聞かれましたら、私も、残念だけれども、やはりもう少し進んでいてはしかなかった。その意味では期待値よりも進んでいないなというふうに、進捗していないというふうに思っ

ております。恐らく、今、塩川大臣がおっしゃったのはそのような意味であろうかというふうに思っています。

○櫻井充君 答弁がいい加減過ぎると思います。ここで休憩にしてください。

○委員長(柳田稔君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後一時五十九分休憩

午後一時開会

○委員長(柳田稔君) ただいまから財政金融委員会を再開いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法案の審査のため、本日の委員会に財務省主計局次長勝栄二郎君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(柳田稔君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(柳田稔君) 休憩前に引き続き、預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法案の両案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○櫻井充君 不良債権の整理の閣内の統一見解を求めます。

○国務大臣(竹中平蔵君) 不良債権処理につきましては、不良債権残高、不良債権比率が今年の三月期から九月期にかけて若干ではありますが低下するなど進捗が見られつつありますが、今後、更にそれを加速する必要があると考えておりまして、その施策の充実に向けて努力をしたいという

ふうに思います。

○櫻井充君 進んでいるか進んでいないかという質問です。どちらなんですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 今申し上げましたとおり、不良債権残高、比率がわずかではありますが今年の三月から半年間で低下を示し始めたなど、進みつつある状況であると認識しております。

今後、資産査定等の厳格化、ガバナンスの強化、自己資本の充実などを通じて更にそれを着実なものとするのによつて、平成十六年度にはこの問題の解決を、この問題を終結させるように努力したいと思っております。

○櫻井充君 そうしますと、塩川財務大臣の意見とは違ひますね。ですから、閣内での意見を一致させてから御答弁願いたいと思います。これ以上質問できません。

○国務大臣(塩川正十郎君) 竹中大臣と同様であります。

○櫻井充君 そうしますと、塩川財務大臣の十一月二十一日の御発言は撤回されるということですね。

○国務大臣(塩川正十郎君) どういう答弁であつたかは定かに記憶しておりませんけれども、確かに不良債権の整理はこれからまだ進めなけりやならぬということと言つたと思っておりますが、それはそのとおりであります。

○櫻井充君 「だつて、銀行が、金融機関が合理化をして不良債権整理が進んでいないということ、は事実じゃないですか。」「こうおっしゃつています。

○国務大臣(塩川正十郎君) 進みつつあるけれども、やっぱり進んではおられないという状況です。

○櫻井充君 進んではいるけれども進んでいないというのはどういうことですか。もう少し具体的に説明いただけますか。

○国務大臣(塩川正十郎君) 徐々に進んでおりますけれども、また次々と新しいものも増えてきておりますので、なかなか完全に解消し切れておらないという状況であるということでありまして。

○櫻井充君 もう一つ、それでは、竹中大臣、不良債権処理が進んでいないんですね、結局は。進みつつあるけれども十分は進んでいないということですね。そうすると、その原因はどこにあるんですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) もちろん問題は終結しておりません。そのために十六年度までにはということ、それなりに我々にとつては大変厳しい時間的制約ではありますが、二年半の時間の中でこの問題を解決したいというふうに思っているわけでございます。

委員お尋ねの、どこに問題があるかということでありまして、これはやはり非常に総合的なことをやつていかなければいけないと思っております。

まず、金融機関には、先ほどから申し上げておりますように、資産査定、ガバナンス、自己資本等々で相応の努力をしていただく必要、相当厳しい努力をしていただく必要があると思っております。同時に、不良債権の新規発生の一つの要因でありますやはりデフレの問題に関しては、これは政府を挙げて総合的な対応策を取ることによつてその手当てをしていきたいというふうに思っております。そういった手当てをすることによつて問題の解決を図りたい、図れるというふうに思っているわけでありまして。

○櫻井充君 竹中大臣にお伺いしますが、銀行内の派閥争いが不良債権処理を遅らせている原因の一つですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 個別の金融機関の内情については、私、まだ担当になって新しいものからそんなに熟知しているわけではございません。経営の合理化に向けて、経営の立て直しに向けて各銀行大変努力をしているというふうに思っています。その中では、まだ解決すべき問題もたくさんあるというふうに思っております。

繰り返しますが、個別の事情について特にこの場で申し上げる立場にはございませんが、金融機関、さらに多くの経営改善に向けての努力をして

いただきたいと思っております。

○櫻井充君 塩川大臣は明確にそうおっしゃっていますよ、十一月の二十一日に。この発言を閣内の閣僚の一人である、しかも担当大臣である竹中大臣はどうお考えですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 塩川大臣は私よりも非常に幅広い人脈をお持ちで、いろんな情報をお持ちであるというふうに存じ上げております。いろいろ話を伺って参考にさせていただきたいと思っております。

○櫻井充君 そうすると、竹中大臣は派閥争いも原因の一つだとお考えなんですね。

○国務大臣(竹中平蔵君) その辺は私にはよく分かりません。いろんな方のお話を伺いたいと思っております。

○櫻井充君 そのことを、いろんな方の意見をお伺いしてという、その後でそうすると結論をいただけるんですね。

○国務大臣(竹中平蔵君) 結論とは何か、それぞれの事情について私がどのように認識するかということは、これは私自身の認識の問題だと思います。それを踏まえてどのような政策を取るべきか、政策を取る必要があるということでございましたら、これはお示しして、この場でもお諮りしたいと思っております。

○櫻井充君 竹中大臣のお立場は、現在の立場はどういう立場にあるんですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 立場でございすか。ちよつと哲学的な問い掛けのようにも思えますが、厳しい立場にあるというふうに思いますが、様々な情報を収集し、それを着実に政策に生かしていきたいと思っております。

○櫻井充君 銀行の不良債権問題は銀行の信頼を得るためには極めて重要な問題だと大臣はおっしゃいました、先ほど。その上で、小泉内閣の一閣僚が、その原因は「銀行内における派閥争いが深刻だから」とこの委員会の場でつきり言われているわけですよ。その発言に対して、担当大臣としてどうお考えなのかということですよ。

○国務大臣(竹中平蔵君) 閣僚各人、それぞれ様々な問題について様々な御見解、御認識があるというふうに認識をしております。

この場で私が申し上げることは担当の大臣として政策的にどのように考えるかということでございます。それから、そういうことも踏まえていろんな方の御意見はしっかりと伺いをしたい、その上で必要な政策措置、行政上の措置があるのであるならば、それはまたしっかりと議論をして、この場で提出をして御審議をいただきたいというふうに思います。

○櫻井充君 派閥争いが不良債権処理を進められない原因だとすれば、これは極めて政策的に大事なことでないですか。

そして、もう一つ言いますと、合併促進法を今この委員会で審議しているわけです。合併によるデメリットかもしれないわけですよ。そうすると、そんな悠長なことは言っていられないんじゃないですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 繰り返しますが、個別の金融機関の経営について私自身詳細に存じ上げません。しかし、もしそのような問題があったとして、じゃ、行政として一体何ができるかと。それは、そのもめてるところへ入っていったまあまあまというふうに言うのが行政の役割なのか。私はこれはやはりガバナンスの問題そのものであろうかと思ひます。もしも仮にそんなことをしていたら、それはガバナンスが發揮できなくて企業の収益力そのものは著しく弱っていくはずでありますから、そういうことにならないように、コーポレートガバナンスが發揮できるような仕組みを行政としてはしっかりと作ってきたい。その上で、やっぱり結果を問うべきときは結果を問わなければいけないというふうに思ひます。

○櫻井充君 塩川大臣にお伺いしますが、一昨日の参考人質疑の際に、メガバンクの四人の参考人の方々は一様に、派閥争いはしていないと、そうおっしゃっておられました。大臣、いかがですか。

○国務大臣(塩川正十郎君) それは直接首脳者に聞けば、派閥争いはないと言つて、それは当然だと思ひます。ありますとは言わないと思ひますね。

○櫻井充君 それでは、その場で二人の頭取の方は、塩川大臣がそのような発言をされたことに對して、「派閥のために遅れているのではない」とかという御発言については、これは、そういうことは全くございせん、適当でないと思ひます。」と。それからもう一つは、「塩川大臣、何かのお聞き間違いではないかという気がいたしました。考えられない御発言だと思ひます。」と、こ

うもおっしゃられております。

塩川大臣、どちらからそういう情報を得られたんですか。どこから話をそうやって聞いてきて派閥争いだということをおっしゃっているんですか。

○国務大臣(塩川正十郎君) それはもう単純な話でございまして、皆さんも御存じだと思ひます。大きな駅に行きますと、ターミナルの駅前に行きますと同じ銀行が二つも三つも同じ支店を並べておるといふことは、これは合併しても二年も三年もたつのにまだ整理できないのかと、これは皆さんお思いになると思ひますが。

そこで、何でもかんでも聞いてみると、その職員らが、いや、なかなか我々もそう思うんですけれども上の方で決めてくれませんか、と、こういうことを言つております。上の方で決める

といつたら、何だつてやつぱり銀行の系列があつてと、系列といふか人脈があるんだらうと、そう思ひますが、そこらにやつぱり派閥の問題があるんだらうと、私はそう思つて話を聞いておるわけですよ。

○櫻井充君 それでは、竹中大臣にお願ひがございす。金融監督という立場に、今、監督しなければいけない立場にあるわけですから、本当に不良債権処理が進んでいないのが銀行内の派閥争いなのかどうかということをお考えなさいと調べるこれは役割があると思ひます。その点において、きちんとこのことについて調査していただくかどうか、このことをお約束いただけるか御答弁いただけますか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 我々は、金融に関する検査・監督の仕事というのは、まず本当に不良債権処理が、これは資産査定を行った上できちつと進んでいるかどうかをきちつと見極めることにあつておると思ひます。

今、委員のお尋ねは、進んでいないとすれば、その原因として云々ということでありまふけれども、我々としてはまず進捗がどのような状況になつていくのかということをしつかりと見定めたいと思ひます。進捗していないということになりましたら、その場合に、じゃ、原因は何なのか。これは当然のことながらしつかりと銀行に考えて改善策等々を出していただくかなければいけない問題でありますけれども、我々としてはまずその進捗をしつかりと見極めるといふことが仕事であると思ひます。

○櫻井充君 それではもう一点。大きな駅のとこに同じ金融機関が二つも三つもあつて。このことについては大臣としてはどうお考えですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 私の認識では、そういった状況はかなりの程度改善をされてきているというふうに思ひますが、しかしまだ完全に解消されていないということも事実なんだと思ひます。

しかし、そうした点は、正に非効率な店舗分布が残つているといふことは、これは必ずその収益力等々に反映されてくるはずでございまして、それから、そこはまずやはりコーポレートガバナンスを發揮してしつかりとやつていただきたい。その上で、企業の収益力、不良債権の処理等々がどのような進捗しているかということをしつかりと監督をしていきたいと思ひます。

○櫻井充君 同じ金融機関が大きな駅に二つも三つもあつて。この原因は、派閥争いだから二つとか三つ同じ銀行が残つていとお考えですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) これは個別にいろんな

事情があるのだと思います。

私もあるところに預金を持っておりましたけれども、そこが急速に店舗統合をしていると。その店の店がなくなつて次の店のここに口座に変わりましたというふうになつて、それからまたしばらくたつと、その店も結局統合されることになりました。そういうふうな非常に店舗の統廃合が急速に進んでいるという事実もござります。

お尋ねは、その原因はどういうところにあるのかということだと思いますが、それは私は、銀行なりに店舗の効率的な配分というのを進めつつあるというふうな思っておりますが、その残った問題については、極めて人的な問題であるのか、ないしはやはりそこに優良な取引先が集中しているのか、これはなかなか一概にはちよつと判断のできない問題である。

いずれにしても、それはガバナンスを発揮していただいて、その上で、収益力、不良債権処理、どのような結果が現れているかということをお我々はしっかりと監督していくことだと思っております。

○櫻井充君 もう一点。竹中大臣、総合デフレ対策を出されました。その中で、今の日本のデフレというのはリッチなデフレだと思えますか。

○国務大臣(竹中平蔵君) デフレ、物価が下落することによってどういうインパクトがそれぞれ家計や企業、政府、経済主体に及んでいるかということについては、それは極めて多面的であるというふうに思います。

例えばですけれども、賃金が固定されているような、賃金の硬直性が非常に高いような業種、少し前までの公務員というのはひとつとしたらそれに近かつたかもしれないけれども、そういう業種にとっては、自分の賃金は余り影響を受けないで物価が下がっていくというのは、実質賃金を高めるとも短期的には作り出してきたと、間違ひなくそういう状況はあったのだと思ひます。しかし、賃金が非常に柔軟に変動するような業種にとつて

は、物の値段も下がるかもしれないが賃金も下がる、場合によっては賃金の方がもつと下がる。それは決してリッチな状況ではない。そこはやはり経済主体によって様々な影響が出ているのだと思ひます。同じことはインフレにも言えます。インフレによつても相対的に、いわゆる相対的なゲインを得る主体とロスを得た主体というのはあつたわけでありませう。

私たちが問題にしているのは、しかし、すべてのものが物価にインデックスされるわけではなくて、どうしてもインデックスされないものがある。それは過去に借りた借金であり、過去に投資した簿価である。これはどんなことが起こつてもインデックスされないわけでありませうから、そのやはり問題点というのはデフレ下で非常に深刻になりつつあるのではないか。不良債権問題がその典型でござりますから。であるからこそ、デフレというのは、これを何とか修正していかなければいけない政策上の問題であるというふうな考えているわけでございます。

リッチかそうじゃないかというのは、その経済主体によつて非常に様々な形があり得るというふうな思つております。

○櫻井充君 塩川大臣は、こういう判断に関して、極めて大事なんだというお話をされた上で、リッチなデフレなんだと。財政再建のときの問題、財政構造改革に関して取り上げた際にそうおっしゃっているわけですよ。そうすると、竹中大臣が出されたデフレ対策というのはリッチなデフレに対しての対策なんですか。

○国務大臣(塩川正十郎君) これは私が言つていふことでございまして、竹中さんが言つたんじゃないと思ひません。

○櫻井充君 閣内が普通は一致しているはずでございませう。しかも、この場で、この委員会場で発言されているのは、そうするとこれは、リッチなデフレとおっしゃつたのは、国務大臣としてですか、それとも財務省のトップとして御発言なされるんですか、塩川大臣。

○国務大臣(塩川正十郎君) これはどうも言つた方がいいんですかね。ちやうど靖国神社に行くのに、閣僚としてですか、個人ですかというのと同じような問題でございまして、閣僚である塩川正十郎のことでありませう。

○櫻井充君 そうしますと、閣僚ということは、内閣でそういう認識なんだろうと、そう我々は委員会等で答弁されればそう取るのは当然のことなんだと思ひます。ですから……

○国務大臣(塩川正十郎君) それは違います。閣内の統一意見というものは、さつきおっしゃつたように閣内の統一意見として求めるということでおっしゃることであつて、私は担当大臣として話をしております。

○櫻井充君 担当大臣としてなんです。そうすると、財務省の方々は皆そのような認識ですね。

○国務大臣(塩川正十郎君) 人の心は全部割り切れませうけれども、認識としてはデフレであるという認識をしております。それをリッチで見ると、あるいは普通で見ると、あるいはブアで見ると、私は、デフレの上に修飾を付けるとするならばリッチなデフレであると私は信じております。

○櫻井充君 今、大臣、省の代表としてということだと思ひますが、認識だということお話をされましたけれども、しかし省と、大臣はデフレに対しての認識が間違つていたら政策的な判断もできなくて大変ですよというお話もこの間されているじゃないですか。

小林副大臣にお伺ひしたいんですけれども、小林副大臣も同じようにリッチなデフレだと思ひますか。

○副大臣(小林興起君) 大臣は庶民的な言葉で問題の本質をつくおつもりで発言をされておられると思ひます。デフレでありますから、デフレが起すマイナス面すべて御承知で、デフレは大変だ、デフレから脱却しなきゃいけないということをおっしゃつても、しかしこのデフレの中に一面そういうふうな、先ほど竹中大臣が御説明もされま

したけれども、一部ある人にとつては逆にリッチなというふうな考えられるような部分がある。したがつて、いろんな意味での危機感とかそういうことの中に、政策を展開していくときに難しいことがあるんだというところを示唆しているわけでありまして、そういう面を踏まえながら、しかしどちらに大きく考えるかと言へば、最後はデフレのマイナスの方が大きいわけですから、したがつて政府としてはデフレ脱却対策を取つていくわけですから、そういう対策を取るとき、対策の中にそういう現象を踏まえないとこの対策が進まないという私は本質をついた言葉だと理解をしております。

○櫻井充君 そうしますと、確認ですが、小林副大臣も全く同じ見解だということなんです。

○副大臣(小林興起君) 同じというのか、私は塩川大臣の言葉を今私が申し上げたように解釈しつつ、非常に難しい状況にあるけれども、しかし結論としては我が省挙げてデフレのマイナス面を克服するためには大きな政策を取らなければいけない、そういう認識で危機感、我々としては危機感を持つてやつていくつもりでございます。

○櫻井充君 日銀にお伺ひしますが、今の景気の状態というのは深刻な状況にあるんでしょうか、それともそれほど深刻ではないというふうな考えられるんでしょうか。

○参考人(遠水優君) 私どもの判断では、景気は全体としては下げ止まつておりますけれども、このところ回復へ向けての不透明感というのはむしろ強まつてきているように思ひます。先行き、米国の始めとして海外経済動向がどうなつていくか、そしてまた不良債権処理加速の実体経済に及ぼす影響がどうなつていくか、その辺はこれからもう少し注視していく必要があるというふうな思つております。

こういった景気の状態について、私どもの方でアンケートを、生活者のアンケートを取つてみたんですけれども、生活者の景況感というのは半年前の前回調査時に比べて若干改善しております。

それによりますと、景気は依然厳しい状況にあるという、全体水準として厳しい状況にある、そ

けでございませう。その意味ではその認識に關して大きな格差があるというふうには思っており

○櫻井充君 この間はそうおっしゃっていませんかつたじゃないですか。貯蓄もあるし、みんな豊かで何でこんな苦しいんですかと、そういう感じの御

思つて一生懸命やつておりました、これはやつぱり不景氣といましようか、やつぱりデフレの影響があつて価格破壊が世界的に起こつたのです

もう一つは、我々が国内の金融情勢について、今にして思えば本当に残念ながら、やっぱり十分な認識を持っていなかったということ。不良債権の比率、この間、先般、浜田委員からお尋ねがございましたけれども、そういうことが実はこの九七年十一月の事件をきっかけにして始まるわけでありますから、我々は、不良債権がどういふことなのか、資産デフレの影響がどういふことなのかという点について社会全体としてほとんど見地を持っていなかった状況であると。それが実は一気にこの時期に、九七年の十一月に三洋証券、北拓、山一、全部出てくるわけですから、そういう状況にあったということ。

第三番目が、九七年にやはりアジアで一種のバブル崩壊があった、それがアジア通貨危機という形になって現れた、それが金融のネットワークを通じて国内にもやはり影を落としてきた。

そのような意味では、三つのことが、それ一つ一つについては原因があることながら、その三つについて同時にこれが起こったということに関しては、やはり不運であったとか、非常に厳しいことが同時に起こってしまった。これはやはり財務大臣がおっしゃったとおりなのだろうというふうに思っております。

繰り返しますが、それぞれについて原因はありました。それぞれについて私たちの、これは政府ももちろん反省すべきところたくさんありますが、社会全体としてそういう見地を持っていなかったという点も反省しなければいけない。それが同時に起こったという不運もあったということではないかと思えます。

○櫻井充君 改めて塩川大臣にお伺いしますが、運が悪かったという一言をおっしゃると責任放棄でしかないと思っております。

その意味で、取りあえずそうであったと、まあそうでないとするのであれば、大臣としては、その平成九年の財政構造改革、運が悪かったのかもしれません。しかし、そこで構造改革を一度断念せざるを得なくなりました。このときに行政とし

てどの点について反省すべきだと、そうお考えですか。

○国務大臣(塩川正十郎君) 私は、就任いたしましたのは去年の七月で、いや四月でございすけれども、そのときからこの職務に就いた責任といまして、財政の規律を立て直すということが一つと、それから、やはり日本の景気対策といましようか、産業構造の転換を図っていくかなければやっぱり本当の持続的な経済成長は確保できないということ、それからもう一つは、やっぱり規制緩和をして自由闊達な社会をつくっていくことが景気回復につながるという、そういうことを自分で意識して、それに一生懸命やっております。それがためには、やっぱり国債の発行額を抑えるということが財政秩序を保つ一つのシンボリックなことであろうと思ひまして、それを強く主張してきたということございまして、今後ともその方針に基づいてやっていきたいと。

要するに、平成九年、このときには物価も比較的上昇しておりましたし、プラス二%ぐらいの状況だったと思っておりますが、それが十年になりました。ところが物価が落ちた。そのことはやっぱり、九年に先ほど私が言いましたようなアジア危機だとか、それから、IT産業の行き過ぎであった、過剰生産であった、過剰設備であったとかいうことが一挙に噴き出してきたことございまして、この反省をするならば、やっぱり着実に経済構造の改正等を通じてあるいは規制緩和を通じて経済の再建を図らないう駄目だという信念にあるということでありまして。

○櫻井充君 そうしますと、経済構造の改革をまずやらなければ財政再建はうまくいかないと、一言で言えばそういうことございすか、中心になるところは。

○国務大臣(塩川正十郎君) それは当然一つの要件で、大きい要件であります。

○櫻井充君 そうしますと、大臣、お伺いしたいのは、財政再建と産業の構造変換と、これは同時にできるものですか。

○国務大臣(塩川正十郎君) 同時進行は私は可能だと思っております。

○櫻井充君 そうしますと、今回、小泉内閣も財政再建に取り組んでいるわけですね。まず、一つお伺いしたいのは、小泉内閣では景気が優先であつて、そういうことだったかと思ひますけれども、小泉内閣に替わつてからは財政構造改革を目標としているということですね、公約として掲げているということですね。

○国務大臣(塩川正十郎君) まず、どちらかといえば、優先順位を言うと、構造改革を通じて景気を刺激していくということでございます。

○櫻井充君 財政再建についてお伺いしているんですが。

財政再建は、これは小泉政権の公約ですね。

○国務大臣(塩川正十郎君) それは歴代内閣、財政再建といひましようか、財政の健全化ということとは歴代内閣です。私のところの、小泉内閣だけじゃありません。

○櫻井充君 それは念頭に皆さん置かれていたのは、それはそのとおりだと思います。しかし、そのところでどちらに主眼を置いていくかということなんだろうと思ひますけれども、そうすると、もう一度お伺いしたいのは、この時期に財政再建、平成九年の反省を踏まえた上で今の時点で財政再建を行えると御判断されているんですか。

○国務大臣(塩川正十郎君) 財政再建に向かつて歩んでおることは事実でございます。

○櫻井充君 努力されているのは分かります。しかし、それが本当に実現可能なかどうかということだろうと思ひます。

要するに、政策というのはいつても打てばいいというものではなくて、打つタイミングを間違つてしまえばむしろ悪くなつてしまふということも、これは当然のことながらあるんだらうと思ひます。その意味において、今が財政再建にふさわしい時期だと大臣はお考えなんですか。

○国務大臣(塩川正十郎君) いつのときでも財政再建はふさわしい時期であります。

○櫻井充君 それでは、なぜ財政構造改革を、改革法を凍結したんですか。

○国務大臣(塩川正十郎君) 凍結というのはどういうことですか。

○櫻井充君 平成九年に財政構造改革法を成立させて、翌年にその法律を凍結したんじゃないですか。

○国務大臣(塩川正十郎君) それは私のときですか。

えらい昔の話でございまして、昔の話でちょっと私も判断間違えました。このときは、先ほど言いましたように、世界情勢が変わつてきたことと、それから日本の情勢も非常に深刻な、そのあふりを受けて深刻になったから、一応、財政構造改革の推進に関する特別措置法を提出したということでございます。

○櫻井充君 ですから、大臣、その時期は財政構造改革は一応、一時やめましようということ、ふさわしい時期ではないからやめましよう、という決めたんじゃないですか。違いますか。ですから、時期によつてやれる時期とやれない時期があるんじゃないかと私は申しているんです。

○国務大臣(塩川正十郎君) それは当然でございますけれども、基本的にはやはりいつの時代でも財政再建というのは財政担当者の頭には消えるものじゃないと思ひます。

○櫻井充君 それでは、平成十年の判断は正しかったと思ひますか。凍結したことに関して。

○国務大臣(塩川正十郎君) これは、このとき的情勢で、第三者的に見ても当然こういうことをやらざるを得なかったんだらうと思ひます。この当時の政権の担当者はこれが正当だと思つてやつたんだから、私はそれで結構だと思ひます。

○櫻井充君 再度お伺いしますが、そうすると、今は財政再建をやることに可成り時期だと思ひますか。

○国務大臣(塩川正十郎君) 今はやっぱりやるべきだと思ひます。

○櫻井充君 そうしますと、まず最初に、財政構

造改革法を出されている、あれを凍結させているわけですから、それをむしろ解除して、それで政策を打ち出されていった方がいいんじゃないですか。

○国務大臣(塩川正十郎君) それはどうということなんですかね。私、今の質問の趣旨がちょっと分からないんです。

○櫻井充君 平成九年には財政再建をやらなきゃいけない、財政構造改革をしなきゃいけないということと法律を作ったわけですよ。

その法律を作った上で、いろんな問題があった、今止まっているわけですよ。今止まっているわけですけれども、もし財政再建をやっていく、財政構造改革をやっていくんだとすれば、その当時のその法律をもう一度生かすなりなんなりするように、凍結を解除するとか、そういうことをされた方がいいんじゃないかということです。(発言する者あり)

○委員長(柳田稔君) 竹中大臣。(ちよつと待つてくださいよ。それはちよつと待つてください)と呼ぶ者あり)

○国務大臣(竹中平蔵君) 経済財政政策担当大臣の立場でお答えをさせていただきますが、小泉内閣ができて、最初の施政方針演説で総理は財政の健全化を二段階で行うということをその施政方針の中で明言しております。基本的にはプライマリーバランスの回復を目指していくわけでありまして、そこに行きまでする歳出の抑制等々あらゆる努力をしていく、その上で第二段階ではプライマリーバランスの回復を目指してやっていくんだということを明言しております。

お尋ねの法律等の関係でありますけれども、小泉内閣になってからどういう形でこの財政の健全化を目指しているかということに関しては、正しく「改革と展望」という中期のビジョンを出して、この中期のビジョンは閣議決定をしております。その中で、今四％から五％GDP比でありますプライマリーバランスの赤字を約十年程度で解消をしていく、そういう努力を続けていくことと

いうことにしているわけです。当面は、その中で、具体的には「改革と展望」の中に書かれておりますのは、約十年後にその目標を達成することと、それを実現するために歳出全体に緩やかなキャップをはめていくということを書いていくわけ、基本的に財政健全化を目指した動きというの、この「改革と展望」によって我々はコントロールしている、管理しているというふうに理解をしております。

委員お尋ねの、財政再建を今やるべき時期かどうかということに関しては、私はこれも総理のいろんな答弁の中でも明言されていると思います。

つまり、正にアンコントロールラブルになってパニックになるようなときには、これはなりふり構わず政府はマーケットの中にお金を注ぎ込むしかありません。九八年から九九年にかけては正にそういう状況で、財政も拡大して、信用保証も付けて、ほとんど金を入れたまま、幾ら中長期な目標であったとしてもこれはやっぱり棚上げせざるを得ないのだと思います。

しかし、そういうパニックの、アンコントロールラブルな状況でない限りは、これは塩川大臣おっしゃったように、やはり政府は常にこの中長期の目標に向けて努力を積み重ねていかなければいけない。でないと、この目標達成は永遠の目標になつてしまつて、いつまでも達成できないのではないかとこの時々に思います。景気が悪いというの、景気が悪いというだけ、その中長期の目標を放棄してしまふということ、これはあり得ないのだと思います。

具体的には、繰り返しになりますが、危機的な状況になった場合は、これはその中長期の目標を棚上げせざるを得ないのだと思いますが、そうでない限りは、常に経済は良いときも悪いときもあるわけでありまして、その中で、中期の、約十年の目標に向かって、緩やかな歳出キャップをは

める中で財政の健全化を目指していくというのが現在の立場だということに認識をしております。

○櫻井充君 経済学者にお任せしますというその発言は適切ではないと私は思います。取消しを求めます。

○国務大臣(塩川正十郎君) 何か御質問で。

○櫻井充君 そうしますと、大臣席に、答弁席にお座りの方はやじを飛ばしても構わないものなんですか、委員長。

○委員長(柳田稔君) 通常でありますと不規則発言につきましては御遠慮願っていますけれども、正式な速記録に残る発言ではございませんので、それを対象として取り扱うというのはこの場合難しいのではないかと私は思っていますけれども、櫻井議員からの申入れでございまして、後刻、理事会の方で取り上げさせていただきますと思います。

○櫻井充君 今、本日に財政再建、僕は、いずれそれは、財政再建やらなきゃいけない、これはだけれども思っていることです。これは間違いないこととです。しかし、その財政再建をやる時期を間違えれば、また景気が悪くなつたりとかいろいろことがあって、赤字国債の発行額が増えていったりするようないふことがあつて、ですから、本日にこの時期なのかどうか。前の委員会でも申しましたけれども、社会実験はできないわけですから、基本的には。

ですから、その平成九年から平成九年のときに、運が悪かつたとか、そういう総括だけでいいのかどうか。その議論をきちんとした上で、今財政再建がやる時期なのかどうかということ、改めて検討する必要があるんじゃないか。この間申しましたが、税収だつてここ二年間で六兆円ほど下がっているわけですよ。そういう中で本日にやるのかどうかということ、真剣に議論する必要があります。そう考えています。

済みません、かなり法案のことについての質問を用意してきたんですが、全然できなくなつてしまひまして、一点、まずお伺いしたいのは、今回の合併促進法の中で、地域における金融の円滑が

の合併促進法の中で、地域における金融の円滑が阻害されないようにという一文がございましてけれども、これはどういうことを指して金融の円滑が阻害されないか、どのような指標をもって調査されるのでしょうか。

○政府参考人(藤原隆君) お答え申し上げます。地域における金融の円滑が阻害されないということについては御質問でございしますが、当該要件につきましては、経営基盤強化計画に当該金融機関の地域における融資の円滑を確保するための融資方針及びそのための体制整備等の記載を求めまして、その方針の内容、体制整備の状況等をチェックすることとしたところでございます。

○櫻井充君 もう少し具体的に教えていただけないですか。体制整備とか、あとは何についてなんですか。

○政府参考人(藤原隆君) お答え申し上げます。今回の法案の目的は、金融機関において経営基盤強化計画の円滑、確実な実施によりまして中長期的な収益性の向上等が図られ、もつて経営基盤の強化を実現することであり、金融システム不安の下で金融機関の信頼回復とともに貸し渋り問題への早急な対応が要請されていた早期健全化計画とは趣旨、目的が全く異なるものでございます。

当庁としましては、合併等は、金融機関の経営基盤強化を通じて融資の円滑化を可能とするものでありまして、健全な中小企業融資の拡大に資するものと考えております。このため、金融機関の経営の自主性を尊重する観点からも、貸出しについては量的な目標をコミットすることを求めることは考えておりませんが、もとより、中小企業貸出し等資金供給の円滑を図ることの重要性につきましては、あらゆる機会を通じて金融機関に要請をしているところであります。今後とも要請をしていきたいと思っております。

○櫻井充君 ですから、どうやってそういうことをやられているのかどうかチェックするんですか。どういうことをもってして、地域金融の円滑が阻

害されないと判断されるんですか。そのことについて具体的に答えたいんです。

○政府参考人(藤原隆君) お答え申し上げます。

具体的には、中小企業でありますとかあるいは個人事業向けの融資あるいは個人ローンにつきましては、既存融資の円滑な継承に係る事項や新規融資体制に係る事項等を当局において確認することにしたしております。

○櫻井充君 これを見てみると、先ほどお話ありましたけれども、結局、収益性の強化という話になってきています。これ、合併して収益性は上がるんですか。

○政府参考人(藤原隆君) 今回の法案におきましては、主として地域金融機関を念頭に置いての施策を講ずることといたしております。

私も考えておりますところによりますと、少なくとも地域金融機関におきましては、スケールメリットでありますとかメリット・オブ・スコープとか、こういうことが考えられまして、大手とは異なりまして、合併の質は上がるといふふうに考えております。

○櫻井充君 済みません。これちょっと通告してないんですけども、大手は、メガバンクでございまして、合併して収益性は上がっているんですか、全体として。

○国務大臣(竹中平蔵君) 今、計数等々が準備できるわけではありませんが、基本的には、合併利益を出すために努力をしているところであるといふことであると思えます。

以前、これは委員に御答弁をさせていただいたかと思いますが、ある専門家の分析では、少なくとも短期的な意味での、間接部門をなくすという意味での合併のメリットというものはある程度はこれはある、認められると。しかし、それ以上に本来的な合併の利益が出るかどうかは、正にそのガバナンスをいかに発揮して戦略性を持たせるかという点にあると思えますので、この点についてはやはり今後の結果の中では是非努力をしていただいで数字を出してもらいたいというふうに思っております。

ります。

○櫻井充君 柳澤大臣の時代から合併の話が随分出ておりました。そのときに柳澤大臣は、これは決して金融庁が主導でやっているわけではなくて、要望があればこのことについて考えたいんだというのを繰り返しておっしゃっていたんです。

が、おとこの参考人質疑の際に、地銀協会、第二地銀協会、信金、信組の各関係者が来られて、だれ一人として合併促進法を要請していないと、そうおっしゃっているわけですよ。そうしてきまして、従来の柳澤大臣が御発言されていることとちよつと違うんじゃないだろうか、そういう気がいたしますけれども。

○国務大臣(竹中平蔵君) 先般、いろんな御発言があったというふうにお伺いしておりますけれども、その参考人質疑の中で、御趣旨は、私の理解では、例えば地銀協として、第二地銀協として正式の要請はしていないと、そういう御発言であったというふうにご認識をしております。これは、金融の実務の中で、先ほどヒアリング等々の話もさせていただきましたが、そういう中ではやはり要望というのは個別にはしっかりと出ておりまして、そういう要望に基づいて政策の枠組みを作る、かつ自主的な判断に基づいてこの合併を促進していこうという、そういうふうにご考えているわけでありまして。

○櫻井充君 済みません。時間が来たので終わります。

○浜田卓二朗君 私は、デフレ阻止政策全般について各大臣の所見をお伺いしたいと思います。

まず、日銀総裁、御苦労までございます。日銀総裁の方に最初の御質問申し上げたいと思えます。

十二月二日付けのフィナンシャル・タイムズに、日本の財務官黒田東彦氏と副財務官河合正弘氏の署名入りの論文が掲載をされております。私は、大変見識のある内容であり、かつ勇気ある発言であるというふうにご大変前向きに受け止めさせていただいております。これを材料にして日銀

総裁に最初にお伺いをしたいと思うんです。

黒田財務官に御出席をいただくことも考えたんですが、余り財務官は国会には出席をしないで世界を飛び回るといふことでありますので、この掲載記事を翻訳をしたものを紹介させていただきますと、グローバルフレキシションへの転換のときであると題する論文でありまして、骨子は、デフレスパイラルを、これ世界的なデフレスパイラルを避けるためには世界的なグローバルフレキシションへの方針転換が必要であるということでありまして、日本の日銀の政策に触れた部分をちよつと御紹介させていただきますと、日本銀行は昨年、短期金利が事実上ゼロの状態にあることを踏まえて、金利政策を放棄し、市中銀行の当座預金残高をターゲットとした量的金融緩和へと方針転換したと。日本銀行は市場へ流動性を供給したものの、物価の下落を阻止し得なかった。日銀の金融政策遂行能力は、金融セクターの機能不全によつても阻害されてきた。不良債権と不十分な自己資本という問題を抱えた市中銀行は、豊富な流動性を持っていたにもかかわらず与信を拡大できなかつた、あるいはしようとしなかつたという、こういう経験を踏まえて、こう結論しているんですね。この日本の経験は、伝統的な金融政策はデフレ的な状況では効力を失うことを示している。名目金利はゼロ以下にならないため、中央銀行は価格期待を劇的に変える以外に金融政策上の刺激を与えることはできないと、こう書いてあります。

私も、日銀総裁を中心とされる日銀の政策は評価をしてきた一人であります。大胆な金利引下げ、そしてもう金利は長い間ゼロ金利になつていくわけでありまして、ゼロ金利になつて以降は、金融政策を放棄したといふことではなくて、段階的に量的緩和を実施なさつてこられました。これはひびき目に言つたわけでありまして、段階的にというのとはなし崩しのといふふうにご言い換えることもできるわけですが、あえて段階的に申し上げます。

しかし、評価をいたしてまいりましたし、かつまた、株式の銀行保有株の購入についても、私もいろいろ考えたんですが、あえて見識ある御決断という評価を私なりにさせていただきます。しかし、これでデフレが阻止できていないといふことは事実でありまして、私もいろいろ考えておつたときにこの黒田論文にぶつかったわけでありまして、なるほど。やっぱり私も、もう一段踏み込んだ金融政策をお願いしていかなければならないのかということでありまして、今日は私自身にとつても金融政策転換の質問ということになるわけでありまして。

ちよつと前置きになりましたが、続きを読ませていただきますと、結論として、多くの中央銀行にとつて低く安定したインフレ率を目指すことは理にかなつた政策である。間がありますけれども、ヨーロッパ中央銀行にとつてのインフレターゲットは年二、三%が妥当であるうと、日本銀行にとつてのインフレターゲットはより高い水準であるべきだと思つたといふことも彼は提言をしているわけですね。

具体的に、日本銀行は独創的かつ非伝統的なデフレ対策を取るべきだ。こうした政策には、段階的に三%を達成する明示的なインフレターゲット政策、例えば一年以内に一%、それに引き続く二年間に二、三%の実現を含むべきであると。あわせて、日本銀行は長期国債やその他の金融商品の購入を通じて市場に流動性を供給し、ベースマネーを継続的に増加させることが明らかに必要であると、こう結論を述べているわけでありまして。

財務官というのは我が国の官僚機構の中で金融・財政政策を代表する事務方のトップでありまして、彼が自らの署名入りで今日微妙に問われている金融政策の在り方について発言をしているといふことは、私はそれなりに重く受け止めたかなと思つております。この件に關して速水総裁の御見解を伺いたいと思ひます。

○参考人(速水優君) 黒田財務官、私大變尊敬しております。今おっしゃつたフィナンシャル・タ

イムズへの寄稿というのは、私は個人的にお書きになったものだというふうに理解しております。今おっしゃいました論旨につきまして、ちょっと私の意見を言わしていただきたいと思ひます。

日本経済の再生、そしてデフレ脱却ということにつきまして、私も決意は政府との間で全く共有されていると思っております。その上で、日本銀行は今、極めて踏み込んだ金融緩和を行っております。去る十月の末でございます、末の日でございましたけれども、日銀当座預金の目標値を一段と引き上げまして、更に十一月になってまた枠の中で増えて、二十兆円すれすれのところまで来ております。それと同時に、長期国債の買入れもそのときに増額いたしました。こうしたことで、金利は広範にはゼロまで低下してあります。

それから、大量の流動性を供給しまして、ペースマネーが大きく拡大して、前年比、今二一％アップぐらいのところへ来ております。さらに、国債の買入れ、今、新規財源債約三十兆と見ますと、年間十四兆四千億これから買っていくことになりまして、約半分を長期国債買入れることになると思ひます。市場から買入れることになると思ひます。

日本銀行は、現在、インフレターゲットを採用してないということでございますけれども、これは物価下落の問題を軽視しているからではなくて、その効果やリスクについて真摯に検討を重ねた結果でありまして、今私どもは、量的緩和をやりましたときに、インフレ率が安定してゼロ％以上となるまで現在の思い切った金融緩和の枠組みを続けていくことを宣言しております。これは一つのターゲットであります。デフレから一挙にインフレ三％に飛ぶといったようなことは、私どもは、非常に現実的なものでもないし、いろいろ逆に副作用を生む可能性のあることだというふうに思っております。インフレターゲットというものは、数字を掲げてそれでインフレ予想が高まっていくということなんだから

うと思ひますけれども、これを達成する手段がなければいけませんし、メカニズムが決まっていないうと、とても自信を持ってやる気持ちはございません。

現在、金利はゼロに達しておりますし、様々な構造問題が政策効果の波及を制約しております。そうした中でインフレターゲットを採用するようになりますと、政策への信頼とか市場への悪影響といったようなものがむしろ弊害となつて、これが高まらないうちに長期金利だけが上昇するとすればどういふことになるか。企業の収益や銀行の体力、長期金利が上がって国債価格よりも下がるようなことになりまして、これは大変なことになります。財政バランスにも悪影響を及ぼすリスクがあります。

物価というのは経済の体温であるということ、私はいつも、ここでも言わしていただいているんですけれども、とにかく経済自体が成長過程に入らない限り、すなわち需要が増えていかない限り物価は上がっていきません。各国の例を見ても、先に経済の成長が起つて、それをフォローして物価が上がつていくというのが普通の物価の動きでございます。

日本銀行は、今後とも、経済をできるだけ早期にかつ持続的に成長軌道に復帰させて、物価がマインナスクから脱却できる状況を実現していくことの方が大事だと思っております。中央銀行として、それを支持するという意味で最大限の努力を続けてまいりたいというふうに考えております。

○浜田卓二郎君 今の御答弁は私も三度ぐらい同じ趣旨で伺っております、決してその答弁が正しいかと思ひつていないんです。でも、総裁、私も前に、その量的緩和政策に踏み込まれるときにここで申し上げたんです。物価上昇率がゼロないしプラスで安定的になるまでは量的緩和を続けまうとおっしゃいました、そう書いてありました。ですから、私は、これは実質的にインフレターゲット政策に近づいてますねと、いや、も

う踏み込みつつありますねとここで申し上げた記憶があるんです。ですから、私も期待しておったんですけれども、やっぱり効果ないですよ。デフレは更に私は深刻な様相になりつつあるというふうな思ひでならないんです。ですから、黒田財務官は、ここで劇的な、価格期待を劇的に変える以外に金融政策の実効性がないという言い方をしているんだと思ひます。

私は、お隣の財務大臣にも申し上げたいんですけれども、いわゆるフィスカルポリシーを放棄されましたかという私は質問をかつてしてまいりました。公共事業の垂れ流しで経済が良くなるんじゃないんです。公共事業もやるよ、金融政策ですよ。つまり、市場心理に劇的にどうやったら変化を与えられるかということだと思ひます。ですから、これは小出しでもなければ、今度の補正は小出しですよ、小出しでもなければ、今度の効果は出てこないんだと思ひます。

ですから私も、日銀総裁の答弁をいつも伺いながら、ああ、それでマーケットがどう取り、受け止めてくれるのかという期待を持って聞いておりましたけれども、やっぱりゼロないしそれ以上の安定的水準とおっしゃつても、また役所が難しいことを言っているよということ、刺激がないんだらうと思ひます。

ですから、やっぱり今、総裁の言われたことにもう二つ付け加える。それは、一つは目標です。正にそれがターゲットですね。それは、ゼロないし安定的なプラスじゃなくて、三ないし四。そこは非常に難しい議論があるでしょう。でも、そこまで行かなかつたらもう頭の切替えができない。頭の切替えができれば、これだけ豊かな国民なんですから、さっきの櫻井さんの議論を聞いておりました、まあリッチなデフレというのはあるのかなあと私も思ひましたけれども、要は、国民に商品に向かわせる、この頭の切替えをどうしたらやるかというのが私は景気対策というものの

大きな中身だと思ひます。ちょっと議論が行きましたけれども。

ですから、総裁、一つは目標の設定ですよ。それからもう一つは期間の設定です。だからこれは、その黒田論文は、一年と、それから、その間の二年間と、三年間で目標達成ということスケジュールに出しているわけだと思ひます。

ですから、私は、財政担当大臣が余り景気対策に踏み切れないのを、業を煮やして日銀総裁はよく決断をしてこられていっているというふうに今でも評価をしておりますけれども、もう一歩踏み込んで、世界的なデフレを日本から発信してはいけません。かつて金融不安のときに我々は言つておりました、日本発の金融不安は避けようと言つて思ひ切った政策に踏み切つてきたわけですから、どうか日銀総裁、ひとつ金融政策の大使命を担つても一段踏み込んでいただきたいと思ひますが、お考えを伺ひます。

○参考人(速水優君) やはり日本は三十年経済が暗いということございまして、今こへ来て世界的なデフラインフレ、デフレ現象が見られてきております。

しかし、日本の場合、前々から申し上げておりますように、各国が皆構造改革をやりましたときに、日本はむしろデフレ対策というか金融をどんな緩め財政を緩めるということをやつて九〇年代を過ごしてきて、結果としてデフレが続いているということなのでございます。

これを克服するためには、やはり構造改革というのをやつて民間の需要を引き出してこなきゃ駄目なんです。公共投資だけでは駄目だと思ひます。どうやって民間の需要を引き出すかという、やはり規制の緩和、撤廃、そしてまた税制を、収入だけを考えるのではなくて、効率的な税制というのはどういふことか、いろいろなところ、それから、証券なら証券、いろいろなことをやつて民間需要を引き出されてくれば、そのために私どもは必要な資金は十分出してあります。

す、民間の設備投資が起こり、そしてまた民間の新しい消費が起こってくる、そういうふうになつてくれば、これはもうそれこそ経済の成長が始まつてくるわけで、物価もおのずから上がっていくと思つております。それを待つのが私どもの筋であるというふうには思つております。

○浜田卓二郎君 本来の需要創出策、これは構造改革も当然入ると思ひます。ただ、構造改革は、短期的にはなかなか需要創出につながらないといううらみがある。

例えば、最近はおつしやいませけれども、構造改革で景気を良くするという、一番最初に不良債権処理を小泉内閣は掲げておられた。しかし、私どもが言つてきたのは、不良債権処理は必要だけれども、当面の効果はよりデフレ促進的ですよと、ですから需要拡大も併せてやらなければなりませんよということを言い続けてきて、私は実際そうなつてきていると思つてゐるわけです。

ですから、日銀総裁にはひとつ、財政が本来やるべき部門、それも含めて日銀にしわを寄せていくような気が私はどうしてもするんですけども、それでも、今税で景気を良くするんと言つたつて、そんな税制ですか。私はここで申し上げました。世界の先進国の中でこれだけ小さくした税構造を、これ以上いじめてどうするんですか、税制は下方硬直性じゃなくて上方硬直性があるんですよ、いったん下げたら上がらないじゃないですか。

ですから、私は塩川さんに申し上げたいのは、財政がやるんならば、税よりも予算ですよ。優先順位はそうだと思う。しかし、それも含めてやらないんですから、足らないんですから、日銀総裁にはあえて踏み込んでいただきたいということをもう一度申し上げておきます。

それと、時あたかも、グリーンズパンさんがデフレ的な状況への対応ということで発言しているそうですね。これは新聞の記事ですけれども、我々は無制限に資金供給すると、デフレ対策としてはですね。ですから、段階的、なし崩しの

な量的緩和ではなくて、この際、その面においてもう一段踏み込んでいただきたいと希望を申し上げておきます。答弁は結構でございます。

今のやり取りについて、竹中金融担当大臣から御感想を一言承りたいと思ひます。

○国務大臣(竹中平蔵君) 自身は、世界じゅうにデフレ圧力が掛かる中で、今後五年とかそのぐらいの間に金融政策の在り方そのものに關して世界的なイノベーションが起こるのではないだろうか、そういうものが求められるのではないだろうかというふうには実は思つております。

ともすれば非常に混乱があるのは、これは金融の専門家の間でも議論が分かれるところではあります。私は、金融政策の効果というのは、二つの違ったルートを通じて物価水準に影響を与えるということ、どのようにウエイト付けて理解するかということだと思ひます。

伝統的には、金融政策はまず金利に影響を与えて、その金利を通して消費や投資に影響を与えて、つまり実物経済に影響を与えることによつて、それで物価に影響を与える、その範囲で日銀は懸命の努力をしようというところであるうかと思ひます。もう一つ考えるべき問題は、日銀というものは、つまりマネーというものは、それそのものが貨幣、失礼、マネーというものは、物価そのものに直接影響を与えるというルートをどのように見るかということなのだと思います。

このルートに關しては、実はこれはもう伝統的には、銀行主義か通貨主義とか、中央銀行の役割をどのように認めるかという非常に伝統的な議論のあるところであると思つております。私は、その後者の議論を認めるのであるならば、これは、インフレーターゲットのようなものに對してやはりもっと積極的になつてもよいのではないだろうかという議論が比較の出でやすいのだと思ひます。しかしそこは、なかなか考えなけりやいけない多くの問題があると。日銀のお立場はお立場で理解できる面があります。したがつて私は、しかし、世界的に金融行政の

イノベーションが求められてゐる中で、そういうインフレーターゲットについて議論をする必要があるだろうということをお願いしているつもりでございます。今、その意味でもやり取りは大変重要なやり取りであるというふうには思つております。

○浜田卓二郎君 非常時ですから、もう日本には後ろがない、後がないという決意で取り組んでいただきたいわけで、そのためには、余り理解しないで、お互いに信ずるところを主張し合つて、必要な政策を私は取つていただきたいと思ひます。

最後に、塩川大臣にちよつと角度を変えて御質問申し上げますが、私は、大臣はすばらしい部下を持つていらつしやと思つておまして、こういう官僚の発言を私はもつと政治は大事にすべきだ、常にそう言つております。官僚はたかかれ過ぎて発言しなくなつた。やつぱり日本がうまくいつてきたとき、やつてきたときというのは、官僚が発言をして、政治がうまくそれをくみ上げて、かみ合つたときにうまくいつてゐるんだと思ひますので、生意氣な言い方ですけども、そういうことをあえて申し上げたいと思ひます。

その黒田財務官が次にこういうことを言つてゐるんですよ。要するに、世界的なリフレーション、金融のリフレーションを展開すべきだと。この対象に、当然、高成長を記録しながら物価下落が進行している中国も含まれるべきである、中国はデフレを輸出しており、その影響は隣接する香港、台湾にとどまらない、少し飛びますけれども、中国は、拡張的金融政策により国内物価の下落を反転させるか、通貨の切上げを容認しなくてはならないと言つております。

これは我が意を得たりでありまして、大臣、御記憶かどうか分かりませんが、私は、日本の中小企業、製造業における中小企業中心の空洞化はこのまま放置すべきではない、そのためには、十倍、二十倍違う人件費を、中小企業の企業努力で克服させるのは無理がある、それは、中国経済と日本経済の間に大きな基礎的不均衡が存在をする

というところをえをして、元のレート改定を求めるべきである、そういうことをかなり前にこの場で申し上げました。塩川大臣は得たりやおうというお答えをそのときはしてくださつたんですね。

今、少し角度を変えて申し上げますけれども、正に中国が世界にデフレを輸出している、そういうことだろうと思ひます。ですから、それは日本だけの問題、この前、私は日本と中国との關係で申し上げたのですけれども、世界のデフレ阻止という観点からも中国の通貨レートをこのまま放置するのは好ましくないというふうには思ひます。

ですから、日本だけが主張するのではなくて、世界の金融の中で、世界の金融界の中で中国にそういう通貨レートの改定を求めていく、そういう包圍網を私は塩川大臣が御提案なすつて作つていつたらどうかということをお願いしたいと思ひます。お答えを伺つて、私の質問を終わります。

○国務大臣(塩川正十郎君) なかなかいい御提案をいただきました、ありがとうございました。

実は、黒田財務官が、この九月ごろからヨーロッパ、中南米、アメリカと世界をずつと回りまして、財務担当官といろんな意見の交換を激しくやつてまいりました。国際会議にも出席してまいりました。その集約したものが河合さんと一緒に一つの報告としてまとめたものでございまして、彼が世界を回りました結論として、デフレ問題というのは日本の問題だけで解決付かない、どうしてもグローバル化の時代であるからグローバル経済の中で解決しようという、そういうことを非常に強く主張しておるのでございまして、それと同時に、日本に對しまして世界各国が、やはり物価水準を引き上げる方法として、あるいはの話でございますが、あるいはインフレーターゲットを作るといふことも一つの方法ではないだろうかという意見が非常に強いということ、彼はやつぱりそれを意識しておること、ございまして、しかしながら、これはそれぞれの国によつて政策が違ひますし、これはそれぞれの国にそこ限定する必要があると思つております。

ども、しかし、物価の水準を上げざるを得ないというところ、これはもう当然のことでございます。

ついでには、それをやる一つの方法として私たちが為替の問題があると思っておりますけれども、しかし、この問題は、政府自身が介入したり、あるいはこれに対して政策的な介入をしようか、そういうことは一切やはり禁じられるというか、そういうことは慎むべき問題だと思っております、そうではない。やっぱり市場に決定するという方向で基本方針を持つておるところでございますが、それにしても、さつきおっしゃるよう、各国の間で通貨のバランスが非常に崩れておるといことはこれは事実でございます、私はあえて中国の問題だけを取り上げておるのじゃございませんけれども、中国の問題の一つの表現として、バランスが崩れておるんじゃないかというところは私はG7の会議場でも言っておるんです。今回また近くございまして、来年、来月でございまして、その席でも私はこれは提案してみたいと思っております。

これは各国ともそう思っておるけれども、それでは直接どうするかというところの問題はない。私は今アメリカ等々に話しておりますのは、やっぱり中国もおっしゃるようデフレで苦しんでおるのでございまして、ですから、やっぱりもう少し元を切り上げていく方が得なんじゃないかと、中国の国としてはその方がいいんじゃないかということが、国民全体あるいは政府と当事者がそれを認識してくれるような方向に行くということが一番望ましい。これはお互いに政策論議をやるべきじゃ絶対ないと思っております、そのことは申しませんけれども、バランス論を私は展開したい。

その一つとして、私は、購買力平価論というものをお互いの国でどうなっておるかという実情の報告は、これはしてもいいんじゃないかと思っております。そして、その結果として今、中国の問題も、自分の国の通貨はどの程度の維持をしたらいいかということの認識をとかくしてもらいたい

と思つて、そのことの問題は何かの機会があれば議論として展開したいと思っております。

○池田幹幸君 日本共産党の池田幹幸です。最初に預金保険法の改正について伺います。

ペイオフの実施を二年間延長するということになるわけですが、この延長する理由、延長しなかつたら一体どういった不都合が起こるといふふうに考えておられるのか、まず竹中大臣に伺います。

○国務大臣(竹中平蔵君) ペイオフそのものは、健全な競争環境を金融機関に求める、もって健全な経営、健全な金融システムを作るために本来的には大変重要な一つの制度であるというふうな思っております。諸外国に現にそういうシステムが存在し、きちっと稼働しておりますし、日本もかつてそういうシステムの中にありました。しかし、今回、御承知のように、平成十六年度までに不良債権問題を終結させるようにという指示に基づいて、不良債権処理の加速策を包括的な形で準備をいたしました。

そうした中で我々が判断しましたのは、こうした中で、例えば査定の強化、自己資本の充実、ガバナンスの強化、非常に包括的なものでありますので、その中で国民・預金者にいたらずに不安が広がってはいけない、かつ、中小企業の金融に支障が生じるようなことは避けなければいけない、そういう観点から、平成十六年度に不良債権問題を終結させるまではペイオフ解禁を延期しようというふうに決めたものでございます。

直接のお尋ねは、もしそれなかりせばどうであつたのかというお尋ねでございますが、これはちよつと仮定の問題でありますので、なかなかお答えするのは困難な性格であるということを是非御理解賜りたいと思ひます。

○池田幹幸君 今の経済情勢下でペイオフを実施するということは、こんなことは、そんな状況にはないということはいわゆる不良債権処理の条件なんです。そうなりますと、私は非常な危惧を感じます。

○国務大臣(竹中平蔵君) ペイオフは、十六年度の不良債権の処理の終結、それと併せてやるんだということですね。いわゆる不良債権処理の条件作り、環境作りということ、こういうことだつたんです。そうなりますと、私は非常な危惧を感じます。

○国務大臣(竹中平蔵君) ペイオフは、十六年度の不良債権の処理の終結、それと併せてやるんだということですね。いわゆる不良債権処理の条件作り、環境作りということ、こういうことだつたんです。そうなりますと、私は非常な危惧を感じます。

今お答えになったように、ペイオフは、十六年度の不良債権の処理の終結、それと併せてやるんだということですね。いわゆる不良債権処理の条件作り、環境作りということ、こういうことだつたんです。そうなりますと、私は非常な危惧を感じます。

○国務大臣(竹中平蔵君) ペイオフは、十六年度の不良債権の処理の終結、それと併せてやるんだということですね。いわゆる不良債権処理の条件作り、環境作りということ、こういうことだつたんです。そうなりますと、私は非常な危惧を感じます。

○国務大臣(竹中平蔵君) ペイオフは、十六年度の不良債権の処理の終結、それと併せてやるんだということですね。いわゆる不良債権処理の条件作り、環境作りということ、こういうことだつたんです。そうなりますと、私は非常な危惧を感じます。

○国務大臣(竹中平蔵君) ペイオフは、十六年度の不良債権の処理の終結、それと併せてやるんだということですね。いわゆる不良債権処理の条件作り、環境作りということ、こういうことだつたんです。そうなりますと、私は非常な危惧を感じます。

り本当にしっかりと査定をしていない金融機関は、これはやはりマーケットの中で淘汰されていくというリスクを負うんだと思うんですね。

我々が行政の中で一番考えなければいけないのは、市場の圧力に押されて淘汰されていくという状況、これはやはり一種の混乱を招くというところなのだと思います。そういうことではなくて、きちつと査定をすることによって、一種の秩序ある中で、残念ながらけれども経営力のないところについてははしかるべき資産の引取り手を見付けていくとか、そういうことをやはり政策、政府の一つの秩序の中でやっていくことの方がはるかにコストが小さくて済む。コストというのは社会的な痛みという意味でありますけれども、そういう観点から、資産の査定を強化して必要な措置を取つてきたというふうにも思っておりますし、今回もまた、不良債権の、その資産の査定を厳しくもちろんしていかなくないわけですから、何月危機とかそれをしなかつたら、これはまた、何月危機とかいろいろなことが言われる中で、非常に経済がますます混乱していくリスクを負つていく。そういうことがないように、これはルールを決めて、金融機関自身にしっかりといたたいて、必要な支えは政府も行う、そうすることによって問題を解決していくというのが最も社会的に見て混乱のない政策の道筋であるというふうに考えるわけでございます。

○池田幹幸君 金融再生プログラムが主要銀行向けのものだということは私も承知しています。そのことを知った上で今申し上げたのですが、竹中さん自身も、今、少し混同した形で答弁しておられるんじゃないかと思うんですが。

そうしますと、今の答弁だと、中小金融機関向けの査定基準も厳しくしていくということなんですよ、そうじゃないでしょう。金融再生プログラムではそういう方向は書いてなかったはずですよ。ところが、私なぞ、先ほど言った、同じことを繰り返さない担保はありますかと言つたのは、

○池田幹幸君 金融再生プログラムが主要銀行向けのものだということは私も承知しています。そのことを知った上で今申し上げたのですが、竹中さん自身も、今、少し混同した形で答弁しておられるんじゃないかと思うんですが。

そうしますと、今の答弁だと、中小金融機関向けの査定基準も厳しくしていくということなんですよ、そうじゃないでしょう。金融再生プログラムではそういう方向は書いてなかったはずですよ。ところが、私なぞ、先ほど言った、同じことを繰り返さない担保はありますかと言つたのは、

○池田幹幸君 金融再生プログラムが主要銀行向けのものだということは私も承知しています。そのことを知った上で今申し上げたのですが、竹中さん自身も、今、少し混同した形で答弁しておられるんじゃないかと思うんですが。

そうしますと、今の答弁だと、中小金融機関向けの査定基準も厳しくしていくということなんですよ、そうじゃないでしょう。金融再生プログラムではそういう方向は書いてなかったはずですよ。ところが、私なぞ、先ほど言った、同じことを繰り返さない担保はありますかと言つたのは、

言葉では書いてあるけれども、具体的に中小の金融機関に対してどうするかという手だてではないんです。中小企業対策云々かんぬんは書いてありますけれどもね。

私、何度もこの委員会で取り上げてきたんですけれども、中小の金融機関に対しては別のマニュアル、ダブルスタンダードでいくべきだ、大銀行と中小金融機関に対しては、ということは何度も申し上げてきました。金融庁も、柳澤さんのときですけれども、若干、別冊というものを作って、中小企業向けの特別の方向を考えようということを出されたんですけれども、しかしそれは、法律の運用面での改善であって、法律そのものできちんとした基準を作る、マニュアルを作るといふことには進んでいないわけです。私はやっぱり、この際、そういった中小企業向けのマニュアル、これに踏み切るべきだと思っておりますが、いかがでしょう。

○国務大臣(竹中平蔵君) 委員は今、一種の二制度的な考え方はいかかかというのを冒頭におっしゃいましたが、実は、その最終的な姿、思い描く姿はともかくとして、私自身も、就任当初から、グローバルバンキングとリレーショナルバンキングは違うルールであるというふうに認識しているということを重ね重ね申し上げてまいりました。であるからこそ、今回の措置とは別に、リレーショナルバンキングのそもそものビジョン、在り方については是非とも包括的な議論、包括的な政策の枠組みを用意したいというふうに思っているところでございます。

それが具体的にマニュアルの問題に帰するのかわかという点については、リレーショナルバンキングの問題を包括的に議論する中でこれはしっかりと位置付けていきたいというふうに思います。

もう少し違う、監督の基準の問題なのか、マニュアルの問題なのか。私は、今のマニュアルの別冊そのものは、それなりに非常に中小企業の実況を配慮するようにリーズナブルにかなり書かれ

ているというふうな認識を持っております。それをどのように運用するかという問題ももちろんございまして。監督にどう反映するかという問題もございまして。そういうところに関しては、包括的に、予断を持たずに、このリレーショナルバンキングの議論の中で深めていきたいというふうに思います。

○池田幹幸君 要するに、ペイオフ実施延期を中小金融機関つづきのことにするといったようなことではないようにしていただきたいということをお願いし上げておきたいというふうに思います。

それじゃ、その金融再生プログラムの問題について伺っていききたいと思うんですが、こう書いてあるんですね、平成十六年度には主要行の不良債権比率を現状の半分程度に低下させるといふんですね。この不良債権比率が、四〇程度ですか、四・二程度ですか、その程度まで低下しさえすれば金融は正常化したと、つまり、構造改革を支えるより強固な金融システムが構築されたといふふうに考えるんですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 逆だと思っております。そういうふうには考えておりません。

これも何度が御答弁をさせていただきましたけれども、国民、預金者、投資家、健全な借り手企業から、金融システムそのものは健全になったというその信頼感を回復する、信頼性が回復された状態を作り出すことが問題の終結であるというふうに思っております。したがって、その判断は極めて包括的、トータルなものでなければいけないと思っております。

むしろ、そういう議論をしてきた段階で、しかし政策である以上、それにしても何らかのメルクマールが要るではないかという幾つかの御指摘をいただきました。その一つのめどとして、これは同時に、金融機関に対してこういう努力をしていくという一つの目標にもなるという意味で不良債権比率を半減するというのを掲げたわけでございまして、主従の関係からいいますと、決して先生御指摘のようにこれさえやればいいというもの

ではないというふうに思っております。

○池田幹幸君 その不良債権ですけれども、処理しても処理しても増え続けてきたと、本会議でも私申し上げたんですが、今日の午前中の論議を聞いてみると、三月とこの九月を比べると不良債権残高は減りましたと。確かに減っていますね。主要行で見ても、約十五・四兆円から十二・三兆円ですから、三・一兆円減っている。しかし、不良債権比率は八・四から八・一ですか、まあ減り方は非常に少ないということですね。

ということは、結局、分母にある与信がその分減ったということなんです。そういうことで、不良債権残高は三・一兆円減ったのに比率は減らないということですから。決して、確かに額が減ったことはいけれども健全な状態にはない、むしろ信用収縮しているわけですね。そういう状況にあるんだということでしょう。

結局、不良債権を処理しても残高がそういった状況にあるということは、結局は、デフレ不況、この対策なしには新たな不良債権はやっぱり発生してくるということ。今度の金融再生プログラムでも、当然のことながら産業再生ということも言っているわけです。もちろん、これ今言ひ出したことでもないことも承知しておりますけれども、産業再生をこういう形で同時並行してやっていかないと、いかぬと言ひ出したことについては、一定の認識の発展があつたらうと私は思っています。

そこで、この際、更に一歩進んで、やっぱり景気対策をきちんと打たなければ不良債権は減らないんだと。要するに、中小企業を中心として銀行に金返せる状態、そういったものを作っていく、もう不良債権だと言われているのが正常債権に変わるといふ、そういう状況を作っていくのが本筋だといふ方向に進むべきじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 池田委員、今、重要なポイントを幾つか御指摘になられました。

確かに、信用残高、銀行の貸出し残高というのは、これは傾向的に縮小をしております。あえて言えば、不良債権処理を我々が加速するという以前に、一つのトレンドとしてかなり厳しい縮小トレンドを持っていますという点、これはやはり別途、企業が間接金融に代わる別の金融手段を準備するとか、そういう形で対応していく必要がある性格の問題であるというふうに思っております。

それで、結局、産業を再生させることが重要である、その意味で産業再生機構のようなものも分からなくはないが、やはり景気対策ではないかという御指摘であります。

問題は、経済全体が良くなるという手法があるならば、これはもうだれも拒むものはないわけでありまして、そういう手法によって経済が良くなれば、確かに業績も良くなって不良債権の出方も違ってくる、これはもう明らかであると思えます。しかるに、景気対策として何か本当に景気を良くできるような手段というのは存在しているのかということなのだと思います。どうしても、すぐ出てくるのは短期的な意味での財政の拡大でありますけれども、本当に今そういうことができるのかと。

朝からも、財政の健全化についていろいろ御議論がございましたけれども、来年度の予算は、下手をすれば歳出に対して税収というのが半分ぐらいになってしまう可能性もある。そういう状況下で本当に更にここで財政を拡大するということ賢明な選択になり得るんだろうかということに関しては、これは私は、やはり大いに疑問があると思えます。そこがやはり一つの判断の私は分かれ目であろうかと思っておりますが、経済の変化というのは、大変怖いと思うのは、常にこういう変化というのは非連続に來るわけですね。今、国債の金利は上がっております。しかし、経済、財政が、財政赤字がそれこそコントロールできないような状況になるというふうにマーケットが見れば、これは非連続な形でジャン

プすることがあり得るわけで、そうなったときの金融経済へのダメージというのは計り知れないものがある。

やはりそういうリスクを回避しながら経済を運営する責任を我々は負っているわけでありまして、その意味では、例えば特区とか構造的規制改革とかでできること、それによって需要を刺激するということは大いにやりたい。そういう改革を小泉改革は進めているつもりであります。しかし、財政の急激な拡大については、これはやはり慎重でなければならないと思います。

○池田幹幸君 ちよつと誤解して受け取られたと思うんですが、産業再生よりも景気対策が先だというふうなことを私言ったんじゃないに、産業再生を言われたのは非常に結構ですと、そこまで言われたのなら景気対策という形で進んでいくべきだろうということを言ったんです。

それからもう一つ、私が景気対策と言ったのが財政の飛躍的な拡大というふうにと取られたわけですが、決してそうじゃありません。私たちが日本共産党は、今の公共事業の使い方、これは無駄遣いが多過ぎる、その内容を変えることによって大きく需要、民間需要を引き起こしていくことができるんだということとか、それから雇用対策ですね、これは別に予算要らぬわけです。大変なこのリストラ、大企業のリストラ強化、こういうものに対して一定の規制を掛けていくことによって雇用を守っていくとか、そういうことを提案しておりますけれども、今それやり出したら時間ありませんからここではやりません。

この金融再生プログラムの内容について何っていきなりというふうに思います。

そこで、一つ紹介しておきたいんですけれども、この火曜日、参考人質疑がありました。そこで私は、地銀、第二地銀並びに信金、信組に何ったんですけれども、異口同音に言っておられたのは、やはり不良債権処理、これは景気を回復しなければできない、ひとえに景気回復、景気対策をお願いしますと、正にもうみんな言っておられ

た。そのことが今私が先ほど言ったことと全く一致することだということを紹介しておきたいというふうに思っています。

そこで、安心できる金融システムを構築するために、金融庁は金融庁内に金融問題タスクフォースを新設するということがこの金融再生プログラムの中に書かれております。この金融問題タスクフォース、これは一体どういう性格の機関でしようか。金融庁の中に置かれるということですが。

○国務大臣(竹中平蔵君) どのような構成にするか等々、工程表に基づいて、できれば今月中に立ち上げたいと思っておりますので、詳細を今詰めているところでございます。

しかし、委員のお尋ねの、その基本的な性格とということでございますれば、これは基本的には、大臣に対する様々な助言を中心にする機関であるというふうにお考えいただければよろしいかと思

います。機能は幾つかございます。一つはモニタリングの話があります。これは、どの国でも、いろいろ調べてみますと、一体この不良債権の処理等々がどのような状況に進んでいるかというマクロレベルのシナリオポリシーを担っている機関がある、それが気が付いてみると日本にはない、これは大臣に直接そういうことを踏まえて助言するような機関があるのが好ましいのではないかとこのように判断しているわけでありまして。もう一つは、特別支援金融機関に対して、これは個別の金融機関のことでありますから、やはり専門家、民間人等々を踏まえた様々なアドバイスをいただくというのは大変有益なことではないかというふうに思っております。

今申し上げた二つの機能が大きな機能になってくると思っておりますが、いずれにしても、これは金融担当大臣に対して適切な助言を行う機関であるということでありまして。

○池田幹幸君 そうすると、大臣の私的諮問機関というふうには解していいですね。

○国務大臣(竹中平蔵君) これから具体的な制度設計をやらすけれども、基本的には、そういう極めて何か大きな何委員会とかというものではないというふうには認識をしております。

○池田幹幸君 結局、民間人を大臣が選んできて、その助言を求めると、こういうことですよね、簡単に言えば。そういう組織を作ると。そのやることは、今言われたようにモニタリング並びに特別支援金融機関についてウォッチして、そしてまずいところがあったらあすすべきだこうすべきだという提言をする。相当大きな仕事をするわけですね。かなり大きな権限があるわけですね。

そこで、今話の出た特別支援金融機関というやつについてはまずはつきりさせておかないかぬわけですが、特別支援金融機関というもののについて言えば、これ定義はきちんとしているんですか、定義。

○国務大臣(竹中平蔵君) 定義に関しては、これはちよつと少し説明が長くなるかもしれませんが、基本的には、我々の金融問題から経済の底割れを起させないという一つの我々の決意を示す形で、今の枠組みの中でこういうことをしっかりとやって、たとえ悪い経営内容の金融機関が生じても問題を生じさせないようにしますと、そういうことに対する我々なりの宣言をしているわけでございます。

したがって、その中で、ここに書いていますように、経営等々が悪化して、何らかの形で政府のサポートが必要になるような場合、これを特別の支援の機関というふうに考えているわけでありまして。その中身は、ここに書いておりますように、日銀の特権であり、必要な場合には公的資本の注入であり、ガバナンスを強化するための様々な施策であるということでございます。

○池田幹幸君 そういうことだと、要するに、預金保険法に基づく公的資金を受け入れることになるその直前の金融といいますが、預金保険法による公的資金導入は、これは明確に破綻金融機関で

すよね。破綻直前に至っているようなそういう金融機関というふうには解してその質問を続けたいと思うんですが、それでいいですね。

○国務大臣(竹中平蔵君) 破綻というのは、公的資金注入は、破綻している云々ということでは必ずしもないと思いますので、まあ破綻直前といいますが、少なくとも何らかの政府のサポートを必要としている状態にある金融機関であるということでございます。

○池田幹幸君 そうしますと、このタスクフォースというのは、そういう特別支援金融機関に対して、先ほど言ったように、ともかく事業計画等々をチェックして、それがきちんととやられているかどうか見て、これはもう、すぐ措置を取らないといけないよということを大臣に進言してということとで、金融庁の総務企画局と検査局、これがやる仕事をばつと集めてそれをするという、そういう形になるんですよ。その総務企画局と検査局のトップクラスを集めたような組織をそこへ作って、そこから、もう頭から指示をしていくというふうな、大臣にこうやるべき、ああやるべき、こうやっていくというふうな、非常な権限をこれは持つていくというふうには思っているんですけれども。

そうなりますと、一体金融庁の職員というのは何なんだと、官僚というのは何なんだと。特に大臣が、恣意的と言えば言葉は悪いかも知れませんが、大臣自身が行きたいと思っている方向に沿った進言を出す人を集めてくるわけでしょう。その人たちに意見を言わせればもう大体方向は決まったみたいなのですよ。それをさあやれと、こういうようなタスクフォースを作るといふことの意味はどこにあるんですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 委員は権限を持つていてというふうには言われるわけでございますけれども、これは大臣に対する助言でありまして、それそのものが何かを行使するという権限という観点からいうと、そこは少し違うのではないかとこのように思っております。

いずれにしても、これは、非常に危機的な状況の中で一種の危機管理として様々な形の助言をもらいたいというのは、これはもしでありますけれども、私の在任中にそういうようなことになったら、私自身としてはやはりこれは大変大きな決定をして、その決定に私自身が責任を負わなければいけないわけでございますから、やはり金融庁の職員と力を合わせて、かつその有益なアドバイスをいただきながら、やはり自分の責任において決定をしていかなければならないということなのではないかと思っております。

繰り返しますが、その意味での助言の機関であるということでございます。

○池田幹幸君 助言を聞くだけですよということだけれども、しかし、まず、特別支援金融機関の話ばかり今強調されましたけれども、その前に、危機的状況でない平時、平時においてもちゃんと不良債権処理の目標、状況チェックという仕事もあるんですよ。それは一つ一つの銀行について情報を全部取り寄せるわけですよ。そうじゃないとチェックできませんからね。

しかも民間人とおっしゃった。そして民間人にそれだけの権限を与えるためにはどうすればいいのかということ、これは事前に金融庁に伺ったら、皆さん顧問になっていただくということのようですね。相当これ権限を持つんですよ。あなた自身が選ばばもう集められるんですからね。どんな人がそれをやっているのかって我々国会でもチェックする、そんな機会もないんですよ。

○国務大臣(竹中平蔵君) まず、顧問になっていただくというのは一つの方法だと、方法かなというふうにも思います。それは守秘義務とかあるからですね、そういう方法かなというふうにも思います。そういうことも含めて、制度設計をまだしているわけではございません。一つの考え方、可能性としてそのようなお話を職員がさせていたのだと思います。

具体的にモニタリングというのは、これは例えば、十六年度に不良債権比率を半減するに当たっ

て、今、進捗状況がどうかであるかどうか、その場合には、例えばちょっと遅いんじゃないかと、もっと大臣しつかりやれと、そういうようなことはこれは助言機関から私は言っていたきたいと思えます。先ほど申し上げたマクロブルデンシャルポリシーというのは、正にそういうことを担う機関なわけでありまして。

先ほど申し上げましたように、これは危機管理として行うわけであって、そのための制度設計はこれからいたします。いずれにしても、例えば国会でのチェックというお話がございましたが、これはまさに、その問題に責任を負う担当大臣が、責任を担ってこの場でまた御議論をさせていただいて、御報告、答弁をさせていただくと、そのような性格のものではないかというふうに思っております。

○池田幹幸君 ともかく、金融庁というのはあるわけですね。それで、今このタスクフォースがやるうとするのは金融庁の役人がやらなければいかぬ仕事なんですよ。それをこんな頭を持ってきて、そこから指令するような、こんなやり方というのはこれ非常にまずい、本当にまずい。

正式の審議会でもない、もう大臣が勝手に、勝手にと言ったら言葉はかなり悪いけれども、集めてきた人たちにやらせていくというふうな、金融庁の職員だったら、すべてがあなたの気に入った人たちがばかりでもないかも分からねけれども、それはきちんとした形でそれはやるべきだろうと私は思います。

さらに、本当にとんでもないことがまた言われるんですけれども、新しい公的資金制度を創設するということですね、新しい公的資金制度。これ要するに、預金保険法に基づく公的資金の投入という仕組みがあります。それとは別に作るというんです。これどう違うんですか、今度の新しい公的資金導入は。

○国務大臣(竹中平蔵君) 金融機関に対する公的資金の投入というのは、金融機関が他の業種とは非常に異なる決済機能という一種の社会インフラ

を担っている。その社会インフラがもし崩れたら、結局のところ、国民、企業全員が大きなその損を負う。そういうことを防ぐために、あえてその金融機関が危機的な状況にある場合は公的なお金を使うこともやむを得ないのではないだろうか。それが世界的な、ある意味で世界的な合意に近いような形で政策の中に組み入れられているわけでございます。

翻って、日本の今の状況は、これはもう委員よく御承知のように、危機的な状況があつて、危機的対応の宣言をして、総理がですね、その場合に公的資金がその要請に基づいて投入されるという仕組みになっております。それに対して専門家の間からはかねてから、この枠組みだけで本当に十分なのかどうかと様々な意見があるというふうに承知をしております。これは私自身予見を持っておりません。しかし、専門家の間から、このままで本当に、今の枠組みだけで十分かということに関しては、幾つかの議論があるのを踏まえまして、その必要性について、必要性から始まって、もし必要であるならばどうするかということを見、予断を持たずに検討をしていただきたいというふうにも思っているわけございまして、そういう形で、先般、工程表も発表しておりますので、これは少し時間を掛けてじっくりと専門家に議論をしていただきたいと思っております。

○池田幹幸君 そこでも専門家での討議なんです、まあそれはいいでしょう。それで、要するに、金融が危機的状態にない段階で公的資金を投入することができるかどうか検討する、これは一つですね。それからもう一つは、このプログラムの中に書かれているのは、「金融システムの安定に万全を期しつつ、不良債権問題を終結させるため、迅速に公的資金を投入することを可能にする新たな制度の創設」となっております。

つまり、不良債権問題を終結させるためということですから、これは、その終結は二〇〇四年度

ですね、平成十六年度までとなっております。これは時限的な公的資金導入の新しい制度を創設しよう、こういうことですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 基本的に、公的資金を投入するというのは、それがそんなにしょっちゅう起こってらうとは思っていません。しかし、これはいざというときのために持っておかなければいけない。その意味では、この公的資金投入の制度というのは言わばセーフティーネットであるということだと思えます。

セーフティーネットというのは、やはりこれは常に持っているべきではないかということであると。セーフティーネットを完備するということの問題の終結に役立つ、これ、使う使わないではなくて、セーフティーネットがあるということ自体が問題の終結に役立つという側面も実はあり得るわけでございます。

その意味では、これは必ずしも時限ということではないのではないかと。セーフティーネットとして準備しておくということであるならば、これは恒久的なものになるであろうし、しかし、そもそもそういうものが必要かどうかについて、そもそも論から議論をしていただくということになっておりますので、これは予見を与えず、幅広く議論をしていただきたいと思います。

○池田幹幸君 この預金保険法改正で公的資金導入制度ができたとき、私はここで宮澤当時の大蔵大臣と議論したんですけれども、今、竹中大臣がおっしゃったと同じように、こんなことが起こっちゃ困るんだ、何十年に一度起きる起きないか、そういうことに対応するためのそういう制度なんだということで説明されました。そういう、正に今おっしゃったセーフティーネットなんですよ。

今度は、さらにそれを超えて、それはもう作り出したと、そういうことで。さらに、金融危機になる前に、金融危機が起こる前に公的資金を投入できる制度を作ろう。今これ、ここには「不良債権問題を終結させるため」と書いてあるけれど

も、時限的なものでもない、未来永劫ずっと続く制度だと、こうなりますと、もう正に公的資金を投入する、もう融通無碍、投入できるということでしょう、危機的でなくとも、そういうものになるじゃないですか。これは私、とんでもない制度だと思えますよ。こんなの、お金を掛けて、また人を集めて、何も検討する必要はないですよ。こんなことはやめてもらいたいということを申し上げておきたいと思うんです。何かおっしゃりたいことがありますか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 是非とも御納得、できればいただきたいというふうに思うんでありますけれども。

本日に、お金を出しますよ、政府がお金を出しますよ、出しますよというシステムだけを準備するのであるならば、これは、一種の社会的なモラルハザードも含めまして問題はあるのかもしれない。しかし、今回、繰り返し申し上げていきますのは、これはガバナンスも強化しますと。ガバナンスの強化ということは、しっかりと責任も取っていたりするような体制にしますと。資産査定もしっかりとやりますと。自己資本の充実の一環として、必要があればこういうものも考える必要があるのではないかとということでありまして、やはり総合的なパッケージといいますか、枠組みの中でその必要性なり位置付けを是非とも賜りたいというふうに思います。

○池田幹幸君 全然納得いきませんね。

そんなもの、あなた、今まで言ってきたことを次から次へと変えていっているんですからね。もうともかく、危機対応会議をやつて、ちゃんと導入できる仕組みがあるわけですよ。その前に、危機的状況がある前、もうどう言い訳しようが危機的状況になる前に公的資金導入できる仕組みを作ろうということじゃないですか。それを検討しようということなんですかね。そんな検討は要らぬということを重ねて申し上げておきたいと思えます。

さてそこで、産業再生機構の問題について伺い

たいと思うんです。

これは改革促進プログラムですね、そういう名前になっておりますけれども、改革加速のための総合対策ですね。そこではこう書いてあるんですね。「金融及び産業の早期再生を図る」、こう言っているんです。産業再生、先ほどもちよつとあつたんですけれども、それについて言い出したのは非常にいいことですよ。だけれども、これまでの実績を見てみますと、不良債権処理は確かにどんどんどんどん何度もやってきたんです。十年で九十兆円ぐらいですか、やってきた。ところが、じゃ産業再生の方はどうかと。これは一個も進んでいないんです。もちろん、小淵内閣のときに産業再生活性化法というのができました。それでもって公的資金、税金、つぎ込んできた。

しかし、実態は一体どうなっているのかということなんです。まず、これは経済産業省、これ全部経済産業省の所管じゃないんですけれども、分かれてるものですか、ちよつとまとめて経済産業省にお答えいただきたいと思うんですけれども、この産業再生活性化法、これ認定した件数並びに登録免許税、この減税額をちよつとまとめて教えていただけますか、トータルでどうなっているのか。

○政府参考人(中嶋誠君) 今のお尋ねにつきまして御説明申し上げます。

産業再生法の現在までの認定の実績でございますけれども、三年ほど前、平成十一年の施行以来、各省を合わせまして現在までに百六十九件の認定が行われております。

それから、登録免許税についての減免額のお尋ねでございますけれども、最終的に登記がどのように行われたかによるため、正確な数字はちよつと現在まだ明らかでございませぬけれども、当方で、経済産業省で認定いたしました計画の内容から推計をいたしました。平成十一年の施行以来、当時の通商産業省及び経済産業省が認定した事業者の計画に記載された商業登記に対する登録免許税の減免の推計額は合計で約八十億円程度でござ

います。したがしまして、これは通商産業省と経済産業省が認定いたしました計画に係るものでございませぬ。

○池田幹幸君 ちよつとそれ、全部まとめて財務省関係も言っていただけのかと思つておつたんですが、ちよつとこれ財務省には言っていないので仕方ないですね。

それは私の方から申し上げるしかなくなつたんですが、資料をもらってください。これはトータル、ともかくやってみたんですけれども、トータルではないんです。百六十九件と今言われました。その中の主なところをずっと上位から拾つてみたんです。そうしますと、この二十六件の合計が登録免許税では三百九十四億円になつています。先ほどの経済産業省八十億と言われた。これはえらい少ないなと思つたのは当たり前で、このほとんどが、みずほフィナンシャルグループとか三菱東京、UFJ、りそな、これはトップは全部銀行、金融機関が占めているんですね。これは持ち株会社化とかあるいは増資とか、そういうことによる登録免許税の減税ですから、非常に金融機関が大きいんです。これ、一億円以上のところで縛りますと大体二十六件になるんです、一億円以上の減税を受けたところですね。

そういう形になっておまして、大変な減税を受けておりますが、これはいわゆる産業再生法に基づいて、ガイドラインに基づいてきちんと認定を受けてやつたところなんです。もちろん、そういうところがそれじゃどうなっているのかということなんです。私、このうちの大体、この中の百八十六事業が大体拾えたものですから、それについて調査してみたいです。そうしましたら、株価が分る企業、それについて認定した月の株価と最近の株価、これを比較してみました。その結果どうなつたか。これ、竹中大臣、想像付きませうか。

○国務大臣(竹中平蔵君) ちよつとなかなか株価を当てるのは難しいのでありますけれども、一般的には相場全体が下がる中で、かつ、ここに金融

機関が挙がつておりますけれども、金融機関の最近の厳しい状況から判断するに、かなり低下しているのかなというふうに推察いたします。

○池田幹幸君 そうですよ。経済全体が悪いからそうだろうとだれしも想像するわけですが、経済産業省はこれをウオッチしていますか。

○政府参考人(中嶋誠君) 私ども実は、再生法の認定をいたしますときに三年間の計画ということをやつております。したがしまして、その計画の達成状況という意味で、例えばその会社の生産性でございませうとかROEでございませうとか、幾つかの指標をフォローしております。株価については別に認定基準上のフォローすべき項目には入ってございませぬけれども、もちろん関心を持って見守つていところでございませぬ。

○池田幹幸君 そうですよ。株価だけをもつて判断するなんて私も思つておりませぬ。しかし、何で私この株価ということを言いますと、これはもうあなた方政府自身が言ってきたことなんです。要するに株価とというのは市場の評価の一つなんだということを盛んに言つてこられた。だからこれを取り上げてみたんですけれども、株価が分かつた件数が百二件あるんです。その百二件を比べていってみますと、これが大変なことになつていまして、これ、今朝やつとまとめたんです。資料にして提出することができなかったんですけれども、大体五十六件分を拾い集めてきたんですけれども、大変なことですね。これ、認定を受けて、認定というのは、認定基準というのは、御存じかも知れませぬけれども、要するに、今さつき中嶋審議官がおっしゃつたように、自己資本当期純利益率、ROEというんですか、ROEが二以上上昇するということを計画の中に盛り込んでいなければ認定しないとなつていっているわけですから、二以上上昇するということが一つ、どうなつたかということを見るメルクマールになると思つていませぬ。

それで見ていきましたと、ほとんど駄目ですね。達成しているといひますか、計画を上回つてい

ところといったら、この五十六件の中の二、三、四、わずかに五件ですね。キタムラとか日本スピンドル製造、宇部日東化成、日野自動車、トヨタ自動車、これぐらいですよ。そのほかはみんな落っこちている。落っこち方もすごいんですよ。認定の第一号である住友金属、これは、最初の時点が一九九九年三月、これがマイナス四・二、それが二〇〇二年三月はマイナス三一・五ですから、どんどんどんどん悪くなっているわけですね。三菱自動車もマイナス二〇・二になっています。それから、これは悪いところ、大きな悪いところを拾っているんですが、三菱化学がマイナス二七・〇で、ともかく、どれ取ってみてもあとは全部落っこちているんです。つまり、産業再生法というのをやってきたけれども、何にも成功していない。

何か感想ありませんか、竹中さん。

○国務大臣(竹中平蔵君) マイナスになっているというのは、これはROEがマイナスということですか、リターンそのものがマイナスという意味ですね……

○池田幹幸君 ROE。

○国務大臣(竹中平蔵君) ですね。リターン。

恐らく業種によっていろいろ違いはあるんだと思いますが、金融機関の場合は、今特に特別検査等々で一生懸命不良債権を吐き出しておりますので、いわゆる損を出すプロセスにおいて非常に一時的に悪い状況が重なっているという面もあるのだと思います。

それ以外に、ROEでありますから、エクイティそのものにどういふ変化があったのか、リターンそのものに変化があったのか、大変貴重な御指摘でありますので、我々なりに勉強をしたいと思えます。

○池田幹幸君 今、これをこらになつていただいたように、三百九十四億円、大変な税金をまけてやっているとすね。それで再生だ何だ言ってきたけれども、これはほとんどは大企業ですよ、日本を代表するような企業がそういう形で認定を

受けると。その認定の内容というのは、結局リストラダ、人減らしなんですよ。リストラダ、人減らしをやる。三百九十億円の税金まけてやって、その企業が人減らしをやって景気を悪くしている。これはもう国民から見たら踏んだりけつたりじゃないですか。税金使って景気を悪くしている。最初と最後をつなげばね。そういうことになっているわけですよ。そう言われても仕方ない。そういうことをやってきたわけですね。

そこで、私、なぜこれを言いたいかというところ、もう大いには反省してもらわなければいかぬことなんです。ところが、そういった反省もなしにまたまた今度は新しい機構を作るといふんです。産業再生機構を作るといふわけですね。まず、やってきたことを反省して、それでどうせなにかぬかというのを考えるのが筋でしょう。今度のプログラムとか総合対応策を見ても、そういった反省なんてそこにはどこにもないんですね。これがまずとんでもないことだと思います。

そこで、そういうことを一つ申し上げた上でお聞きしたいと思うんですが、今度の産業再生機構、ほんの一年前にRCCに再生機能を持たせたんですよ。ここでいろいろ論議やりました。そんなことできるのか、できるんだと。そんな人材あるのか、ちゃんと集めてくるんだと。まあもう何ともかんと自信たつぷりの答弁したけれども、結局何にもできなかったじゃないですか。これもまた、たつた一年前の反省もこの中には入っていないんです。それで産業再生機構を作ろうというわけですね。

そこで、これは担当は、この機構作りは谷垣大臣になっているわけですね。そこで、これは内閣官房に伺いたいと思いますが、これ、一体この機構は何するんでしょうか。

○政府参考人(小手川大助君) 産業再生機構につきましては、金融機関におきまして要管理先等に分類されております企業のうちで、メインバンクと企業の間で再建計画が合意されつつある等によ

りまして再生機構が再生可能と判断する企業の債権を、企業の再生を念頭に置いて、しかも適正な時価というもので、原則として非メインの金融機関から債権を買い取るという内容でございます。

○池田幹幸君 預金保険機構の下にRCCと並んで設置すると、まずそういうことですね。

非メインの銀行から債権を買い取るということなんですが、再生の可能性ですね、再生の可能性のあるやつしか取り扱わないわけですね。その再生の可能性のある判断、これはだれがやるかということも問題なんです、その判断、診断を受ける企業、これはどこが再生機構に持ち込むんですか。

○政府参考人(小手川大助君) 今申し上げましたように、今回の機構の一番のポイントは、再建計画というものが合意されているか、あるいは合意されつつあるところがあるの、一番のポイントでございます。

通常の場合、そのような再建計画といふものは、いわゆる一般に言われておりますメインバンクと債務者の間でこれを策定するといふものだと思いますので、当然、そういうような場合であれば、メインバンクが持ち込むのが通常であると思われま。

○池田幹幸君 再建計画があるか、それが合意されつつあるということならば、再生が可能だといふふうにメインバンクが判断している案件なら、メインバンクは持ち込まないじゃありませんか。

私はそう思いますよ。持ち込むというのは、相当困難なやつを持ち込むことになるだろうと。持ち込むのがメインバンクであつて、タスクフォースでなかったことを私ちょっと安心しましたけれども、タスクフォースがこれやり出すんじゃないかなんてことを思っておつたんですけれども、それはメインバンクがやるということでは安心しました。しかし、私言いましたように、メインバンクは、再建計画、合意しつつある、できそうだと、

それなら自分のところでやりますよ、あなた。わざわざ持ち込まないわね。だから、かなり困難なやつがそこに持ち込まれるしかないだろうといふふうに私は思います。

そこで、その際の、もうそのことについてはいいです、判断基準なんですよ、再生可能かどうか。判断基準というのは一体どうなっているんでしょうか。

○政府参考人(小手川大助君) この場合、一つは、当然、今申し上げたような仕組みでございますので、この計画の内容及びその計画に基づきました価格の適正性について、これが合理的であるかどうかということについて相当厳しい審査になつてくると思います。

もう一点申し上げますと、この機構は時限的な組織として作るという頭になってございまして、当然、いわゆる出口の問題としてしまして、これは債権を引き取る相手が出てくるというのがポイントだと思っております。したがって、そのときには、この当初の買取りの価格、それから出口のときの買取りの価格、この問題。それからさらに、数字の話だけではなくて、債権を引き取りたいと思う言わばスポンサーというものが、それを当然前提にしますの……

○池田幹幸君 再建可能性の判断基準です。

○政府参考人(小手川大助君) はい。

したがって、当然、その債権を買い取って、債権者の地位でこの企業をきれいなものにした後に、そういうようなスポンサーが出てくるかということ、そのポイントでございますから、そうすると、そのスポンサーから見ると当該債務者企業がどこか魅力のあるものがあるかどうか、その企業の内容というのが一つのまたポイントになつてくるかと考えております。

○池田幹幸君 そうすると、もう持ち込まれた段階でスポンサーも先探して、その上で再生可能かどうかと決めるんですか。そんなばかなことないでしょう。私がまず聞きたいのは、ここに、このプログラ

ムに書いてある、それから総合対応策に書いてある中で読んでみますと、要するに、業界内での再編なくして再生不能と考えられる企業について、機構内に蓄積されたノウハウ等々でもって判断すると、こうなっているわけです。こうなっているんですけれども、じゃ、その蓄積されたノウハウというのはどこから持ってくるかというところ、結局は国を挙げて、各省庁の総力を挙げた協力を要請してそれをやるというふうに書いてあるんです。

どういう形で協力を要請するのかというふうな思っているんですけど、金融再生プログラムの中に今度はそれが登場してくるわけですよ。

金融再生プログラムでは、「企業再生のための環境整備」ということの中にありまして、金融庁から関係省庁にもう既にこれはタスクフォースを見ると要請したことになっているようですよけれども、「過剰供給問題や過剰債務問題に正面から取り組むべく、産業・事業分野が供給過剰になっているかどうか等について政府としての指針・考え方をまとめる」とともに、安易な企業再生に政府の「お墨付き」を与えることのないよう適正な基準を定めること」とあるんですね。

だから、各省庁で指針を定めて、基準を定めるということになっておるわけですね。そういうことに基いて再生可能かどうかということとを判断するんですよ。それをやるのは再生委員会ですよ。その再生委員会というのは産業再生機構の中の何に当たるのか、それを含めて、今ちょっと余り時間がないので簡単に説明願えますか。

○政府参考人(小手川大助君) 現在、今の指針に基づきましてといいますか、十月三十日のその対策に基づきまして、法案の骨格それからその内容を来年の通常国会に間に合わせるようにやっておりますので、今詳細は詰めておりますが、今の先生の御質問の点につきましては、産業再生委員会というのは産業再生機構の内部に設ける予定でございます。

○池田幹幸君 それでは、そこで経済産業省に何

いたんですけど、これ全部、産業・事業分野が経済産業省の所管ということではないけれども、ほとんどが経済産業省の所管になってくるだろうと思うんですが、過剰供給のことなんですか。

今さっき読み上げましたように、プログラムでは、「安易な企業再生に政府の「お墨付き」を与えることのないよう適正な基準を定める」とあるんです。私は、こう書いてある以上は、これは、大体自動車は今供給過剰だ、そんなことじゃ駄目なんですよ。きちんとした数値基準が当然示されなければいかぬと思うんです。一体、経済産業省でそんなことができるんですか。私は非常に疑問です。それだけの物すごい力があるんでしょうか。

○政府参考人(中嶋誠君) 実は、これは先週、十一月二十八日でございますけれども、開催されました政府の産業再生・雇用対策戦略本部の第二回でございますが、そこで平沼経済産業大臣から企業・産業再生に関する基本指針の素案の骨格という形で御報告をさせていただきました。

その際お示ししたのでありますけれども、供給過剰構造問題に対応するためには、まず、産業活力再生特別措置法、いわゆる産業再生法の抜本改正を現在考えております。

今申し述べました基本指針におきましては、改正後の産業再生法による政策的な支援の対象になる過剰供給構造にある事業分野の特定、これに関する考え方を明らかにしていこうと思っております。現在、政府部内において関係省庁と鋭意検討中でございます。

○池田幹幸君 そうですか。

それはできれば大変なことだと思っております。だけれども、もう経済は国際化しているわけですよ、自動車にしても鉄鋼にしてもあらゆる分野で、まず、供給過剰かどうかといったら世界的な分野で、スケールで見ないかぬでしょう。世界的なスケールで見て供給過剰、どの程度供給過剰になっているかと。自動車業界ではどうだ、鉄鋼ではどうだ、自動車では何百万台過剰だとか鉄鋼では

は何億トン過剰、何億トンはオーバーか、何千トンは過剰だとか、そういうことを決めるわけでしょう。

それがもし判定できたとします。じゃ、世界でこれだけ過剰だと分かっても、そのうち日本の分担はどの程度かどうやって決めるんですか、そんなこと。あなたの方、自由競争だ、市場原理だと言っているんですよ。どうやって決めるんですか、それ。また、日本で日本の分担はこうだと決まったとしましょう、仮定しましょう。そのうちAという企業の過剰分はどうか、どうやって決めるんですか、これ。ちょっと教えてください。

○政府参考人(中嶋誠君) どういう指標でその業種の過剰供給であるかを判断するかどうかという点がまず問題になると思うのでございまして、けれども、例えば設備稼働率とか、一体どういう指標を参考にしているのかという点について今現在検討しております。

それから、もちろん、先生御指摘のように、今、世界全体が市場経済で動いているわけでございますから、私ども、決して統制経済的に何か政府が将来の需給見通しを定めるとか、あるいは、まして各企業ごとの割り振りをするとかというようなことは一切考えておりません。

○池田幹幸君 それはそれでいい。そんなことできつこないでしようね。そんな、一つ一つの商品について量はどれくらいあって、こんなことでさるはずないですよ。ソ連が失敗したんだ、これで見事。それでいい。

このできないこと、できそうもないことをこんな法律に書き込んで、あたかもできるかのように言うこと、そこに私問題あると思うんですよ。こんな数値基準なんか示すことできないでしょうが、できますかね。どうなんですか。

○政府参考人(中嶋誠君) やはり、例えば製造業の場合が一番分かりやすいと思うのでございましてけれども、特に、典型的に言えば、いわゆる装置産業などの場合に、どういような指標で供給過剰にあるか否かというように考えられるの

かと。よりどころになる指標というのは幾つかのものがあるかと。まず、そういう点についての政府部内の意見の調整を今しているところでございます。

○池田幹幸君 私はもう全然そんな理解できません。

ただ、これを各省庁にその基準を作ってくださいという要請したのは竹中大臣でしょう。あなた、どういふつもりでそれ要請したんですか。○国務大臣(竹中平蔵君) 市場経済の中で、産業の調整について政府がどのような役割を果たすべきか、非常に大きなチャレンジであるというふうに思います。もちろん、かつてのように、かつての通産省が産業構造ビジョンを作った、そうした下の中で何らかの割当てを行うと、そんなことは全く想定をしておりません。

しかし、決して、実は、それにしても、例えば業界の中で供給過剰があるというふうな思われている業界が存在しているという事実がございます。そういうものはないのかと。それは、私から池田委員にこういうことを申し上げるのはなんでありまして、時として市場メカニズムがうまく働かない場合があるということには尽きるのだと思います。これは特に、今、不良債権を抱えている特殊な三つ、四つの業種というのは、非常にこれ、どちらかというとやはりグローバルな製造業ではなくて、国内にベースを持っている、流通にしても不動産にしても建設にしても、そういう業種であります。

そういうところは、やはりこれは一般的なオペレーションであります。一種の囚人のジレンマ状態というかとにかく悪いと、みんな業界が多過ぎるというふうに分かっていると、しかし、自分のところがやめたら、自分のところ損するけれども残ったところだけが得する、だからなかなか自分からはやめられない。こういうのを、全体としては間違っていることが分かっているけれども自分だけが動けない、これは囚人のジレンマ状況であるわけですが、そういうものに対して

やはり行政が何か役割を担うべきではないのかというところから一つの今回のチャレンジが出てきているのだと思います。

それに対してどのような答えが出るか。これは、今、三つ、四つの業種を申し上げましたけれども、それだけ取ってもやはり方はかなり異なってくるように思います。しかし、そこは長年の経産省、国土交通省等々の英知を結集して、何らかのやはり一種の行動的な役割を担っていただきたいと、そういうチャレンジを今各省がしようとしているところではないかと思ひます。

○池田幹幸君 我々がずっと言ってきたことについて、今、竹中大臣が言われたことと一致する部分も大分あったんです。ともかく競争社会だということ、一社だけが賃上げをやったり、あるいは大幅な労働時間短縮やったり、これはできないよと、用意ドンでやらないと、それをアレンジするのが政治だ。それとおりなんですよ。そのことを我々言ってきた。今、そこで一致した点は非常に大事だと思うんですが。

ただ、問題は、私の言ったことにお答えになっていないということもありますが、これ、産業再生機構、預金保険機構の下に作られます。担当大臣はあなたなんです。金融庁、預金保険機構を所管するわけです。そうでしょう。

これ、預金保険機構が金融以外のこと、つまり産業再生機構というのは、正に今さっきいろいろ、過剰供給の分析までして数値基準まで決めるようなことをやって、それでもって判定していくという、そういうことを何であなたのところで担当できるのかと。私はもうとんでもないことだというふうに思います。若干時間いただいて、答弁ください。

○政府参考人(小手川大助君) 今回、産業再生機構の具体的な仕組みにつきましては、先ほど申し上げましたように、現在法律の作業をやっております。当然その中に、具体的な所管等についてどのようなものかということも検討対象の中に入っておりますので、現段階では具体的な所管

官庁はまだ決定していないところでございます。○国務大臣(竹中平蔵君) 基本的に、組織の仕組みをどのようにするか、主務大臣がどうなるかということを含めて今検討しているところでございます。

○池田幹幸君 それならそれでいいですけども、ともかく、さっき言ったことについては指摘しておきたいと思うんですね。金融庁が所管できないだろうということは私もそう思いますよ、全然そんな、所管外になりますからね。そうだとすると、預金保険機構の下に作ったこと自身がまたおかしくなるというジレンマがありますけれども。

そこで、今日やるやつてきたんですけれども、結局、不良債権の処理の加速策ということで、金融再生プログラムだ構造改革だ、こうやってきているわけですが、まともなところだと思ひますが、要するに、不良債権の処理ということで、中小金融機関の場合には間違つた物差し当ててつぶしてきたというふうなこともありまして。

私たちは、不良債権処理をやれば景気が良くなるという竹中大臣の、それは間違ひだということも言ってきました。とにかく景気を良くしなければ駄目なんだということを、本当に実体経済を正常に戻していかなければ、とてもじゃないけれども不良債権の真の処理なんということは進んでいかなんだということを申し上げたいと思ひます。そのことを申し上げて、質問を終わります。

○平野達男君 国会改革連絡会の平野達男であります。今まで、二十分とか三十分とかいつて、どちらかというと短距離走ばかりやってきたんですけど、今回、一時間という時間をいただきました。初めて中距離競走にちよつと挑戦させてもらいます。途中でペース配分間違えて失速するかもしれません。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。まず、金融再生プログラムについてお伺いをしたいと思います。お手元に参考資料を配らせていただきました。

一枚目に、抜粋をここに用意してあります。2の「新しい企業再生の枠組み」という中で、「特別支援」を介した企業再生」ということで、特別支援金融機関に關しての項目がア、イ、ウと書いてあります。アは「貸出債権のオフバランス化推進」。ここで気になるのは、「RCCによる買取に關しては、必要に応じ財政的措置についても検討する。」と書いてあります。それから、「時価の参考情報としての自己査定活用」、「DIPファイナンスへの保証制度」、「再生可能な部分を更生させるための信用保証制度について検討する。」というところでありますが、この以下の三つが特別支援金融機関にだけ限定される理由をまず御説明願ひたいんですが。

○副大臣(伊藤達也君) ここに書かれていることについて、まず貸出債権のオフバランス化の推進ということについては、これは特別支援金融機関に限定するというものではございません。

ただ、この金融再生プログラムの中に書かせていただいているように、個別金融機関が経営難や資本不足に陥つた場合に、特別支援という枠組みを適用して、政府、日銀が一体となって経済の底割れを起こさせない万全の対応を取っていききたいというふうに考えております。

そういう意味で、この特別支援金融機関というのは、ある意味で傷ついた金融機関でございますから、その傷ついた金融機関を早期に経営を改革し、そして健全化をしていかなければいけない。そして、この金融機関が新しい経営陣の下で知恵と工夫を生かして企業再生に取り組んでいくために、破綻懸念先以下の貸出債権のオフバランス化を推進をしていく、そのための経営努力を傾注をしていただくということでございます。

それから、価格のところでございますが、これは先生御承知のとおり、RCCによる不良債権の買取価格については、改正金融再生法において時価によるものとする旨規定されているところであります。当該規定に基づき、RCCは時価による買取を積極的に進めているところでございます。

今般の金融再生プログラムにおいては、RCCによるこうした時価買取について、より一層的確な時価というものを設定する観点から、特別支援の枠組みの下で十分な引き当てを積んだ自己査定であることを前提に、当該の自己査定を一つの参考情報として採用することを検討することとしているものであります。時価の考え方自体を特別支援金融機関とそれ以外の場合で変えるといった趣旨ではございません。

○平野達男君 DIPファイナンスはどうですか。これ、限定されてますか、限定されていないだけでいいです。

○副大臣(伊藤達也君) これは、ここに書かせていただいているように、法的な整理手続に入つた企業について、当該特別支援金融機関がDIPファイナンスを担う場合ということでございますので、そのときに再生可能な部分を更生させるための信用保証制度について検討をしていきたいということでございます。

○平野達男君 そうすると、この保証制度については特別支援金融機関に限定しているという理解でいいんですか。答え簡単でいいですよ、イエスカノーだけで。

○政府参考人(五味廣文君) これは、中小企業庁が今国会に法案を提出いたしました既に成立をしております、いわゆる特別整理に限定しない形で適用されます。

○平野達男君 今の答えをまとめますと、アは限定しない、イは限定する、ウは限定しない。この文章の構成でそういうふうに読めますか、これ。だから、アは限定しない、イは限定、これもしないんですか、ウも限定しない。文章の構成上でこれ、限定しないように読めますか。

○副大臣(伊藤達也君) 今お話をさせていただいたように、限定をしていないということでお話をさせていただいているところでございます。

ただ、私どもがお話をさせていただきたいのは、その傷ついた、特別支援に入っている金融機関の早期の経営の再生ということを考えた場合に

こうした手だてが必要だということで、そういう意味でこの中に記載をさせていただいたということでございます。

○平野達男君 私が議論しているのは、どちらかというと重箱の隅をつつくような議論をしているんです。文章の構成で、これは特別支援金融機関と書いてあるんです。以下の点に關してということ、ア、イ、ウと書いてあるんですね、これ。これを読みますと、ア、イ、ウは特別支援金融機関に限定する措置になっちゃうんですよ。何でもこういう構成になっているかということがまず一つあります。

それから、もつと言いますと、時価の参考情報として自己査定を活用というのは、だれがやるという話ですか、これは。だれがやるかだけいいです。

○副大臣(伊藤達也君) これは、RCCが買うときに参考するというところでございます。

○平野達男君 ところが、これ、文章を読みますと、破綻懸念先以下債権をRCCに売却する場合に、主語になっている、これ銀行になっているんですよ。そして、銀行がと、RCCじゃないんですよ、これ。それで、判断する際の一つの参考情報として採用することを検討すると書いてあります。これ、RCCが主語と読めないですよ。

○副大臣(伊藤達也君) これは、一番最初のところに特別支援金融機関はということで書かせていただいておりますので、そうした前提の中で私どもとして考えてきたということでございます。

○平野達男君 だから、今の答弁だと、特別支援金融機関が自己査定の活用をするという答弁になっちゃうんですよ。だけれども、今先ほどの副大臣の話は、RCCがと答えたでしょう。RCCでなければおかしいんですよ、これは。当たり前なんです。だけれども、文章がそういうふうになつてないでしようと言っているんです。

要するに、この部分については何を構成したのかよく分からないんですよ、これ。頭の部分では特別支援金融機関というふうに限定しているん

です。話を聞けば、ア、イ、ウについては特別支援金融機関に限定していないというお話でしたね。だけれども、文章上まずひとつ読めないんじゃないかという、先ほど言いましたように重箱の隅をつつく議論かもしれない。だけれども、構成上は非常にまずい、これは。本当に推敲して作った文章かということをお願いしたいわけなんです。

それからもう一つは、時価の参考情報としての自己査定の活用、これは繰り返しますけれども、副大臣が言っていることと書いていることは全然逆ですよ、これ。よく読んでみてください。

○副大臣(伊藤達也君) これは特別支援金融機関のことについて書かせていただいて、それでRCCの買取り価格である時価を判断する際の一つの参考情報としてそれをRCCが採用することを検討するという意味で書かせていただいております。

○平野達男君 曲げて、あえてそういうふうにごまかすことにしましょう。ただ、文言的には、これは非常にまずい文章だと思いますよ。これを素直に読みましても、RCCがというふうに読めないんですよ。だけれども、私は頭の中で、当然時価の判断ですからRCCだと思っているから読んでいますけれどもね。文言的には非常におかしいと思います。

そこで、今度は時価の参考情報としてのこの時価の問題でありますけれども、ここで言っていることは、いわゆる新聞報道等の話を総合しますと、引当金を除いた部分の、その部分をもって価格にするというふうな意味合いでこれ書かれているかと思うんですが、具体的にどういうことなんでしょう、この時価ということの意味合いは。

○副大臣(伊藤達也君) 一般に時価とは、その時点において一般にその物が取引されている実際の価格と考える価格というものを考えております。今般の改正案の下で、その時価についても基本的に同じ考えに立ち、合理的な方法により算出し

た価格が時価であり、不良債権については、証券会社、投資ファンド、民間サービス等、民間の買手と同様な手法で設定された価格であるというふうに考えております。

○平野達男君 RCCは、買取りの中で去年の時価というものを導入した場合には、DCFを導入すると言っているんですね、RCCは。それとこれとの関係はどうなりますか。

○副大臣(伊藤達也君) 特別支援ということにより厳格化されているわけでありまして、そうした中で合理的な時価というものが決まってくるというところでございます。

○平野達男君 特別支援がより合理化されている、ほかの銀行がより合理化されていないというのは、それは答弁としておかしくないですか。なぜ特別支援銀行だと引き当てがしかりして、ほかの銀行がしかりしてないんですか。

○副大臣(伊藤達也君) 特別支援の下でその引き当ては、これ、十分しかりしてくるということでございますので、そこで時価というものがより合理的なことになっていくというふうに考えております。

○平野達男君 じゃ、ほかの銀行の引き当てというのはしかりしないということですか。

○副大臣(伊藤達也君) ここに書かせていただいているように、参考情報として活用をしていくというところでございます。

○平野達男君 まだまだ私の問いは続きますけれども、また元に戻りますけれども、参考情報として活用するときに、もう一回繰り返しますが、これはなぜ特別支援金融機関だというふうに限定するかとお聞きしているわけです。それに対して、特別支援金融機関はしかりとした引き当てがやってありますからというお答えですよ、そうですね、そうです。私の問いは、なぜ特別支援金融機関だけがしかりとした引き当てで、ほかの金融機関はしかりとした引き当てではないのかと判断できるんですかとお聞きしているわけです。そのために、

いいですか、特別支援金融機関は、ただ公的資本注入あるいは日銀から特融を受けたという銀行に限定されていますね。その資産査定をどうするかというのは、特別支援金融機関であろうが普通の金融機関であろうが、金融庁が責任を持ってやるわけでしょう。それが、責任を持ってやるやつが特別支援金融機関とそうでない銀行と何で差を付けられるんですかという、そういう質問なんです。

○副大臣(伊藤達也君) 差を付けるということではなくて、繰り返しになりますが、特別支援金融機関の傷付いた金融機関というものを早期に健全化していく、経営革新をしていくと。その流れの中で、企業の再生を充実していくために破綻懸念先以下の債権というものをオフバランス化していくということが極めて重要であって、それをしていくに当たって当然ガバナンスというものをより強く働かせる形になっているわけでありまして、引き当てを十分に、そしてそれを参考価格としてRCCの買取り価格の判断する材料の一つとして採用していくことを検討していると、そういうことでこの中に書かせていただいているわけでありまして。

○平野達男君 もう論理的に全く私おかしいと思いますよ。

あのね、特別支援金融機関がまず仮にしっかりとした引き当てをやっているという、仮にこれはいいとしましょう。そうしたら、これだけを参考情報にしたら、RCCはこれを、その引き当てを除いた部分のやつを価格として、要するに買上げ価格として採用するときの参考と言っているけれども、この価格にしなさいと押し付けることになりましたよ、まず。

それからもう一つ、繰り返しになりますけれども、もし参考情報であれば、特別支援金融機関であろうがほかの銀行であろうが、多少そこは正確でないかもしれない。私は、これ正確でないということについて納得していませんけれどもね。参考情報でやる場合には、特別支援金融機関

であろうが普通の銀行であろうがこれ公表したらいいじゃないですか。なぜ特別支援金融機関に限定するんですかというまたこちらの問いに戻ってきますけれども。

○副大臣(伊藤達也君) 繰り返しになりますが、特別支援金融機関の金融機関としての経営を早期に改善をしていくために、今お話をさせていただいたように、RCCというものを一つの活用する手段、つまり破綻懸念先以下の債権をオフバランス化していくに当たって考えていると。その場合に、RCCが買取り価格というものを判断していく場合に、時価の判断をする一つの材料としてこうしたことを採用していくことを考えているんであって、そして、RCCの方では預金保険機構の買取価格審査会を活用してそして判断をしていくということでありまして、そうした今までの実績とこの参考価格というものを考えながらRCCとしての適正な時価設定というものを考えていくことだと思えます。

○平野達男君 そうすると、もう一回同じことを聞きます。特別支援金融機関の引き当てはほかの銀行よりしっかりしていると、それを金融庁は認める、そういうことではないんですか。

○副大臣(伊藤達也君) 認めるかどうかというよりも、繰り返しになりますが、特別支援金融機関に入るといのはもう傷付いた金融機関なわけですね。それを早期にその経営を改革をして、そして健全化をさせていかなければいけない。そして、そういう意味で、この金融機関に対してはガバナンスを強化をして、そしてしっかりと形を引き当てを付けていくことが求められていくわけでありまして、そうした前提の中で、今お話をさせていただいたように、十分引き当てを積んだという前提で、RCCの側が買取り価格である時価というものを判断する材料として参考情報として採用していくことでございます。

○平野達男君 私の問いに答えていませんよね。金融庁さんは、特別支援金融機関であろうが普

通の銀行であろうが引き当てをしつかり積んでいくということとをこれ検査する義務がありますよね。それで、それでいて、特別支援金融機関はこれはしつかりした引き当てでやる、そうでないところはしつかりとした引き当てがないということではないと、これだけを参考情報として活用できる根拠がなくなってしまうんですよ、これは。これは、ですから説明の論理的に非常に矛盾していると思えますよ、ここは。

私は、これ参考情報としてやるのであれば、RCCはどういう価格を決定するかというのは自由ですから、特別支援金融機関であろうが普通の銀行であろうが公表すべきだと思えますよ、ここは。それは、引き当てというのは個々の銀行が自分の考え方できつちり引き当てをやっているわけですから、それでそれを採用するかどうかはRCCの自由ですよ、まず。これははつきりしていますよね。ちよつとここで確認しますけれども。

○副大臣(伊藤達也君) それはRCCの判断ということになります。

○平野達男君 そうしますと、この工程表に行きますけれども、工程表の中に時価の在り方について検討するというふうに言っているわけですね。これは、去年の議論から行きますと、DCF法でやりますという一つの方法としてそれで一応決着していると思うんです。

竹中大臣にちよつとお伺いしますが、竹中大臣は時価の定義というのはどのように考えておられますか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 市場での価格でありますから、実際には売買される取引事例があれば一番分かりやすいわけですが、そういうものは普通はないわけですね。これからどういうふうにするかと。

そのときにはケース・バイ・ケースでやりますけれども、分かりやすい例としては、これは将来のキャッシュフローを現在価値に割り引くというデイスカウト・キャッシュ・フローのようなものがあるでありまして、類似の取引事例を参

考にすることもあるでありまして、いずれにしても、しかし事務上それを何らか積算しなければいけないという場合には、デイスカウト・キャッシュ・フロー等々に基づいて市場価格に近いものを想定していくということになるかと思えます。

○平野達男君 ですから、それを私なりに解釈しますと、DCF法は買取り側が買取り価格を決めるときの一つの手法ですよ。手法にすぎないんですよ。それで、売る側は自分でこれだけの価格で売りたいという一種の予定価格を持ちますよね。予定価格を持って、競争入札するか相対でやるかは分かりませんが、それと買う側との要するに交渉の中で、DCF法をやってくるか、えいやでやってくるか何か分かりませんが、その中で双方の思惑が一致したところが、これが時価でしょう。ということですよ。ですから、今回の場合は参考情報としてこれを提供するというのは、一種のこちら側、売る側についての一つの要するに予定価格という希望価格なわけですよ。そうなのかなんです。

そのときに、また私、結局戻ってしまいますけれども、特別支援金融機関が、自分たちの引き当ては、これは健全だから、これは自分たちの希望価格ですよと情報公開できて、ほかの銀行が、情報提供するのはいいか悪いかは別として、できないというのは、これは理屈からいってやっぱりこれもおかしいと思えます、私は。ここは十分詰めてこういう言い方されていますか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 委員の御質問全般に関するお答えになると思えますが、この金融再生プログラムというのは、見方によってはちよつと分かりにくいんじゃないかという御指摘を私もいただいております。

そのときに私自身が御説明を申し上げるのは、この中にはちよつと性格の異なる三つのものを同時に書かせていただいているということだと思っております。一つは、一種の我々にとってのマニフェストと

いうか決意というか、こういうふうなやつていくんだと。この部分に関する、正にこの特別支援金融機関の話というのは、金融問題から絶対底割れを起こさせないように、緊急時にはこういうやり方でひとつやりたいと思っているという一つの我々なりの宣言、一種のガイドライン的に示している部分があります。

もう一つは、資産査定を強化するとか、非常に金融行政の方向を議論している部分があります。さらに加えて、これまで専門家の間で議論のあったDCFでありますとか繰延税金資産とか、ピンポイント的に重要な部分を取り上げて少し詳しく議論をしている部分がございます。

その意味では、少し異質の三つのものが混じっているというふうに私自身も感じております。

ここで書いておりますのは、先ほどから副大臣が答弁しておりますように、こういう場合は、緊急を要する場合、一種の非常事態のような場合については、一種のこういうあらゆる手段を動員してやっていくことを一つのガイドライン的なものにしたいという我々の意思を書いているわけでございます。詰める必要はない問題が御指摘のようにたくさんあるかというふうに思っています。

この点も先ほどから副大臣が御答弁されていたように、時価の在り方等々については、今の考え方そのものを要する必要はありませんけれども、在り方について検討しているところがございますので、御趣旨のような点は十分に受け止めて仕組みをしっかりと作っていきたいと思えます。

○平野達男君 私がここで非常に心配しているのは、どうも時価といいながら、売る側が価格を決めてしまおうという、いや、そういう方向に動いているんじゃないかという感じが非常にしています。

それで、こういうものを参考情報として採用することを検討するなんというのは、こんなのRCCに任せておけばいいんです、こんなのは、実

は。私、先ほど、情報を、これを出すのならば買った方も出すべきだと言ったんですが、根本的には、情報を出すことなどというのは全部任せておけばいいんです。買う側と売る側がどういう思考でやるかというのは、要するにこれは市場で決まる話ですから、ここにあだだ、どうだこうだと言うこと自体がやはり基本的におかしいと思いますよ。

ということ、この時価の参考情報についてはこれからどんな詰めるみたいですから、これからもしつこくいろいろ聞いていきたいと思えます。特に、特別支援金融機関とそうでないところの金融機関を分けたということについてはよく考えてみてください、これが本当にそのままでいいかどうか。

それからもう一つ、(2)の「RCCの一層の活用と企業再生」があります。ここで気になるのは、「購入して短期間で回収できない案件については、原則として、売却する方向で早急に検討する。」というふうに書いていますが、この趣旨であります。

この間、時間がもう三十分もたつてしまいましたから、一気にしゃべってしまっていますが、鬼追社長にいろいろお聞きしました。そして、債権の回収にどれだけ掛かりますかと言ったら、半年掛かるものもある、一年掛かるものもある、場合によつたら五年、十年も掛かるものもある、そういうものを見極めながら私どもは回収を行つていましてという話でした。かつ、これは私が何週間前かにこの委員会でも言ったんですけれども、RCCというものは、回収の作業というか回収の能力においては恐らく日本で一番、あるいは二番、三番かどうか分かりませんが、トップクラスだろうと思えますし、鬼追社長も大変奮闘ながらということとでそういうことを言っておられました。

そうしますと、「購入して短期間で回収できない案件については」ということは、これは何を意味して言っているのか。これは具体的に、RCCが要するに回収に入ったときに、期間が三年、

四年、五年たつて、三年か四年か五年か分かりませんが、二年か三年たつたらほとんどどんな売却しなさいというふうにししか読めないんですが、この趣旨はどういう趣旨でしょうか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 委員御指摘のように、RCCというのは、今非常に高い能力を蓄積しつつあると思います。サービサーとしてとらえるならば日本で一、二を争うところに来ているという評判もよく我々は耳にします。これは大変私たちにとつてもうれしいことであるというふうに思います。

しかしながら、債権の回収というのは極めてスベシフィックというか、個別のものであると思えます。RCCがたとえ日本一であっても、この分野については実はもっと優れたところがあるかもしれない、RCCにとつてうまく回収できない、うまく再生の道が開けないという場合でも、別の人にとつてはそれをうまく活用する道を見いだすことができるかもしれない、それが再建、回収、売却の非常に難しいところであらうかと思えます。

特に、我々にとつてやっぱり一番気を付けなければいけないのは、そういった債権が一所に長期間塩漬けにされてしまうことであらうかと思えます。特にRCCの場合は、民間のサービサーと違って、言わば公的な機関でありますから、それをできるだけ早く回転させようといううなインセンティブが働かない可能性も民間よりは私はあるのだと思えます。その意味では、回収極大化といいますか、回収極大化を常に課していくと。

繰り返しますが、RCCでは駄目だけれども、ほかのところに渡してうまく回収できる、うまく再生できるという可能性はあるわけでございますから、その意味では、時間のある程度の制約を課した中でRCCにできることを精一杯やっていただく、できないところはそのマーケットの中で更にそれを活用していただく、そういう方針は私はやはり適切に求められるべきではないかと思えます。

ます。

○平野達男君 今、竹中大臣が言われたのは、RCCはいわゆる国民負担の最小化の原則で動かなくちゃならないということだろうと思えます。これは当たり前の話だと思えます。買った債権を企業再建ファンドに売るのがいいか、自分で回収するのがいいか、これは当然RCCは判断しているはずであります。

で、これは回収に向かうといったときに、これは回収した方がいいんだというふうに判断したときに、五年、六年、七年というふうにRCCは判断するはずなんです。そういったことで回収行動に出ると思えます。それを、そういうことが分かつていながら、「購入して短期間で回収できない案件については、原則として、売却する方向で早急に検討する。」と、わざわざここでこういうことを言わなくちゃならないというのが意味が分からないということなんです。

○国務大臣(竹中平蔵君) 基本的には、処分を行う、どのようなことをするかということをやつたり早く決めてもらいたいということなのだと思います。その上で、そのためには、彼らができることとできないことというのははっきりと識別してもらおう。繰り返しますが、そうしないと、特に公的な部門の場合は、それを民間に比べてやり持っていないものではないだろうかというディスインセンティブのようなものが働くのではないかということ懸念するわけであります。

繰り返しますが、これは委員もお認めくださっていますけれども、回収極大化が重要である、その中でRCCにできることをとにかく早くやっていただく、できないことについてはマーケットの中の他のプレーヤーにそれを担っていた、そういう仕分は必要ではないかというふうに思うわけであります。

○平野達男君 私は、RCCは、RCCの肩を持つわけじゃありませんが、竹中大臣の今おっしゃっていることは全部やっていると思えますよ。その上で、なぜこういう文章を書くのかとい

うのが分からないと言っているんです。

ここからは多少推測めきますけれども、無理くり出させているというような感じがするんですよ、RCCの持つっている債権を、その先に何があるか分かりませんが、という意味で、非常にこれは誤解を招く文章ではないかという印象を持ちましたということを一言、まずここで申し上げておきたいと思えます。

RCCは、これ費用最小化で動くということをはつきりと鬼追社長も言っているわけですし、当然そういうことを頭に、念頭に入れながら動いているという前提だと思えますので、これを要するに信用しないような書き方とも取れるので、ちよつといかがなものかなという感じがしました。

それから、次に行きます。

「企業再生のための環境整備」、日銀に対する期待をずっと書いてあります。これは何で株式保有機構を一言も書かなかつたんですか、ここに。

○国務大臣(竹中平蔵君) 株式買取機構は今年一月に設立され、既にその業務を行っているわけでありまして。この金融再生プログラムにおいては、今後業務が開始される、その時点ではですね、今後業務が開始される日銀による株式買取機構について言及したところでありまして、現存する制度であつて、既に業務が開始されている機構については特に言及しなかつたという、実はそういうこと、それが事情でございます。

ここに書いていないといつて、その機構の役割を、ないしは重要性について評価していないとか、我々が関心を持っていないということでは全くない、これから展開すべき政策について言及したと、したがって日銀について言及したということとであります。

○平野達男君 これは書き手がどういう意思で書いたかという問題がありますから、意思の問題でしようけれども、少なくともこれは金融庁の出されたペーパーなんですよ。それで、株式取得機構については買取りが進んでいなかったんです、

これは予定のとおり。そういう実態があるときに、株式取得機構に一言も触れない、改善の方向も何も触れない、これは金融庁のペーパーとして私は非常におかしいと思います。

これは日銀だけ触れていて、自分たちの作った法律でこれ設置したやつですよ、株式保有機構。所管の大臣としてこれはおかしいと思いませんか。これ、だれが書いたのかよく分かりませんけれども、少なくとも役人は書いていないですよ、このペーパーは。私が今までずっと言ってきたことは、多分役人は構成とか何かについてはきちっと詰めますから。これを、株式取得機構を何も書かなかったというのは外部の人間、まあいいですよ、これは、ここまで言うか答えられない答えというか、質問にならない質問になるかもしれませんから。

ここを入れたかったというのはやっぱり一つの私は大きな落ち度だと思えますし、取りようによっては、もうあれはいい、日銀が全部買いなさいと、二兆円については、というふうにも取られかねない文章だということと一言申し上げておいて、金融再生プログラムの質問については後ほど機会を改めてしつこくまた聞きたいと思っています。特に、さっきの時価の問題については直接いろいろ言いたいこともありましたが、今日日はちょっと時間がないので、次の質問に移らせていただきます。

それから、今日はもうこれ本場に二十分ぐらいで終わらせる予定だったんですが、大変時間の無駄を、ロスをしてしまいました。

そこで、竹中大臣にお伺いします。

不良債権についてなんですが、最近発生している不良債権は、日銀も言っているんですが、かつて発生したいわゆるバブルのころの不良債権と違う。構造改革、構造調整その他に伴う不良債権だということなことを言っています。それからまた、各銀行も、キャッシュフローの低下、景気の悪化に伴うキャッシュフローの低下あるいは資産デフレに伴うバランスシートの悪化、こういった

ことに伴って不良債権が新たに発生しているというふうなことを言っていますが、竹中大臣はこういった見解に同意されますか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 不良債権を償却しても償却しても新たな不良債権が出てくる、結果的に不良債権の残高を減らすことがなかなか難しいという状況、その原因を一体何と考えるかと、基本的にはそういうお問い掛けであらうかと思えます。ここは本場に難しい問題であり、しかし、今後の不良債権の動向を考える上で極めて本質的なといえますか、重要な問題であるというふうには私も認識をしております。

不良債権の増加、特に今年の三ヶ月の増加に關しましては、これはやはり何と云っても、貸出し条件緩和と債権の判定基準の厳格化でありますとか特別検査の実施、いわゆる洗い出した分ですね、今まで結果的に見ると隠されていた分が洗い出されたという面が、これはもう圧倒的に多かったというふうには思います。

しかし、一方でデフレが進む中で、新規にそれとは別の独立した要因で発生している部分ももちろんあるわけだと思えます。その割合をどのように見るか。私は、少なくとも今年の三ヶ月に關してはかなり大きな部分がこの洗い出しの部分であつたというふうに思っておりますが、これはこの九ヶ月の数字をもう少し精査して、また来年の三ヶ月の数字を更に精査して、これは注意深く見ていく必要があるというふうに思っています。

○平野達男君 割合がどの程度にあるか分からないというお答えでしたけれども、少なくとも、今公表されている不良債権の中には景気の悪化に伴うものもあるという理解でよろしいわけですね。そうしますと、洗い出しで出てきた不良債権の処理といわゆる景気悪化で出てきた不良債権の処理、これは同じ扱いでよろしいのでしょうか。ちよつとこれは通知していませんでした。通告していませんでした。

○国務大臣(竹中平蔵君) これは基本的には、理由が何であれ、そうした不良な資産の存在が今日

の金融仲介機能を妨げているという、それを政策的に解消していこうというのが我々の目標でございますから、発生理由はともかくとして、これをしっかりとオフバランス化していくということは必要であらうかと思えます。

○平野達男君 私は、後者の、後者というか、前者が後者が忘れなければいけません、景気の悪化あるいは資産デフレの進行に伴って出てきている不良債権というのは、ある意味においては、景気が良くなれば破綻懸念先以下がまた要管理先に戻るといふ可能性のある債権じゃないかと思えます。いわゆる洗い出しで出てきたやつは、これは今まで先送りされたものですから、これは迅速な処理というものが必要かと思うんですが、こういった二つの概念で対応することが必要じゃないかなと思ふんですが、大臣はどう思われますか。

○国務大臣(竹中平蔵君) それは、極端に言ってしまうと、フローの問題にするのかストックの問題にするのかという問題であらうかと思えます。理由はともあれ、ストックとして出てきたものについては、これはやっぱりそれなりの期間でオフバランス化、処理をしていくということは必要なのではないかと思ひます。

むしろ委員のお尋ねは、どのぐらい出てくるかということに対しては、総合的な政策を組み合わせることで、できるだけ新規のものは少ない方がよいわけでありまして、そういう政策が必要だという点をもし御指摘でしたら、それは私も全くそのとおりであらうかというふうに思ひますが、ストックの問題としては、対応していかないといけないのではないのでしょうか。

○平野達男君 そうしますと、新規の不良債権、特に景気の悪化、資産デフレの進行に伴う不良債権については、やっぱりその見方をちよつと変えてもいいんじゃないかというニュアンスではなかったかと思うんですが、私は、よく言われるところのデフレ対策が先かあるいは不良債権処理が先かという、また結局その議論に戻るわけですが、やはりこの不良債権処理の、不良債権の性格

の変化に伴って、やっぱり今回金融再生プログラムを出すときに、併せて相当のやはりデフレ対策を出すべきではなかったかというふうに思ひます。

総合デフレ対策を見ますと、ほかの税制改正とかいろんな、あとセーフティネットなんかありますが、どうも今までの政策の羅列にすぎなくて、金融再生プログラムとか何かについては今までなかったやつをどかんと出したんですけれども、デフレ対策については随分踏み込みが少なくなつたんじゃないかという意味において、ちよつと肩の力の入れ方が足りなかつたのではないかと今思ひますが、答弁を求めていると時間がなくなりますので、次の質問に移ります。

それで、参考資料にもう一枚、これはこの間、田村委員が出された主要行における自己査定と検査結果との格差という資料と同じ資料なんですが、自己査定と当局検査という数字がありまして、この当局検査の数字なんですが、これは、検査をやつて、銀行と一緒に話をしながら、ああだこうだとやりながら出てきた数字なのか、あるいは金融庁さんがマニュアルを画一的に、かどうかは分かりませんが、当てはめて、その中で出した数字なのか、これをちよつと、まず冒頭お伺ひしたいと思ひますが。

○政府参考人(佐藤隆文君) お示しいただきました資料の当局検査という欄の数字でございますけれども、これは私どもがやつております検査を受けた金融機関に対して通知をした検査結果、これに基づくものでございます。

この検査でございますけれども、立入検査を行いましたときには、担当検査官と金融機関との間で十分な議論を行うというのが当然でございます。そういう議論を経まして、金融機関の側である程度納得が得られたものというのが検査結果に反映されていくというのが基本でございます。

○平野達男君 そうすると、この当局検査というのは、言わば当局検査となつておりますけれども、金融庁と各銀行が合意した数字であるという理解

でよろしいわけですね。

○政府参考人(佐藤隆文君) 基本的にそういう御理解でよろしいかと思えますけれども、検査官は、金融機関の側では気が付いていないような点を指摘し、それらについて金融機関の納得を求めるというプロセスがあるわけでございます。

仮に、金融機関の側でどうしても納得がいけないというようなケースも考えられるわけでございます。そういう場合に備えまして、意見申出制度、金融機関の側でどうしても承服がいかないという場合には意見申出制度というものを設けておりまして、これでフォローアップすると、こういうことでございまして、その結果も検査結果に反映されるというところでございます。

○平野達男君 これは私は非常に誤解してまいりました。この数値が出てきたときに、自己査定ということで、銀行の査定だけが非常に甘いというニュースが流れてしまいましたね。当局検査が出てきて、これとの差で、銀行が隠していた、隠していたみたいな、そんな報道もなされました。だけれども、実際には、当局検査をやりましたが、銀行も、一部納得できない面もあるようですけれども、やはり貸出金分類額についてはこの額というふうに了解しているわけですね。そうすると、今銀行が何をやろうとしているかというと、この数字を基にして、もう一回、債権の分類、それから引当金の見直しをやっているという、こういう理解でよろしいですね。

○政府参考人(佐藤隆文君) 現在の検査の仕組みは、自己査定を前提といたしまして、言ってみれば、既に決算としてまとめられたものを対象として私も検査をいたしまして、それについて指摘をしますと、こういう形でございます。

したがって、言ってみれば、既に決算としてまとめられたものについての指摘でございます。それで、それに基づいて、銀行の側はこの検査結果を言わば次の決算なり自己査定なりに反映させていくということに使われているということかと思えます。

○平野達男君 ということでありますと、今回の公表というのは、この数字の公表というのはどういう目的でやったんでしょうか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 基本的には、甘いかなんかというのにはちょっと解釈論かもしれないけれども、少なくとも第一巡目について見ますと、これはマニュアルの適用の最初であり、なかなか徹底していなかったということもあるのではありませんが、結果的に見ますと、自己査定というのは、やっぱりここに三六%乖離がありますように十分ではなかったということなのだと思います。

これがしかし、金融機関も納得した上で次の決算には反映されていく。そういうものが続いていくことによって、一巡目と二巡目は確かに格差は縮まっていますけれども、金融庁の検査結果に近い数字がある意味で引き上げていくような、そういう効果を我々は期待している。そういうことを促すために、しっかりと自己査定してくださいというのを促すためにこの数値を発表したわけでありました。

○平野達男君 私は、公表したことによって、随分曲解というか、私の理解が悪かったかもしれないが、銀行だけが随分悪者になってしまったようなイメージがちょっとあります。今のお話を置き換えますと、銀行はきちっとした努力をしようとしているということなんです。

この部分につきましては、この紙を一枚だけ公表されて、ほとんど説明がないんですよ。ね、今のようなお話は。何かこの数字の乖離だけが妙にデフォルメされてしまっていて、銀行が要するに自己査定甘い甘いという状況のところだけ報道されてしまっている。

金融検査マニュアルというのは平成十一年七月にできたんですよ。これがまず定着しているかどうかというのがまたこれは問題なんです。今それは定着する過程にあるんだろうと思うんです。そういったことの中で、この一枚紙をばんと

出してしまったことについて、受け方が、先ほどから繰り返してありますけれども、銀行悪者論に拍車を掛けてしまった嫌いがあるということについては、私は非常にちよつとおかしいという感じを持っています。もう少しこれは説明をすべきであつたというふうに思います。

何でこんなことを言うかといいますと、木村さんという方がいますね、PTに。この方が先週から先々週「ニュースステーション」に出まして、これを出したんですね、自己査定と検査結果。これから何を言つたかという、テレビのをばつと見ただけです。それから、銀行の試算があつて、過去にずっとさかのぼって、銀行の試算があつて不良債権はほかんとあつたんだと。それを隠して隠しているんだということを言つたんです。

この一枚の結果からそこまで言えるのかなという感じはしたんですが、もうあれはあくまでも、もう完全に銀行を悪者にしようという発言にも取れました。そのPTにいる人が、少なくともテクノクラートだと思ふんですけれども、この一枚の紙からあそこまで類推してテレビの前で言えるというのは、意図的に非常に悪いものを私は感じましたけれども、竹中大臣、テレビ見ておられないと思いますが、これ木村さんには是非意図を確認して、どういう趣旨で言つたかというのを確認した方がいいと思います。そんなこと、この一枚からあそこまでのことをテレビの前で言うというのは、何らかの要するに作為があると思ふな。い。そんな人をPTに置くというのはちよつと良くないんじゃないかと思ふので、これは確認をしていただきたいというふうに思います。

それで、まだまだちよつと自己査定についてお聞きしたいことがあつたんですが、時間がほとんどなくなつてまいりました。

預金保険機構についてちよつとお伺いします。お手元のペーパーに三枚目あります。これは預金保険機構の年度別収支状況を記したものでありまして、平成八年度以降は、これはペイオフ凍結

してあります。これで保険料は、これは一般保険料と特別保険料ということで、一千万円以上については一般保険料、それから一千万円以上については特別保険料ということで、利率が一般保険料は〇・〇四八、特別保険料については〇・〇三六という保険料を設定して、この保険料で徴収されてきたのがこの一番左側です。真ん中にあるのが特別業務基金ということで、これは、一千万円以上に係る、保険料で支払えない部分について国費を投入するという交付国債ですね。それで、ずっといきますと責任準備金がありますが、今マイナス三・八兆円になっています。

こういう状況の中で、保険という状況で今度はこれ保険料を徴収していますが、この三・八兆円を保険料だけで今支払しようとしています。これは保険という概念からちよつと逸脱しているのではないかと。つまり、保険というのは、金融機関が偶発的というか、一斉に倒産をするというあれじゃなくて、景気の変動の中で倒産する金融機関が何行か出てくる、そういう前提でやっていると思うんですが、平成八年度以降は、これは先ほどの池田議員の指摘にもありますけれども、相当な金融機関が破綻しているんですよ。これを、一部交付国債を入れましたけれども、三・八兆円というこの責任準備金を保険料で払うということについては、保険料の仕組みの概念からはちよつと出ているんじゃないかという感じがするんですが、そこに対してのまず見解をちよつとお伺いしたいと思います。

○副大臣(伊藤達也君) 預金保険機構の責任準備金は、破綻金融機関の預金保護のための資金援助等の費用が増加したことから、十四年三月末で一般勘定と特別業務勘定合わせて三兆七千九百八十二億円の繰越欠損金を計上していることは先生の御指摘のとおりでございます。

当該繰越欠損金のうち、特別業務勘定の繰越欠損金七千四百二十八億円については、今年度末に特別業務勘定を廃止する際に、累積欠損金として残存する金額を基本的に交付国債を用いて処理す

ることとなります。そして、一般勘定の繰越欠損金三兆五百五十三億円については、これまでに実施した資金援助のうち、ペイオフコスト内で発生した費用負担が累積したものであるから、長期的に機構の財政が均衡するよう、保険料収入により回収をしていくこととなります。

○平野達男君 私趣旨は、まず、一般保険料は平成八年度以前はどうだったかと言いますと、○・〇一二だったんですね。今は○・〇九四、あるいは○・〇八というのがありますけれども、六倍、六倍という七倍ぐらゐの水準になっているわけです。これは強制加入でありますから、各銀行は、預金として入ってきた段階で、その部分の一定部分を預金保険機構に保険料として支払うという状況になっていますね。

そうすると、健全な銀行とそうでない銀行があるわけです。これだけ倒産した銀行が、結果として責任準備金がこれだけのマイナスになったということですね。それを保険料という形で強制徴収して、しかも健全な銀行からも強制徴収をする、それでそれを負担させるといふのは、これは仕組みとしておかしいじゃないかと。むしろ、こうなると、一種の外形標準課税的な感じになってくるんですね。

元来でありますと、保険は、これは加入するしかないかという自由が認められるべきなんです。これは繰り返しますけれども、強制加入になっている。これ個人の人に例えますと、こんなものにおれ保険料払いたくないという人は必ず出てくるはずなんです。しかし、銀行は今のところ整然と払っていますよね。これは預金保険の仕組みからいいますと、ちよつとこの段階でもう逸脱しているんじゃないかと。

じゃ、だれが払うかということに対しては、もう結局あとは国費で払うかどうかという議論になるわけですが、金融庁として、今の預金保険制度という仕組みからいって、そういう仕組みが本当に、今の保険料で徴収するというのがいわれる保険制度という仕組みになじむかどうか、これを

もう一度ちよつとお聞きしたいと思うんですが。○政府参考人(藤原隆君) お答え申し上げます。

先生が今いみじくも御指摘ありましたように、それではだれが払うのかというのは二つしかないわけでありまして、金融機関、すなわち預金者が払うか、あるいは納税者が払うかということでございます。

現在、一般勘定に累積の欠損金があるのは事実でございますが、これは、従来の少額預金保護のペイオフコスト内の資金手当てをして、それが足らなかった場合に借入れをして、それが累積したものでございます。したがって、そのペイオフコスト内のものでございましては一般勘定、すなわち金融機関、預金者が負担していくというのが今の考え方の整理でございます。

○平野達男君 これは、ちよつと質問の角度を変えますけれども、平成十四年度以降は交付国債を使いませんね、これはなくなりましたね。それで、ペイオフは完全実施は見送られました。ですから、定期性以外については、一千万超の部分についても、破綻した場合についてはこれを保証しなくちゃならない。ここに交付国債を使わなかった理由というのは何でしょうか。

○政府参考人(藤原隆君) おっしゃるように、流動性預金の全額保護、今保護しておるわけでございますが、この全額保護の財源につきましては、一千万超の部分も含めて預金保険料によって賄うこととしておりまして、すなわち金融機関と預金者が負担するといったしております。

預金保険制度の財源をそれではそのほかの、といひますと納税者ということでございますが、納税者に求めることにつきましては、これまで信用秩序全体の維持に重要な支障が生ずるおそれがある場合等の例外的な措置として求めております。平成十二年の改正後の現行預金保険法におきましても、納税者に負担を求める場合は百二条の金融危機への対応のための措置に限定されているところでございます。

○平野達男君 これは、保険制度というのは一体

何かという根幹にかかわる問題だと思いますけれども、この問題を余り議論しないまま、取れるところからお金を取ろうということでは保険料を上げるといふうに見えてしまうんですね。

私は、繰り返しますけれども、平成八年度から平成十三年度までの期間は異常に倒産していますから、これを保険料で取るというのは保険の概念からはもう逸脱していると思います。

ということで、これは私の意見だということではちよつと申し述べさせていただきますけれども、更に時間になってしまひまして、出した資料のことだけは全部使つてしまわなくちゃならないので、四枚目の「預金保険機構の各勘定の政府保証及び借入金等の状況」なんです。平成十四年九月末で二兆九千、まあ二十一兆の借入金の残高があります。その下に交付国債がありまして、九兆六千億使つています。もうこれは完全に使つてしまつたやつですから、ある意味では今回の破綻金融機関の処理に係る行政コストの一部かと言つてもいいかと思いますが、この二十一兆につきま

してのこれらの収支見通しについて御説明いただければ有り難いんですが。

○政府参考人(五味廣文君) ただいまお話のありました二十一兆のうち、まず、主にペイオフコストの範囲内の一般資金援助の業務を整理いたします。一般勘定の借入金残高約三・九兆円、これはただいまも話題になっておりましたが、今後、金融機関から徴収をいたします保険料収入により返済が行われるということになります。平成十四年度の保険料収入額は、十四年度認可予算のベースで五千三百三十九兆円が見込まれております。

次に、主に破綻金融機関からの資産買取りに係りますRCCへの貸付けなどの業務を整理しております。特例業務勘定、この借入金残高が約三・四兆円ございます。これは、今後、買取り資産からの回収により返済が行われるということになります。特例業務勘定は平成十四年度末で廃止をされまして、資産、負債は一般勘定へ引き継がれるということになっております。

三番目、健全金融機関からの資産の買取り、いわゆる五十三条買取りに係りますRCCへの貸付け、あるいは既に管理を終了いたしました特別公的管理銀行に係る業務を整理しております。金融再生勘定、この勘定の借入金残高が約五・五兆円でございます。これにつきましては、今後、買取り資産からの回収、それから特別公的管理銀行から買い取りました適資産、株式でございます。この処分などにより返済が行われるということになります。

最後に、早期健全化勘定、金融機能早期健全化法に基づく資本増強に係りますRCCへの貸付け等の業務を整理しておりますが、この借入金等残高約八・二兆円、これにつきましては、今後、資本増強に当たり引き受けた優先株式などの配当あるいは処分収入により返済が行われるということになっております。

これら借入金、そういうことで回収の財源というものが明示されておりますので、必ずしも国民負担となるものではございません。

○平野達男君 この二十一兆については、将来的にきちつとした財源手当てというのか、見通しはあるということでしょうか。

○政府参考人(五味廣文君) 回収あるいは株式の処分による収入あるいは配当といったものでございまして、いわゆる予算措置が取られるといったような性格のものではないと見込んでおります。こうした回収なりあるいは株式の処分なりで回収、回収いたしますが、その財源が確保できるといふ見通しの下に経理をされておるといふことでございます。

○平野達男君 いずれ、この借入金残高の推移につきましても、私も注意深くちよつと見ていたと思いますけれども、二十一兆というのは半端な数字じゃないです。これが全部賄えるというん

ですが、最後に、ペイオフの延期が政策強化だといったことについて、ちょっと最後にもう一回やりたいと思います。

ペイオフの実施延期につきましては、なぜ政策強化なのかということについてはこれ本会議でいろいろ述べさせて、述べさせてというか、疑問という形で述べさせていただきました。あれを政策強化と言うのであれば、来年の四月以降ペイオフの完全実施というのは言わばこれ公約でありましたから、今の経済情勢の中では、ペイオフの完全実施ができたという、私に言わせれば一つの挙証がなされていなければならないと思います。

ところが、そこに不良債権処理の加速という新たな処理が出てきて金融のシステムが不安定になりますから、意図的にどうか政策的にペイオフの実施を延期しましたというなら、これは政策強化かもしれません。しかし実際には、ここ一年の状況を見てみると、銀行の業態別の預金残高を見てみますと、定期性から流動性へ、それから地方から大手へという資金流動が起きていました。すね。そういった状況を見ますと、まず、来年の四月のペイオフの実施というのは非常に難しくなってきたんじゃないかと。これについてのまず検証と説明をやつぱりすべきではなかったかと思ひます。

竹中大臣の政策強化だというのは、その説明を一切抜きにして、不良債権処理の加速というのが入ってきたから、これに乗つけてペイオフの実施を延期しましたと、これを政策強化だと言っているんですが、実際には今の状況ではペイオフの実施なんかない。だからこそ不良債権の処理を加速して金融システムをもう一回安定させる、金融全体を安定させる、その状況の中でペイオフの実施をするというのが筋ではないんですか。

とすれば、時間があるかもしれませんからまた一方的にしゃべってしまいますけれども、これは目的と結果、手段と目的、それから原因と結果、これをやつぱり意図的に入れ違えていることになるのではないかと思います。これをちょっと見解としてお伺いしておきます。

○国務大臣(竹中平蔵君) この点は平野委員には何度か御説明をさせていただいたつもりではございますが、まだ御納得いただけていないというところであらうかと思ひます。

政策を強化する云々、その政策とは何かというところ、やはり金融システムを強化するというのが政策であらうかと思ひます。金融システムが強化されれば、ペイオフというのはその後の問題として、ある種、自動的に付随してくる問題であらうかというふうに思うわけです。ですから、ペイオフの延期を政策強化だというふうに私申し上げたつもりはありません。金融システムを強化する、不良債権処理を加速することが政策の強化であつて、その結果としてペイオフを二年間延期させていたと、そういう言い方を常にしているつもりでございます。

直接のお尋ねの、もしそういう政策強化といふますか、不良債権処理の加速なかりせばどうであつたのか、その検証やいかんということでありますが、これははっきり申し上げまして、これは仮定の、仮定のにどうかということでありまして、この辺について、今、金融担当大臣の立場で何か確定的なことを申し上げるのは難しいかというふうに思ひます。

いづれにしても、我々としては、単に金融危機を回避するという政策に追われることなく、金融システムを真に強化したい。そのために、無用な混乱を避けるためにペイオフを二年延期させるけれども、その政策を正に強化して金融システムを強いものにしていきたい、そのために努力をしたいというふうに思つております。

○平野達男君 まとめます。

私が言いたかつたのは、公約として言つたものについて実行できたかどうかについては、やつぱりこれは政府としてきちん検証する必要があると思ひます。ということだけ申し述べて、私の質問を終わります。

○委員長(柳田稔君) この際、委員の異動について

て御報告いたします。
本日、大塚耕平君が委員を辞任され、その補欠として松井孝治君が選任されました。

○椎名素夫君 長いことお疲れさまです。今日は三十分あるんですけども、この当面の二つの法案についてごくごく限定された大ざっぱな質問で、お互いいたびれますから、やめておこうと思つております。

今もお話がありましたけれども、ペイオフの実施延期ということになった、二年間延ばすと。それで、この二つの法案ですが、預金保険法及び何々と、こういう法案ですね。ただ延ばすということじゃなしに、いろいろ厄介なことがたくさん書いてあつてはつきりしませんけれども、このいささつを見ると、要するに、ペイオフはやるということを経理はつと極めて最近に至るまでおつしやつていたわけですね。

やるとなるとどうなるか。危なくなるといふような表現をお使いになつたくなかつたんでしようけれども、とにかく延ばそうやという話になつたのは極めて最近である。だから、もしやるとすればいろいろな問題が出てくる。よく取り上げられているのは、決済機能、決済のメカニズムがおかしくなつたら困るとか、まあいろいろ理由はあるようですが、それでお役所などが、私の表現で言えば、ばたばたといろいろな工夫をなさつたというのが、でき上がったのがこの法案だというふうに思つております。

しかし、実施は延ばしたと、こういう話になつた。けれども、話によれば、竹中大臣もこれ分りにくいねとおつしやつたやうなものがここにどんと残つていて。どうしてそれまで一緒にしてこれ今やらなきゃいけないのか、ちょっと私も分らないんです。大変に時間を使つて、しかも急いで働かれた金融庁の役人諸君はこれは御苦労だつたと思うし、また金融審議会でもこれやつて、そういう答申も出しちゃつたということなので。

それからもう一つこれは勘ぐれば、前の大臣が一生懸命やつていたことでもあるし、これ全部なしにしゃやうと方々顔がつぶれるねというやうなことで、訳の分らないやうなところが皆くつ付いているというの、どうも要らないんじゃないか。ただ延ばしたとおつしやればそれでいいんじゃないかと私は思つておりますが、いかがでしょう。

○国務大臣(竹中平蔵君) 来年の四月のペイオフ解禁に備えて、椎名委員御指摘のように、いろんな準備がなされてきたというその経緯は私も存じ上げております。しかしながら、決済の問題というのは、言わばこれはセーフティーネットの問題でありますから、来年の四月ペイオフするから流動性預金ということでは決してなかつたというふうに認識をしております。

この議論そのものは、御承知かと存じますが、蛭山昌一先生が総理にお会いになつたときに、決済手段、流動性預金の話等々出たというふう聞いております。蛭山先生は、これは来年の四月ペイオフ解禁に関係なく、かねてから言わばそうしたことの必要性を主張してこられた先生でいらつしやいますので、我々としては、ペイオフは今申し上げたやうな理由で解禁を延期させていただきたい、しかし同時に、このセーフティーネットとしての流動性預金は、日本の現状にかんがみ、すなわち銀行預金による決済に大きく依存している特殊な状況下にあるということにかんがみ、やはりこれはセーフティーネットとして定着させるべきであるというふうに考えたわけでございます。

なぜ今この時期にということに関しては、これはセーフティーネットでありますから、これそのものに若干、導入、定着に時間が掛かるということもありますので、やはり早めにやつていただきたいということ。

もう一つ、今回の法案の中には、決済仕掛かり中のものをどうするかという大変重要なものが含まれております。やはりこれは実現が急がれるの

ではないかなというふうに思っております。

今申し上げましたような経緯で、私自身、これは前大臣の下で着々と準備をしてこられたこのセーフティネットとしての流動性預金、さらにはそれに関連する仕掛かり中のもの等々、やはり国会でお認めをいただいて、この社会に定着させていく必要があるというふうに判断をしまして、法案の審議をお願いした次第でございます。

○椎名素夫君 おっしゃることは分かりました。

それで、もう一つの方ですが、組織再編ですが、これも似たような性格ででき上がったんじゃないかという気がするんですね。これ、解釈いろいろありますが、やはりペイオフ、流動性預金まで含めて実施するということが、これは相当大変だということが出てきたということに対応したところがあるんじゃないかと思うんですけれども、しかし、今週でしたっけ、地銀、第二地銀、それから信金・信組の協会の会長さんがこへ来られて、その前私どもが聞かされたところによると、やっぱり合併したくてもいろいろと難しいところがあるから、そういうような環境整備に、そういう要望にもこたえてこれを作ったものだと思っ

しゃったんですけれども、そういう要望なされたことはありますかと云ったら、四人とも、これは相当即座に、皆さん、そんな覚えありませんというのをたたたつと、これ十秒ぐらいの間に

おっしゃった。これ、本当だろうと思うんですね。いろいろその前後の事情を考えて、横を見ながら言ったという感じじゃなかったんですが、そうしましたら、今日の御説明では、それにかかわらず、かゆいところに手を届かせて、あるいはかゆくないところまで手を突っ込んで、いろいろ難しいところがあるんじゃないかと聞いて回ってそれをまとめたんだと、こうおっしゃるんですが、今朝ですか、入澤委員の御質問の中にもありましたけれども、こんなもの、今までの枠内で個別に障害があるというふうになったり取り扱えるようなものばかりじゃないかと思うけれどもというようなことをおっしゃいましたね。

なぜ、また屋上屋みたいな法律体系をやたらに複雑にするんだと、私も全くそういう気がするわけですね。似たようなことをやるのにどんどんどんな法律ができて、どれほどの法律とか、非常に難しいことになってしまふ。なるべく簡単な方がいいと思うんですけれども、しかし、これも同じいきさつでとにかく二年延びたということになつたわけですから。

それから、あの法律のスキームの絵を見ても、根本はみんな自主判断というところから始まるわけですね。それがなければ何も始まらないような絵がかいてあります。そういうことがあって、私も事実そのとおりだと思いますので、しかし、二年先にはもう待たなしたという覚悟さえあれば、余り余計なことをこたえた法律にする必要もない。こつちの方は、この法律、当面要らないんじゃないかという私は気がいたしますが、いかがでしょう。

○国務大臣(竹中平蔵君) 今、委員、十二月三日の参考人招致のときのお話を御紹介くださいました。私はちよつとそのときの様子は存じ上げないのでありますが、後で報告を受けたところによりますと、確かに、地銀協、第二地方銀行協会等々、協会として正式な要請はしていない。しかし、例えばですけれども、そのときの議事録によりますと、地銀協の平澤会長は、現在審議していただいているこの法律は、経営者の合併に対する判断ですね、そういう経営者が判断する、その結果、合併がスムーズにいくという意味でプラスの面が大変あるというふうに、やはり私は当事者としては歓迎をしてくださっているのではないかと思います。正式の、協会としての正式な要請は確

かになかったが、個別のヒアリングでもやはりニーズはあったと、これは午前中申し上げたとおりでございます。あと、後半委員が御指摘になった、これは他の法律等々でもカバーできる問題ではないのかという点にしましては、実は今回お願いしております法律は、これによって自己資本比率が下がる、

合併によって自己資本比率が下がるということを防止する、それによって合併をちゅうちよとする銀行があるといけないということでこの資本と公的資金の投入の枠組みを決めておりますし、それによつて預金者が今度そのペイオフが解禁になった場合に急激に預金を移さなければいけない、そういうことに關しても一年の特例を設ける等、やはりこの金融機関を、地域金融機関を主として念頭に置いて今回の法律でなければ対応し切れない重要な面が幾つか織り込まれているのではないかなというふうに思っております。

そうした点については是非とも御理解をいただいで、この法律の意味付けについて御評価いただければというふうに思っております。

○椎名素夫君 金融関係とは直接関係ないかもしれないけれども、ちよつと関連して伺っておきたいんですが、先ほど池田委員からの御質問で、再生法で随分大変なことまで決められるようなお話がありましたね、過剰状態がどうのこうのという国は社会主義の経済体制に転換するのかなと私は実は思つたんです。共産党の方にあいつ話を言われるというのはい体どういふことかと思うんですが。

それをちよつと広げて考えてみると、金融システム全体の話も、小泉さん以下構造改革で官から民へとおっしゃるけれども、民にやらせておくかどうかというのをやらないか間違ふかするんで、やっぱり手を出さないとどうにもならぬねという思想は、何かどこか根本的にお役所の方も、あるいはどこまでか知らないけれども内閣府の方も偏見をお持ちなんじゃないかという気がして、これ大変気になりますので。

例えば、ある分野で過剰があるというのは、確かにそうだと思うんですね。バブルの時期に作ってしまった様々な過剰があつて、その中に悲しいかな人間まで入つちやつていふと。だからリストラだというふうな話になるんだけれども。自由主義経済というの、過剰はどうやって解

消されるかというのは、要するに、過剰状態は、負けたところが退出して、それで収まるというところがそもその原理だと思ふんですね。お役所や政府が決めるというのと、もう大体歴史上実証されたような話をもう一度うちのお役所が一生懸命考えておられるというのは、私はちよつと慄然としたんですが、これは私の感想を申し上げるだけで、別に問いたですつもりありませんけれども、こういう懸念をさつき抱いたんですけれども、どうお思いになるか、もし御感想があれば伺いたい。

○国務大臣(竹中平蔵君) 恐らく椎名委員はブルッキングス研究所のバリー・ボスワースというエコノミストをよく御存じであろうかと思いますが、彼がよく言っていることでもありますけれども、日本の経済は完全なデュアルエコノミーである、二重の経済であると。

今、官が、政府が民間に介入するののかという御指摘がありました。例えば、我々は、自動車産業に、電気機械産業に、そういうところに対して政府が何かするとは全く思っていないわけでございます。

デュアルの意味は、そういった非常にグローバルな競争にさらされて、民間の非常に健全なプレッシャーの下で生産性を上げてきた部門と、一方で、民間とはいいいながら、非常に強い政府の規制の下で、本来の民間の経済のメカニズムを発揮できてこなかった部門が厳然として二重に存在しているということだと思います。結果的に見ると、前者は競争の中で非常に高い生産性と競争力を持っている。後者は非常に低い生産性と、競争力を持っていない。残念だけれども、日本の銀行部門というのは、やはり護送船団の中で、長年、民間企業でありながらある意味で役所以上に役所的だというふうに言われてきた部門であつたのだと思います。

これはいろいろ評価が分かれるところかもしれませんが、考えてみると、今、過剰供給の代名詞と言われる建設業については、これは公共事業の

発注という形で非常に官がこれまた大きくかわつてきた分野であると。民間でできることは民間にとこのは、やはり健全な民間にということであつて、そうではない民間部門については、まづ健全な民間部門になつていただかなければいけない。そのためには、政策の枠組みの変更も必要だし、場合によっては政府がかなりやらなければいけない場合もあるのではないか。そういうやり一つ一つの大きな問題に直面しているのではないかというふうに思つております。

我々は、基本的には、そういう市場のメカニズム、民間のメカニズムを活用することによつて自助自立の経済を作ること、もうこれしかないと思つておりますが、日本の場合、その前提となる民間部門がやはり歴史的に見て二重構造になつて特殊な形態になつていたという、この事実はやはり今踏まえて行動しなければいけないのではないかとこのうふうに思つております。

○椎名素夫君 質問することはもう終わつてしまつたんですが、もう一言この問題について申し上げておきたいんですが、そういうデュアルの二重構造ができてしまつたというのは、天然自然にできたわけでもないですね。やはりこれは、必要ではあつたかもしれませんが、国の政策でそういうふうな誘導されてしまつたところが非常に私は強いと思うんですね。

これはいつに始まつたことだとも言えませんが、私の父が昔の商工省から軍事省というのについて、それで統制経済というのを自分で経験したんですが、あれはとにかく、戦後になつてから言つておりましたけれども、絶対に手を付けちゃいけないよと。あれをやり始めると、最初は重点的な物資だけやつているつもりなのが、例えば値段を決めるといふことも、おしまいはつながらてきて植木鉢までやらなきゃならなくなつちゃうと、そういうものなんだといふことを言つておりました。

それを、戦後のひどいときは必要だつたかもしれないけれども、どこかで切つていかなきゃいけない

なかつた。それが今まで続いてきたし、今でも続いているようなところがありますね。だから、面倒見てやらなきゃいけないという成長しないんですよ、ほりり出さない。自転車のけいこみたいなもので、補助輪付けていつまでも走らせておくと、補助輪外した途端に転ぶんです。だけれども、おまへとにかく乗つてみるといつたら、三十遍ぐらい転ぶと、どうしておれは前になんかに転んだんだらうと思うほど一生乗れるようになつちゃう。それを是非続けたい。

それから、今おつしやつた悪い方の部分に入つていふと思つてゐる人たちの中に、これじゃないかと思つてゐる人は大分現れてきていふことは、私は実感している。しかし、その人たちが何を思ふかという、周りをみるとみんな依存心が強い人たちで、何かという政府だ、何かしてくれとかなんとか言つて、たまには自分自身でやろうと思ふ人たちよりもいい目を見ていふこと、で、だんだんモラルハザードみたいなものがうつつていくんです。

ですから、下手をすると、みんな助けようといふのはいいんですが、それを余りやりますと、何か延命治療をやつてゐる病人だけ満員の病院みたいなになつちゃう。健全な人も間違つてそういう病院に行つて診療を受けた途端に院内感染でまた病人になつちゃうといううなことは、これは起こりますよ、下手すると。

ですから、頭のいい方々が、やつぱりあの人たちはまだ目覚めていないと思はれるのはいいけれども、目覚めるといふのは、自分で目覚めないと駄目なんです。いつまでも二重構造といふのは残つちゃうんです、これ。そのところだけは大臣及び官僚の諸君も本當によく考へてやつていただきたいと思ひますね、これはこの問題に限らず。

終わります。

○委員長(柳田稔君) 他に御発言もないようですから、両案に対する質疑は終局したものと認めます。

次回は来る十日午前十時に開会することとし、
本日はこれにて散会いたします。
午後五時散会